

第3次一般廃棄物処理基本計画

(令和8年度～令和17年度)

(案)

令和8年3月

関ヶ原町

第3次一般廃棄物処理基本計画

目次

第1章 計画の位置づけの趣旨	1
1 計画の位置づけの趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象範囲	14
4 計画で扱う廃棄物の範囲	14
5 計画の期間	14
第2章 本町の概況	15
1 位置及び地勢	15
2 気象	16
3 人口動態	17
4 産業の動向	19
5 土地利用	24
第3章 ごみ処理の現状と課題	25
1 ごみ処理の概要	25
2 分別区分と処理フロー	26
3 ごみ処理体制	28
4 ごみ処理実績	32
5 前計画目標値の達成状況	39
6 国及び県等の計画目標値との比較	42
7 ごみ処理の評価（県の実績値との比較）	43
8 ごみ処理費用	44
9 前計画の施策の実施状況	45
10 住民満足度（アンケート結果）	46
11 ごみ処理の課題の抽出	49

第4章 ごみ処理基本計画	50
1 基本理念	50
2 基本方針及びごみ減量化・資源化（食品ロス削減）の施策	51
3 ごみ排出量・処理量の見込み	57
4 ごみ処理の目標値	63
5 収集・運搬計画	66
6 中間処理計画	69
7 最終処分計画	69
8 その他ごみの処理に関し必要な事項	70
第5章 生活排水処理の現状と課題	71
1 生活排水の処理体系	71
2 生活排水の処理主体	73
3 生活排水処理体制	73
4 生活排水処理の実績	75
5 生活排水処理の課題	77
第6章 生活排水処理基本計画	78
1 生活排水処理の基本理念	78
2 生活排水処理の基本方針及び施策	78
3 生活排水処理の見込み	79
4 生活排水処理の目標値	80
5 生活排水処理に関する基本事項	81
第7章 計画の推進	85
1 脱炭素社会・循環共生型社会の実現とSDGsの目標達成	85
2 計画の推進と公表	86

第1章 計画の位置づけの趣旨

1 計画の位置づけの趣旨

関ヶ原町（以下、「本町」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、平成28年3月に、平成28年度から令和7（平成37）年度までを計画期間とする「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

前計画の期間が令和7年度で満了することから、各種法改正や新しく策定された法律、清掃・リサイクル事業を取り巻く様々な情勢の変化等を踏まえて見直しを行い、併せて、食品ロス削減推進計画を本計画に盛り込むことを目的として、本計画を改定します。

ごみ処理基本計画の改定は、「ごみ処理基本計画策定指針（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 平成28年9月）」を踏まえて行い、併せて、食品ロスの削減に関する法律第13条に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」を盛り込みます。

2 計画の位置づけ

(1) 廃棄物処理関連法令及び関連計画等

本計画、並びに関連法令及び計画との位置づけは、図 1-1 に示すとおりです。

本計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定めるものであり、国及び県の計画並びに本町の総合計画や環境基本計画等の関連計画と連携・整合を図ります。併せて、食品ロスの削減に関する法律第 13 条に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」を盛り込みます。

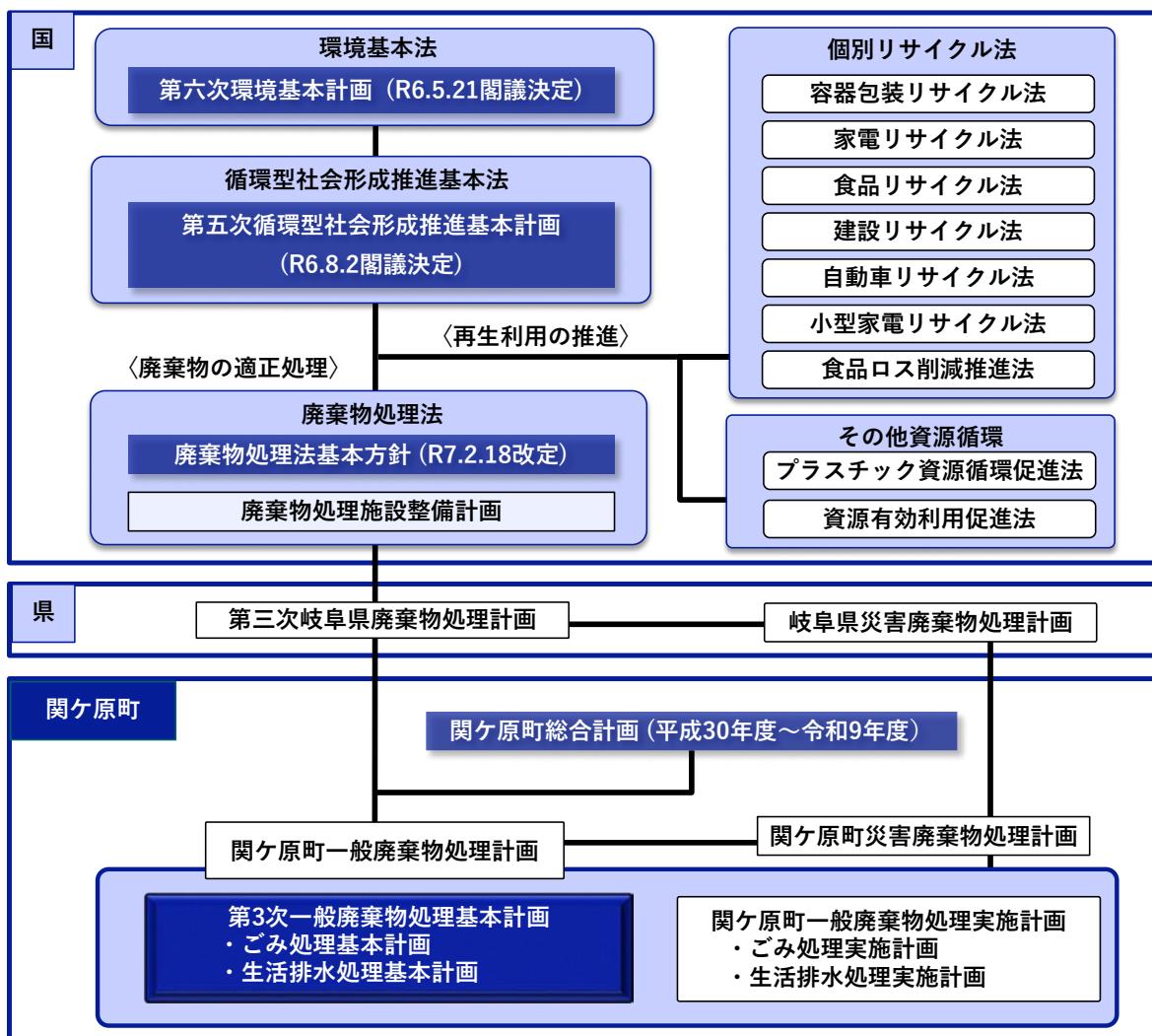


図 1-1 計画の位置づけ

(2) 国際的な関連計画

ア SDGs

SDGs は、2015 年の国連サミットで採択された国際的な目標です。「誰一人取り残さない」を基本理念とし、2030 年までに持続可能な社会を実現するために、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。

本計画に関連する SDGs のゴール及びターゲットは図 1-2 に示すとおりです。

特に、「ゴール 12 つくる責任 つかう責任」は、持続可能な消費と生産のパターンを確保することを、「ゴール 6 安全な水とトイレを世界中に」は、すべての人々が安全な水と衛生施設を利用できるようにすることを目指しています。

ゴール	ターゲット	
 4 質の高い教育をみんなに	4.7	2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
 6 安全な水とトイレを世界中に	6.3	2030 年までに、汚染を減らす、ゴミが捨てられないようにする、有害な化学物質が流れ込むことを最低限にする、処理しないまま流す排水を半分に減らす、世界中で水の安全な再利用を大きく増やすなどの取り組みによって、水質を改善する。
	6. b	水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する
 7 どうエネルギーをみんなにそしてクリーンに	7.2	2030 年までに、世界のエネルギー・ミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
 8 働きがいも経済成長も	8.4	2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
 11 住み続けられるまちづくりを	11.6	2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
 12 つくる責任 つかう責任	12.3	2030 年までに、お店や消費者のところで捨てられる食料（一人当たりの量）を半分に減らす。また、生産者からお店への流れのなかで、食料が捨てられたり、失われたりすることを減らす。
	12.5	2030 年までに、ごみが出ることを防いだり、減らしたり、リサイクル・リユースをして、ごみの発生する量を大きく減らす。
 13 気候変動に具体的に取り組む	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
 14 海の豊かさを守る	14.1	2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
 15 山の豊かさを守る	15.4	2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
 17 各国が連携し、目標を達成しよう	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

図 1-2 本計画に関連する SDGs のゴール及びターゲット

イ パリ協定

持続可能な社会の構築に向けて最大の障害は気候変動問題です。

平成 27 年の国連気候変動枠組条約の締約国会議(通称 COP)で合意された「パリ協定」の概要は図 1-3 に示すとおりです。世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べ 1.5°C に抑えることを目標としています。

日本は、この目標達成のため、2030 年度までに温室効果ガスを 2013 年度から 46% 削減することを目指しており、さらに 50% 削減の高みを目指すことを表明しています。

この目標に向けて、令和 3 年 10 月には、地球温暖化対策計画や気候変動適応計画が改定され、カーボンニュートラル※を目指すための様々な取り組みが進められており、廃棄物分野でも脱炭素に向けた取り組みが求められています。

パリ協定の概要	
目的	世界共通の <u>長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2°Cより十分下方に保持。</u> 1.5°Cに抑える努力を追求。
目標	上記の目的を達するため、 <u>今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成</u> できるよう、排出ピークができるだけ早期に迎え、最新の科学に従って <u>急激に削減</u> 。
各国の目標	各国は、約束（削減目標）を作成・提出・維持する。削減目標の目的を達成するための国内対策をとる。 <u>削減目標は、5年毎に提出・更新し、従来より前進を示す</u> 。
長期戦略	<u>全ての国が長期の低排出開発戦略</u> を策定・提出するよう努めるべき。（COP決定で、2020 年までの提出を招請）
グローバル・ストックテイク (世界全体での棚卸し)	<u>5年毎に全体進捗を評価するため、協定の実施を定期的に確認</u> する。世界全体の実施状況の確認結果は、各国の行動及び支援を更新する際の情報となる。

図 1-3 パリ協定の概要

※ カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出量と吸収量を実質的にゼロにすることです。具体的には、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量から、植林や森林管理による吸収量を差し引いて、合計をゼロにすることを目指します。

(3) 国の関連計画

ア 第六次環境基本計画

第六次環境基本計画は、第一次計画からちょうど 30 年の節目に策定された環境基本計画です。本計画の基本的考え方・構成は図 1-4 に示すとおりです。

現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング*／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げた、という点が大きな特徴です。

現在、私たちが直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の 3 つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を打ち出しています。

廃棄物処理においても、循環経済を理解し、焼却や埋立に依存せず、再生材の質・量の向上を図る必要があります。

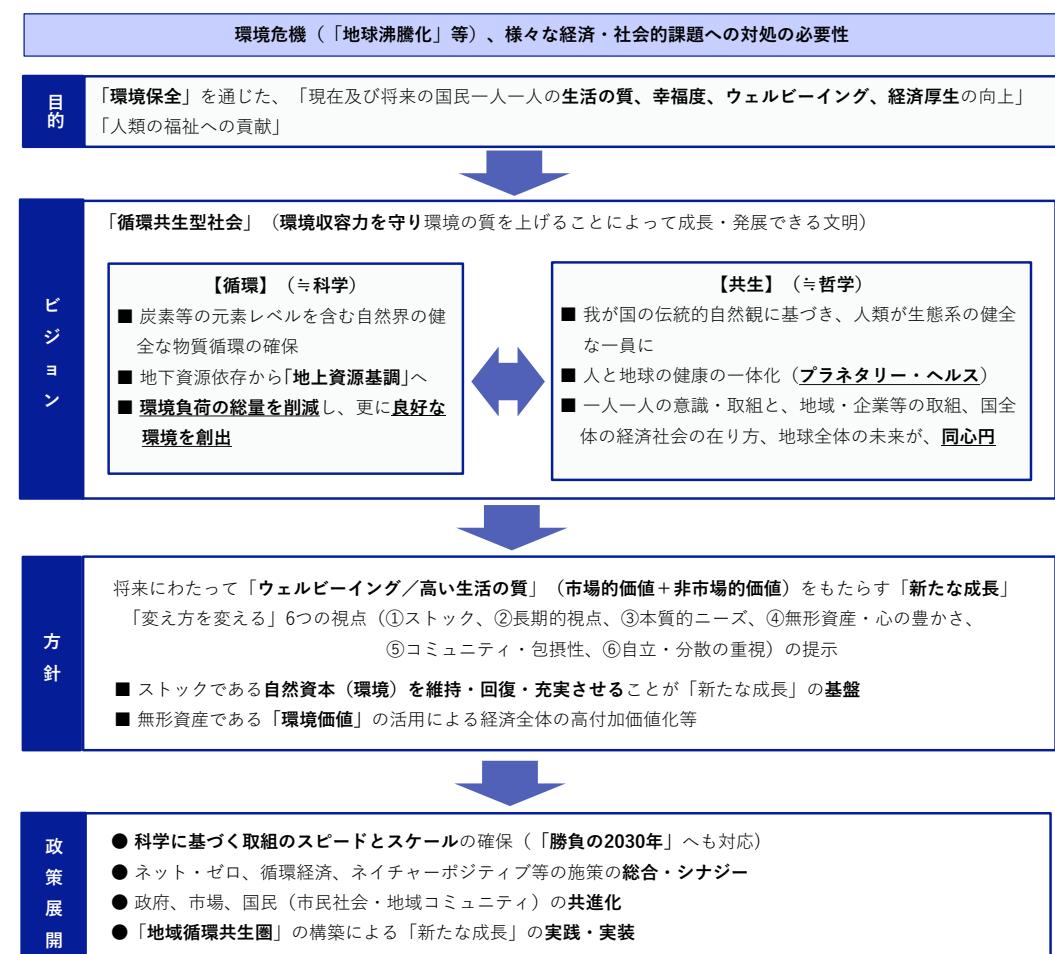


図 1-4 第六次環境基本計画の基本的考え方・構成

* ウェルビーイングとは、心身ともに健康で、社会的に満たされた状態のことです。幸福と訳されることもあり、WHO 憲章で注目されました。創造性や仕事のパフォーマンス向上に繋がり、組織への良い影響も期待できるため、企業の人事戦略においても重視されています。

イ 第五次循環型社会形成推進基本計画

第五次循環型社会形成推進基本計画とは、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものです。

循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものであり、国家戦略として取組むべき重要な政策課題です。

こうした観点から、本計画では、循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上で、5つの重点分野及び図1-5に示す循環型社会に関する全体像の指標（概要）を掲げています。

【第五次循環型社会形成推進基本計画の5つの重点分野】

- ① 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- ② 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③ 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- ④ 資源循環・廃棄物管理基盤の強靭化と着実な適正処理・環境再生の実行
- ⑤ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

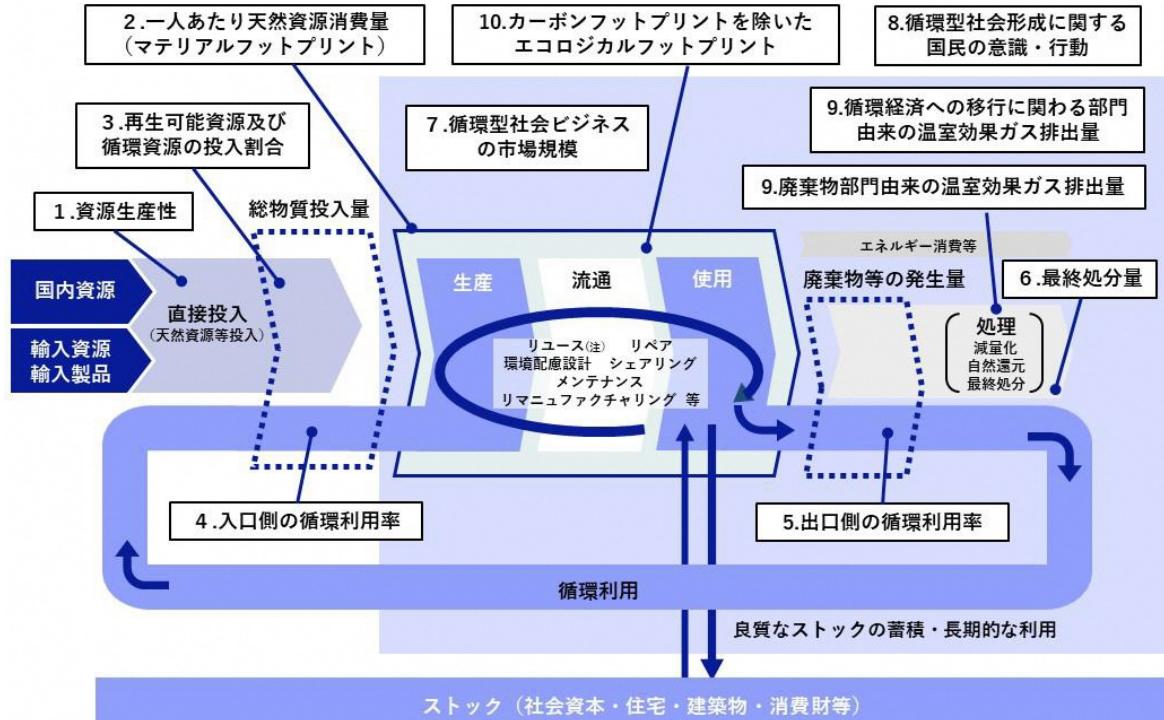


図1-5 循環型社会に関する全体像の指標（概要）

ウ 廃棄物処理法基本方針

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(以下、「廃棄物処理法基本方針」という。)は、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定められています。

令和6年8月に決定された第五次循環型社会形成推進基本計画と整合させる形で、表1-1に示すとおり目標値が改定されています。

表1-1 廃棄物処理法基本方針の目標値

指標	目標値(目標年度)
①一般廃棄物の排出量	令和4年度比約9%削減(令和12年度) ※40百万トン(R4年度)→約37百万トン(R12年度)
②1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約478グラム(令和12年度) ※R4年度は496グラム
③一般廃棄物の出口側循環利用率	約26%(令和12年度) ※R4年度は約20%
④1人1日当たりごみ焼却量※	約580グラム(令和12年度) ※R4年度は679グラム
⑤一般廃棄物の最終処分量	令和4年度比約5%削減(令和12年度) ※3.4百万トン(R4年度)→約3.2百万トン(R12年度)
⑥産業廃棄物の排出量	令和4年度比約1%増加に抑制(令和12年度) ※370百万トン(R4年度)→約374百万トン(R12年度)
⑦産業廃棄物の出口側循環利用率	約37%(令和12年度) ※R4年度は約37%
⑧産業廃棄物の最終処分量	令和4年度比約10%削減(令和12年度) ※8.7百万トン(R4年度)→約7.8百万トン(R12年度)
⑨廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合	46%(令和9年度) ※R2年度は約41%
⑩一般廃棄物の最終処分場の残余年数	22.4年分を維持(令和12年度) ※R4年度は23.4年分
⑪産業廃棄物の最終処分場の残余年数	17年分を維持(令和12年度) ※R4年度は20.8年分

※1人1日当たりごみ焼却量とは、国民1人が1日に排出する一般廃棄物のうち、焼却処理される量。本目標の減少は、国民・事業者のごみの発生抑制の取組に加え、自治体などのごみの焼却処理から循環利用への転換に向けた取組の進展を表す。

エ 食品ロスの削減の推進

ごみ処理と食品ロスの削減の推進の関係は、焼却施設の負担削減、処理コストの削減及び資源循環の促進にかかわりがあります。

廃棄された生ごみの多くが焼却処分されています。食品廃棄物は水分を多く含むため燃えにくく、効率の悪い焼却を強いてしまい燃料や灰の処分費用が膨らみます。また、食品ロスは食品の生産過程で二酸化炭素を排出し、さらに焼却処理の過程でつまり「作るとき」と「捨てるとき」に二重で環境負荷が発生してしまいます。このため、食品廃棄物は分別すれば肥料・飼料・バイオガス発電などに活用可能となります。

地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画は、国の削減目標や実施する基本的施策と調和する形で検討されることが望まれています。

計画の策定に当たっては、食品ロス削減推進法のほか、この法律に基づき策定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和7年3月25日閣議決定）が示されており、各主体が連携し、削減に取り組むための指針となっています。

【食品ロスの削減の目標】

2000年度比で 2030年度までに

①家庭系食品ロスは、50%削減

事業系食品ロスは、60%削減

②食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を 80%

表 1-2 食品ロスの削減の推進に関する基本的施策

施策	内容
教育及び学習の振興、普及啓発等	国民が、それぞれの立場で食品ロスの削減に自発的に取り組んでいくよう、その重要性についての理解と関心の増進等のための教育や普及啓発の施策を、食育に関する取り組みと連携しながら推進する。
食品関連事業者等の取り組みに対する支援	食品ロス削減のための取り組み事例の共有・周知を図りながら、生産、製造、販売等の各段階において発生している食品ロスの削減のための積極的な取り組みを推進する。
表彰	食品ロスの削減に関し顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行う。
実態調査及び調査・研究の推進	食品ロスの削減に関する施策の効果的な実施に資するよう調査及び研究を推進する。
情報の収集及び提供	食品ロスの削減について、先進的な取り組みに関する情報その他の情報を収集し、提供する。
未利用食品を提供するための活動の支援等	フードバンク活動は、食品ロスの削減に直結するものであるほか、生活困窮者への支援などの観点からも意義のある取り組みであり、国民に対してフードバンク活動への理解を促進する。

オ プラスチック資源循環戦略

プラスチックは、その有用性から、幅広い製品や容器包装にあまねく利用されており現代社会に不可欠な素材です。

その一方で、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックに係る資源循環の促進等の重要性が高まっています。

これを受け、わが国では、これら課題に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、「プラスチック資源循環戦略」を令和元（2019）年5月に策定し、「3 R + Renewable」の基本原則と、表1-3に示すマイルストーンを掲げています。

表1-3 プラスチック資源循環戦略のマイルストーン

項目	マイルストーン
リデュース	①2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制
リユース・リサイクル	②2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに ③2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル ④2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用
再生利用・バイオマス プラスチック	⑤2030年までに再生利用を倍増 ⑥2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

カ プラスチック資源循環促進法

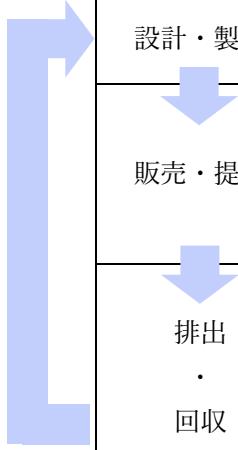
国内外のプラスチック廃棄物をめぐる環境変化に対応するため、国は令和3（2021）年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を制定しました。

この法律は、製品の設計から廃棄物の処理に至るまで、プラスチックの資源循環（3R+Renewable）を促進するための措置を講じるものです。

法律の目的は、プラスチック使用製品の使用合理化、廃棄物の再商品化や再資源化を進め、生活環境の保全と国民経済の発展に寄与することにあります。

この実現には、全ての関係主体が役割分担に基づき、相互に連携・参画し、資源循環を一体的に進めることが重要です。

表 1-4 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要



ライフサイクル	法での措置事項 (概要)	対象	対象者
設計・製造	プラスチック使用製品 設計指針	プラスチック 使用製品	プラスチック使用 製品製造事業者等
販売・提供	特定プラスチック 使用製品の使用の合理化	特定プラスチック 使用製品 (12 品目)	特定プラスチック 使用製品提供事業 者 (小売・サービ ス事業者等)
排出 ・ 回収 ・ リサイクル	市区町村による 分別収集・再商品化	プラスチック 使用製品廃棄物	市区町村
	製造・販売事業者等によ る自主回収・再資源化	自らが製造・販売・ 提供したプラスチッ ク使用製品	プラスチック使用 製品の製造・販売 事業者等
	排出事業者による 排出の抑制・再資源化等	プラスチック使用製 品産業廃棄物等	排出事業者

表 1-5 各関係主体の役割

関係主体	取り組み
事業者	①プラスチック使用製品設計指針に即してプラスチック使用製品を設計すること ②プラスチック使用製品の使用の合理化のために業種や業態の実態に応じて有効な取 り組みを選択し、当該取り組みを行うことによりプラスチック使用製品廃棄物の排出 を抑制すること ③自ら製造・販売したプラスチック使用製品の自主回収・再資源化を率先して実施する こと ④排出事業者としてプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等 を促進すること
消費者	①プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を 抑制すること ②プラスチック使用製品廃棄物を市区町村及び事業者双方の回収ルートに適した分別 をして排出すること ③認定プラスチック使用製品を使用すること
国	①必要な資金の確保等の措置を講ずること ②情報の収集、整理及び活用並びに研究開発の推進及びその成果の普及等の措置を講ず ること ③教育活動、広報活動等を通じた国民の理解醸成及び協力の要請等の措置を講ずること
市区町村	・家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化その他の国の 施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずること
都道府県	・市区町村がその責務を十分に果たすために必要な技術的援助を与え、国の施策に準じ てプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずること

(4) 県の関連計画

ア 第三次岐阜県廃棄物処理計画

岐阜県では、廃棄物の減量化と適正処理を推進するための基本方針として「岐阜県廃棄物処理計画」を策定しています。

廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進、美しい生活環境の保全及び災害・感染症・気候変動への備えの3つを施策の柱にするとともに、プラスチックごみ削減の推進、食品廃棄物削減の推進及び各主体との連携強化を重点分野に位置づけて、取組を推進しています。

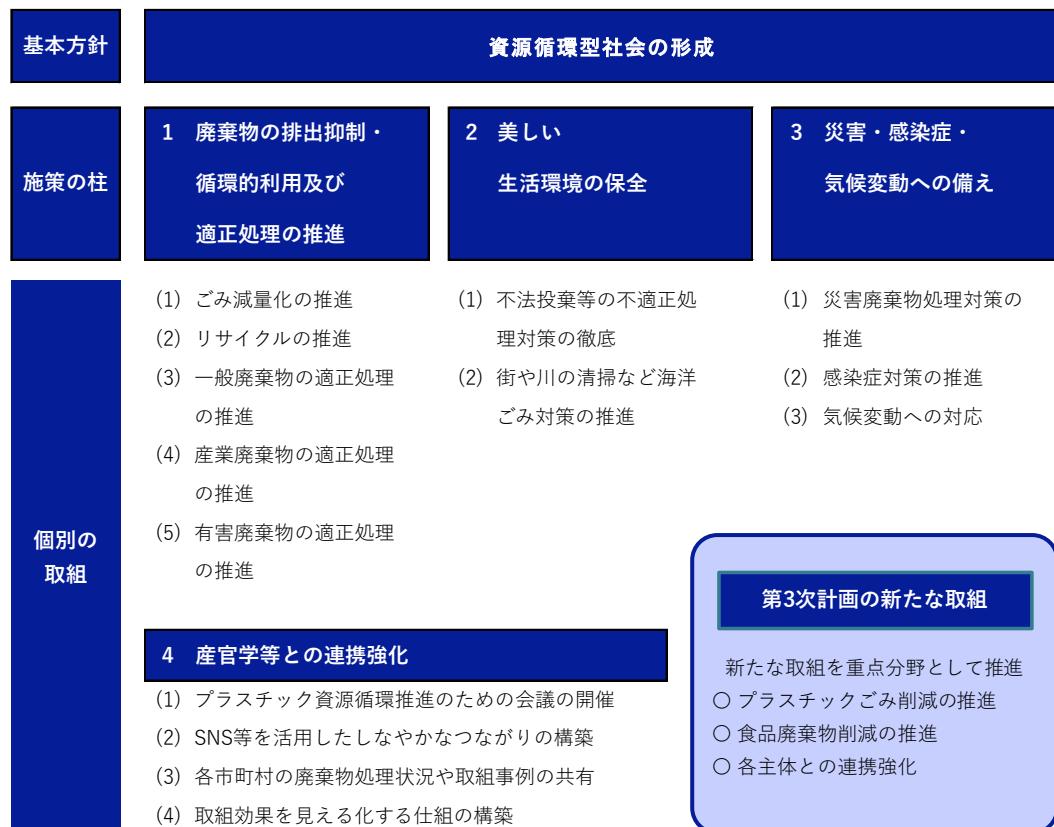


図 1-6 第三次岐阜県廃棄物処理計画の概要

表 1-6 岐阜県廃棄物処理計画の目標値

指標	令和5年度実績	令和12年度
一般廃棄物の減量化に関する目標値		
排出量	622千トン	548千トン
再生利用率(量)	22%(135千トン)	26%(142千トン)
中間処理による減量	442千トン	369千トン
最終処分量	45千トン	37千トン
プラスチックごみと食品廃棄物に関する目標		
1人1日当たり生活系ごみ排出量	622g/人・日	595g/人・日
事業者当たりのごみ削減率(2018年度比)	3.3%減	10%減

イ 岐阜県食品ロス削減推進計画（令和4（2022）年3月）

岐阜県では、食品ロス削減推進法第12条第1項の規定に基づき、食品ロスの削減を総合的かつ計画的に推進するため、「岐阜県食品ロス削減推進計画」を策定しています。

行政、事業者、消費者、関係団体等による取り組みを促進するとともに、各主体間の連携強化を図ることで、「オール岐阜」による食品ロス削減の取り組みを展開しています。

理念

自分事で取り組む食品ロス削減
～「清流の国ぎふ」を未来につなぐその一歩～

目指すべき将来像

① 消費者、事業者、関係団体、行政等の各主体が、自身の行動が環境に与える影響を理解し、食品ロス削減のための取り組みをはじめ、環境に配慮した行動を実践する社会

② 消費者、事業者、関係団体、行政等の連携協力のもと、食品ロスの削減につながる取り組みが「県民運動」として展開される社会

基本的な目標

① 家庭系、事業系ともに平成12（2000）年度比で令和12（2030）年度までに食品ロス発生量を半減させる。

② 令和12（2030）年度までに食品ロス削減の取り組みを3つ以上行う県民の割合を100%にする。

推進事項の方向性

① 発生抑制に重点を置いた食品ロスの削減

- ・食品ロス問題に関する知識や意識の向上と具体的な行動の実践
- ・家庭、事業者等による食品ロス削減の取り組み拡大

② 未利用食品等の有効活用及び適正な再生利用

- ・フードバンク活動、フードドライブ等の支援
- ・食品リサイクルの推進（食品廃棄物の飼料化、肥料化等）

③ 食品ロス削減推進体制の整備（食品ロス削減「県民運動」の推進）

- ・有識者、事業者、関係団体、行政等の多様な主体による連携、協力
- ・優良事例等の共有と展開

図1-7 岐阜県食品ロス削減推進計画の概要

(5) 本町の関連計画

ア 関ヶ原町総合計画

総合計画とは、まちづくりの総合的な計画として最も上位に位置づけられ、総合的かつ計画的な行政運営を進めていく上で、基本的な指針となるものです。

計画期間は平成 30 年度～令和 9 年度までの 10 年間とし、基本理念、将来都市像、基本目標は図 1-8 に示すとおりです。

基本目標「4 安全・安心に暮らせるまちづくり」において、ごみ収集・処理体制の充実、し尿の適正な処理を主要施策として掲げています。

ごみ処理については、環境保全の重要性が叫ばれる中、廃棄物等の発生を抑制し、有益な廃棄物は資源化して活用することで環境への負荷をできる限り減らす社会を形成していくことが求められています。

今後も、ごみの排出動向に即し、ごみ処理・リサイクル体制の充実を進めるとともに、住民への啓発活動を推進しながら、ごみ分別の徹底やごみの減量化、リサイクル等の促進、不法投棄の防止等に一層積極的に取り組んでいく必要があります。

し尿処理については、大垣衛生施設組合で処理を行っています。今後も、広域的な連携のもと、施設の適切な維持管理を図る必要があります。



図 1-8 基本理念、将来像及び基本目標

3 計画の対象範囲

本計画の対象区域は、本町全域とします。

4 計画で扱う廃棄物の範囲

廃棄物の種類と本計画の範囲は、図 1-9 に示すとおりです。

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、処理において市町村が統括的な責任を有する一般廃棄物を本計画の範囲とします。

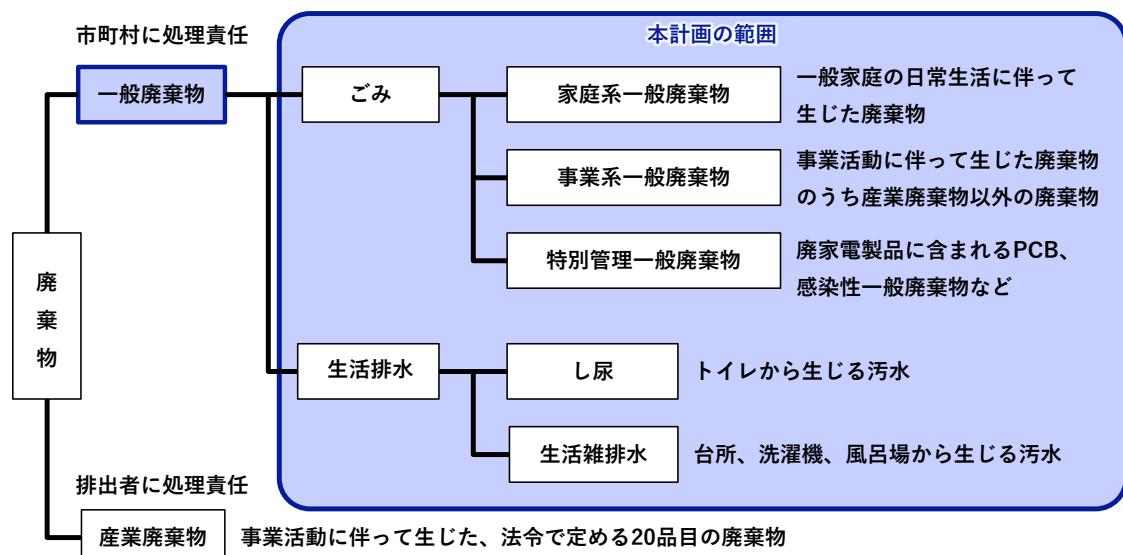


図 1-9 廃棄物の種類と計画の範囲

5 計画の期間

この計画の期間は図 1-10 に示すとおり、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とし、令和 12 年度を中間年次とします。

また、各種法改正や新しく策定された法律、清掃・リサイクル事業を取り巻く様々な情勢の変化等を踏まえて見直しを行うとともに、「ごみ処理基本計画」に「食品ロス削減推進計画」盛り込みます。

西暦	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
和暦	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
内 容 ・ 計 画 期 間	計 画 策 定	計画期間（10年）										計 画 目 標 年 度
中 間 目 標 年 度												

図 1-10 計画の期間

第2章 本町の概況

1 位置及び地勢

本町は、岐阜県の西端に位置し、北は伊吹山を主峰とする伊吹山地、南は鈴鹿山脈に囲まれています。平野部でも海拔100m～200mの高低差があり、変化の多い地形が特徴で、東西8.1km、南北12.5kmの町です。

町土の約80%を山林が占め、豊かな緑と史跡に恵まれ、古来より交通の要衝として栄えて、天下分け目の戦いが二度（壬申の乱・関ヶ原の戦い）行われた地としても有名です。また、本町は、県が管理する一級河川「相川、藤吉川、今須川、大栗毛川」の最上流部に位置しています。

本町には、名神高速道路関ヶ原ICがあり、広域的なアクセスが確保されているほか、国道21号、関ヶ原バイパス、国道365号を軸に、県道3路線、町道400路線により道路網が形成されています。

公共交通については、JR東海道本線が走り、関ヶ原駅が設置されています。また、自主運行路線バスのほか、関ヶ原町ふれあいバス（巡回コミュニティバス）を運行しています。



出典：地理院地図

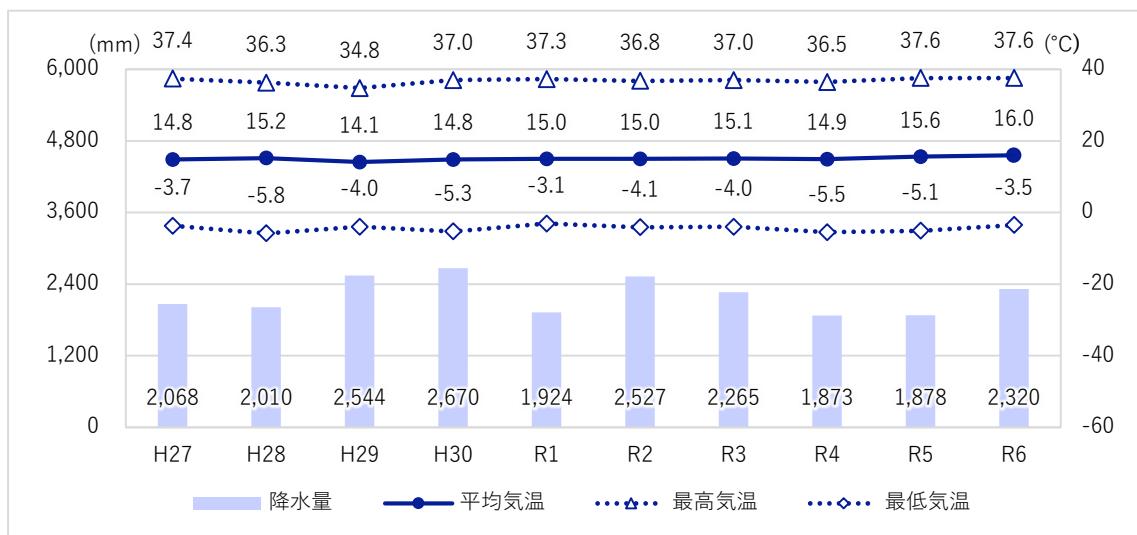
図2-1 関ヶ原町の地図

2 気象

過去 10 年間の気温及び降水量の推移は図 2-2 に、令和 6 年の月別気温及び降水量の推移は図 2-3 に示すとおりです。

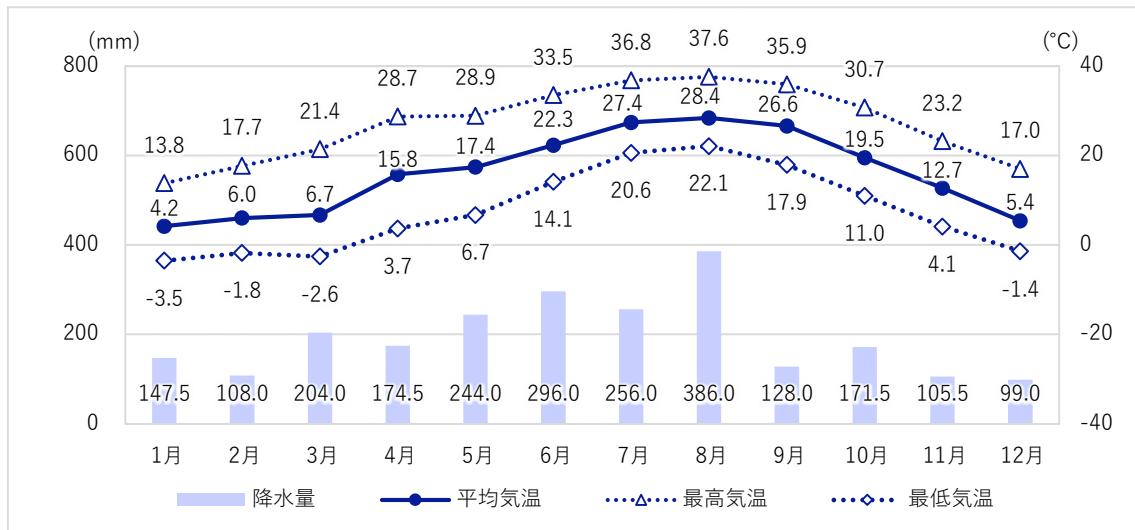
本町は、夏季は南東からの湿った空気の影響で豊富な降水に恵まれ、気温が高く、蒸し暑い日が多い一方、冬季は北西の風が強く、日本海からの多くの水蒸気が、山脈の途切れる隙間を通って南下し、ときとして多量の降雪となります。

近隣の市町に比べて冬期における降雪量が多くみられ、豪雪地帯対策特別措置法の豪雪地帯として指定されています。



資料：気象庁（関ヶ原）

図 2-2 気温と降水量の推移



資料：気象庁（関ヶ原）

図 2-3 月別気温及び降水量の推移（令和 6 年）

3 人口動態

(1) 人口及び世帯数

人口及び世帯数の推移は、図 2-4 に示すとおりです。

人口は 10 年間で 1,528 人 (20.6%) 減少し、また、1 世帯当たりの人口は 10 年間で 0.25 人 (8.83%) 減少し、世帯規模の縮小が進んでいます。



資料：県統計課「岐阜県人口動態統計調査」

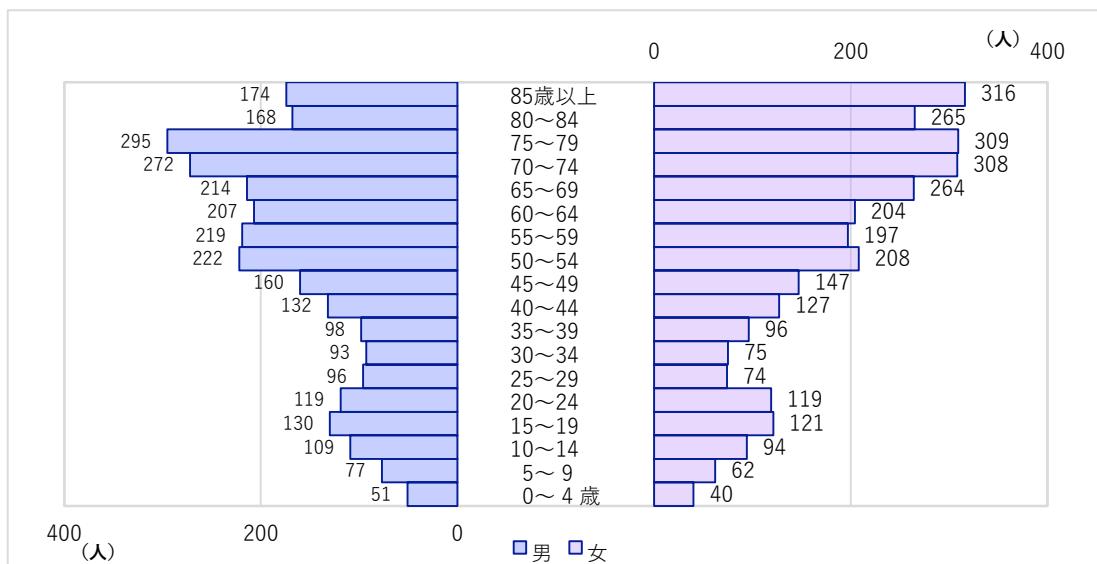
各年 10 月 1 日現在

図 2-4 人口及び世帯数の推移

(2) 年齢（5 歳階級）別男女別人口

年齢（5 歳階級）別男女別人口（人口ピラミッド）は、図 2-5 に示すとおりです。

年少人口（0～14 歳）は 433 人 (7.4%)、生産年齢人口（15 歳～64 歳）は 2,844 人 (48.3%)、高齢者人口（65 歳以上）は 2,585 人 (43.9%) となっており、高齢者人口に厚みがある人口構造となっています。



資料：県統計課「岐阜県人口動態統計調査」

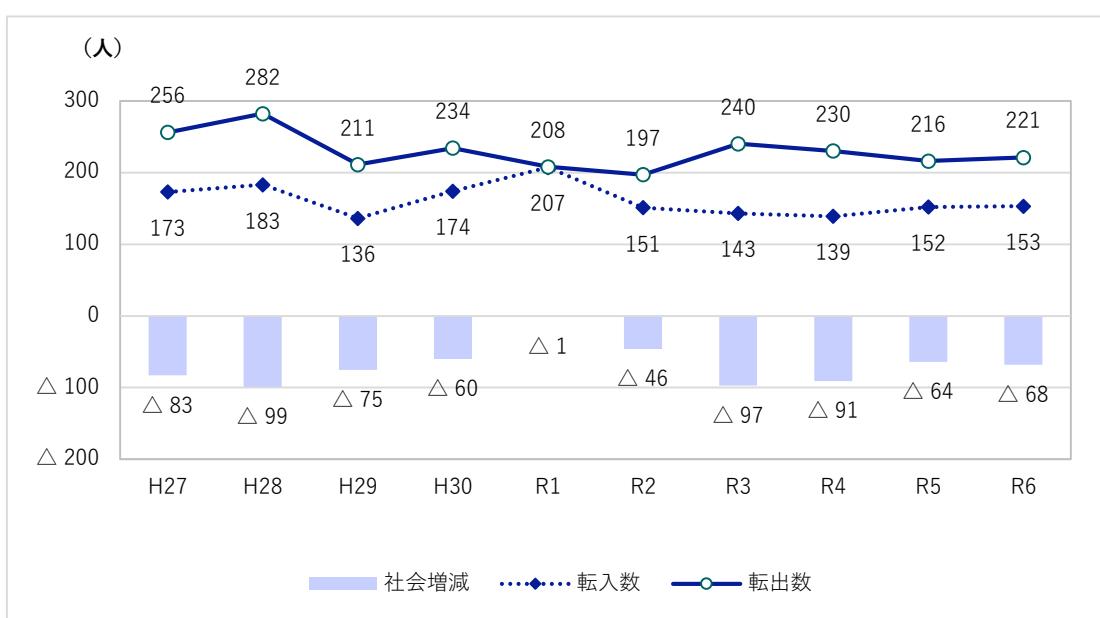
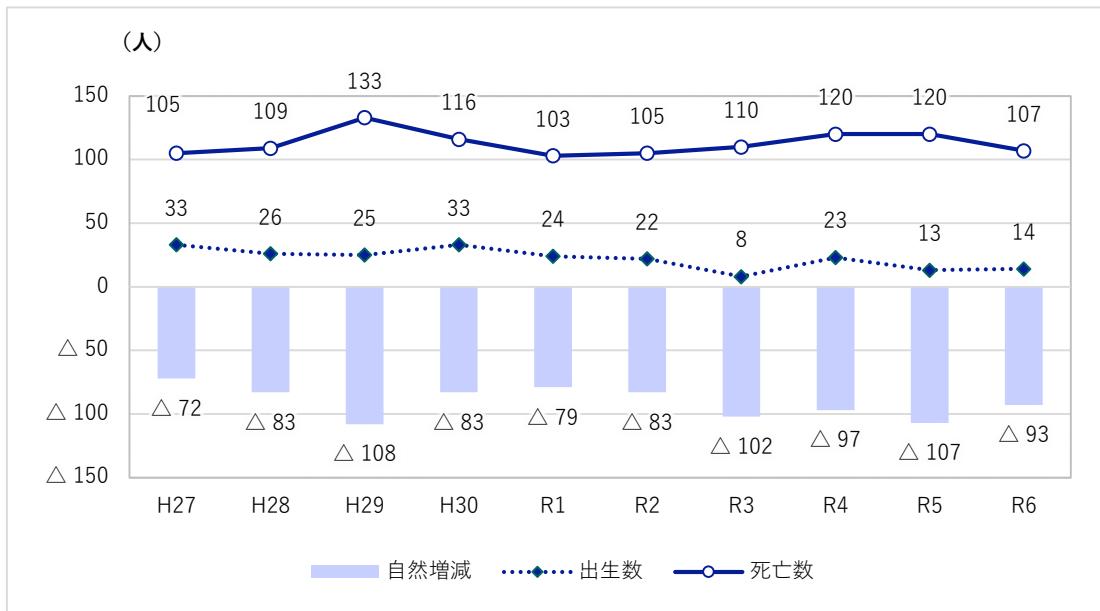
令和 6 年 10 月 1 日現在

図 2-5 年齢（5 歳階級）別男女別人口（人口ピラミッド）

(3) 人口動態

一定期間における出生及び死亡に伴う人口の動きである自然動態の推移は図 2-6 に示すとおりであり、死亡数が出生数を上回る自然減となっています。

一定期間における転入及び転出に伴う人口の動きである社会動態の推移は図 2-7 に示すとおりであり、転出数が転入数を上回る社会減となっています。



4 産業の動向

(1) 産業分類別事業所数及び従業者数

産業分類別の事業所数及び従業者数の内訳は表 2-1 に、割合は図 2-8 に示すとおりです。

事業所数では、卸売業・小売業が 71 事業所 (24.1%) と最も多くなっています。従業者数では、製造業が 1,526 人 (49.5%) と最も多く、約半数を占めています。

表 2-1 産業分類別事業所数・従業者数

区分	事業所数		従業者数	
	(事業所)	構成比	(人)	構成比
農業、林業、漁業	7	2.4%	110	3.6%
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	41	13.9%	298	9.7%
製造業	55	18.7%	1,526	49.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.7%	2	0.1%
情報通信業	1	0.3%	1	0.0%
運輸業、郵便業	6	2.0%	117	3.8%
卸売業、小売業	71	24.1%	333	10.8%
金融業、保険業	3	1.0%	30	1.0%
不動産業、物品賃貸業	9	3.1%	27	0.9%
学術研究、専門・技術サービス業	3	1.0%	4	0.1%
宿泊業、飲食サービス業	26	8.8%	185	6.0%
生活関連サービス業、娯楽業	17	5.8%	28	0.9%
教育、学習支援業	7	2.4%	15	0.5%
医療、福祉	15	5.1%	232	7.5%
複合サービス事業	5	1.7%	30	1.0%
サービス業（他に分類されないもの）	26	8.8%	144	4.7%
総数	294	100.0%	3,082	100.0%

資料：経済センサスー活動調査 ※ 民営事業所のみ

令和 3 年 6 月 1 日現在

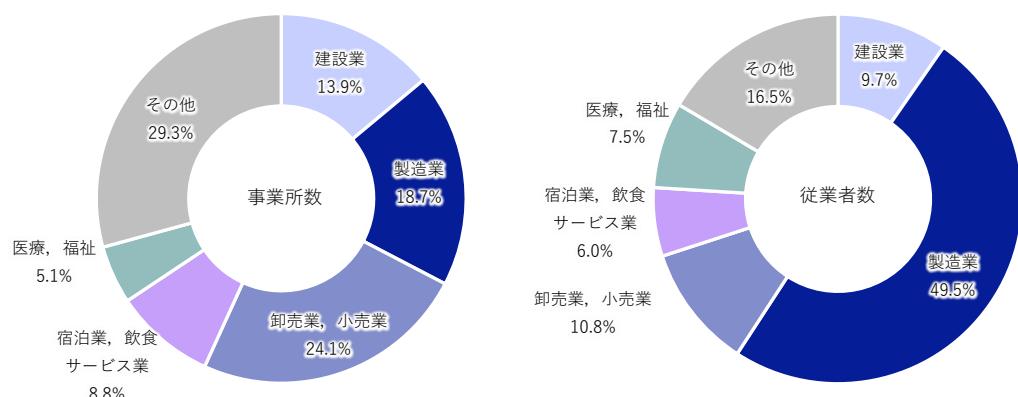


図 2-8 産業分類別事業所数・従業者数の割合

(2) 農業

農家数の推移は、図 2-9 に示すとおりです。準主業農家及び副業的農家は著しく減少しています。

経営耕地面積の推移は、図 2-10 に示すとおりです。田は減少し、畑は微増しています。

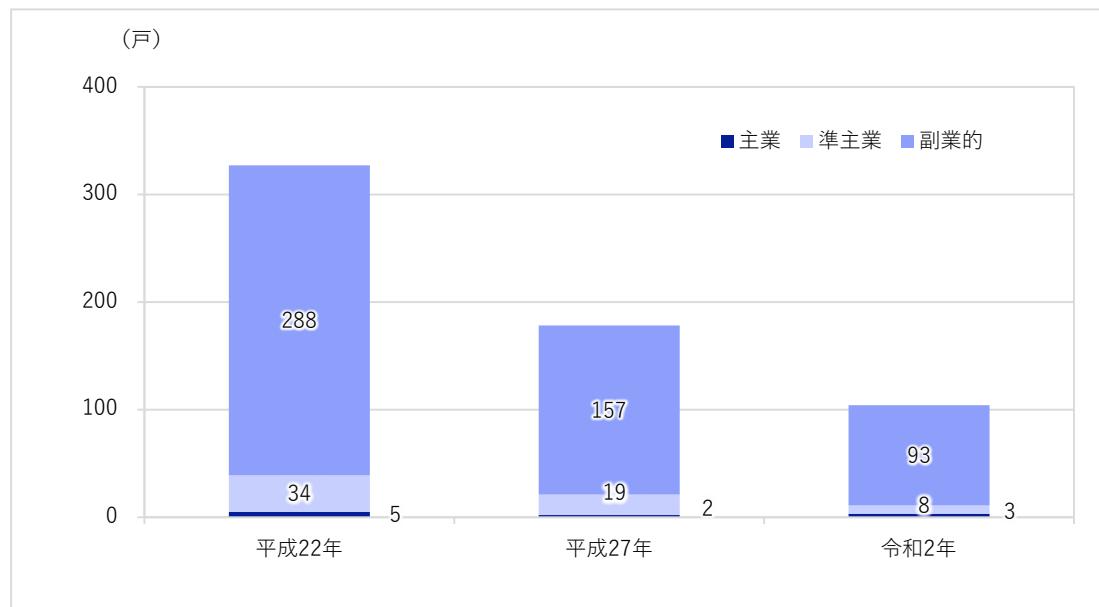


図 2-9 農家数の推移

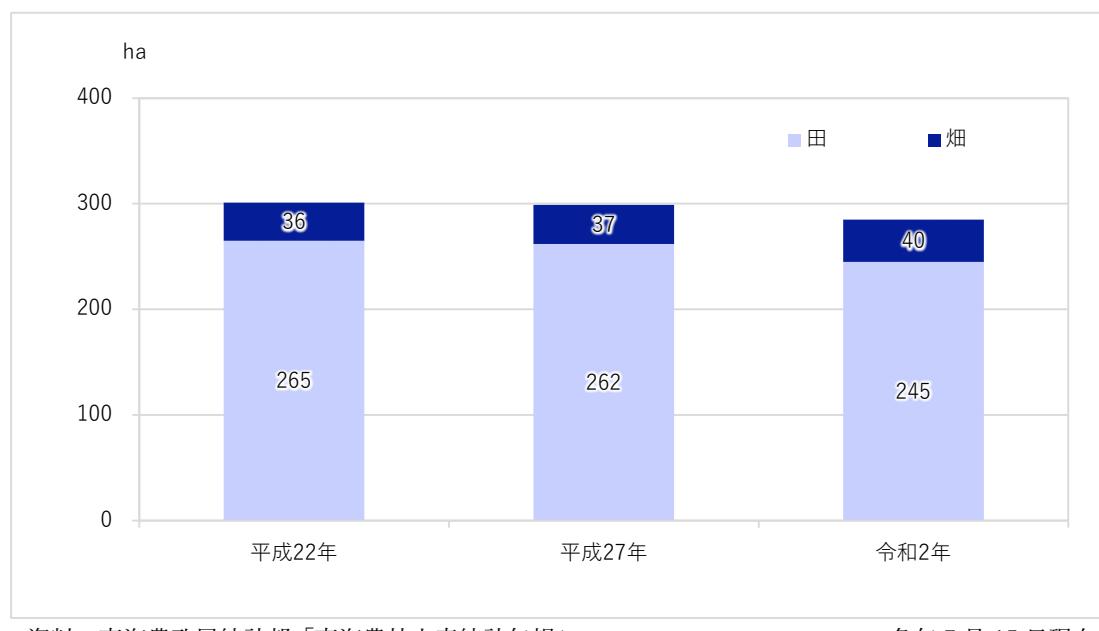


図 2-10 経営耕地面積の推移

(3) 工業

工業の事業所数、従業員数及び製造品出荷額等の推移は、図 2-11 に示すとおりです。事業所数は令和 2 年に減少しましたが、従業員数は逆に増加し、期間内で最多となっています。製造品出荷額等は平成 30 年をピークに減少した後、横ばいで推移しています。

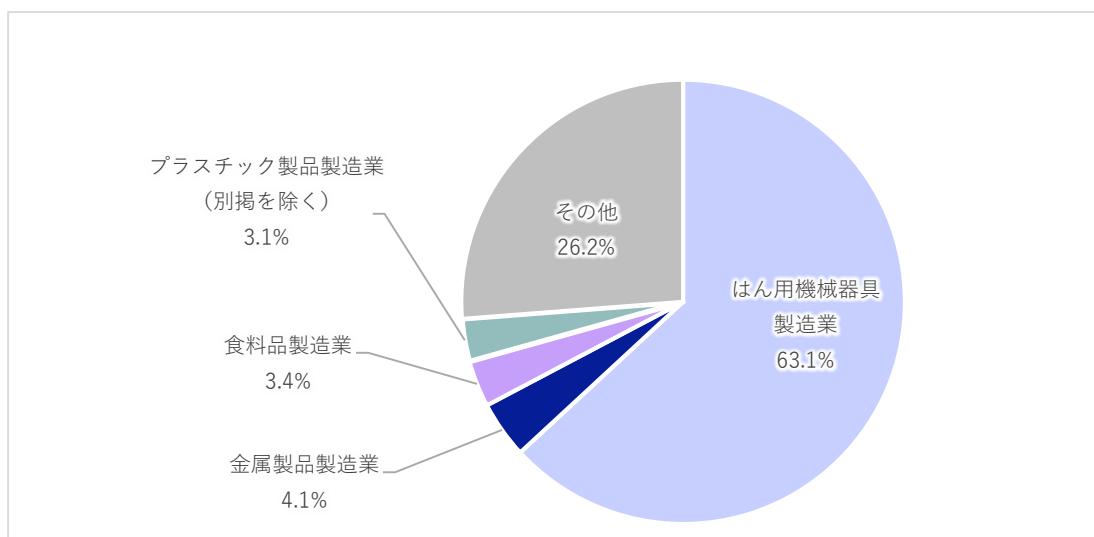
令和 2 年における産業分類別の製造品出荷額等の割合は図 2-12 に示すとおりです。はん用機械器具製造業が最も多く、63.1%を占めています。



※ 事業所数、従業者数は翌年 6 月 1 日現在

資料：工業統計調査（令和 2 年：令和 3 年経済センサス－活動調査）

図 2-11 工業の事業所数、従業員数及び製造品出荷額等の推移



資料：令和 3 年経済センサス－活動調査

図 2-12 産業分類別製造品出荷額等の割合（令和 2 年）

(4) 商業

商業の事業所数、従業員数の推移は、図 2-13 に示すとおりです。事業所数、従業員数は増加しています。

年間商品販売額の推移は、図 2-14 に示すとおりです。卸売業及び小売業の年間商品販売額は大きく増加しています。

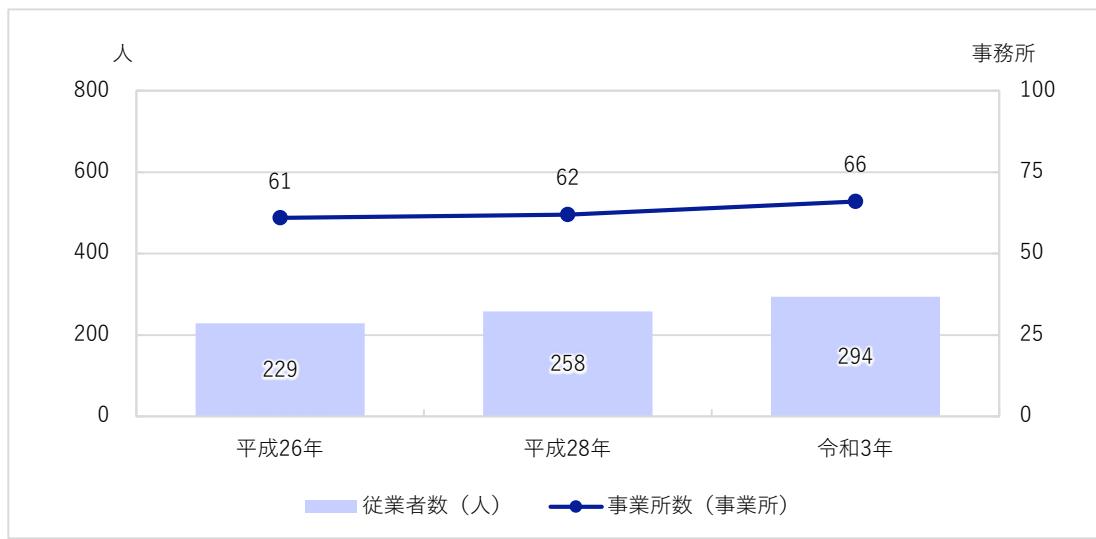
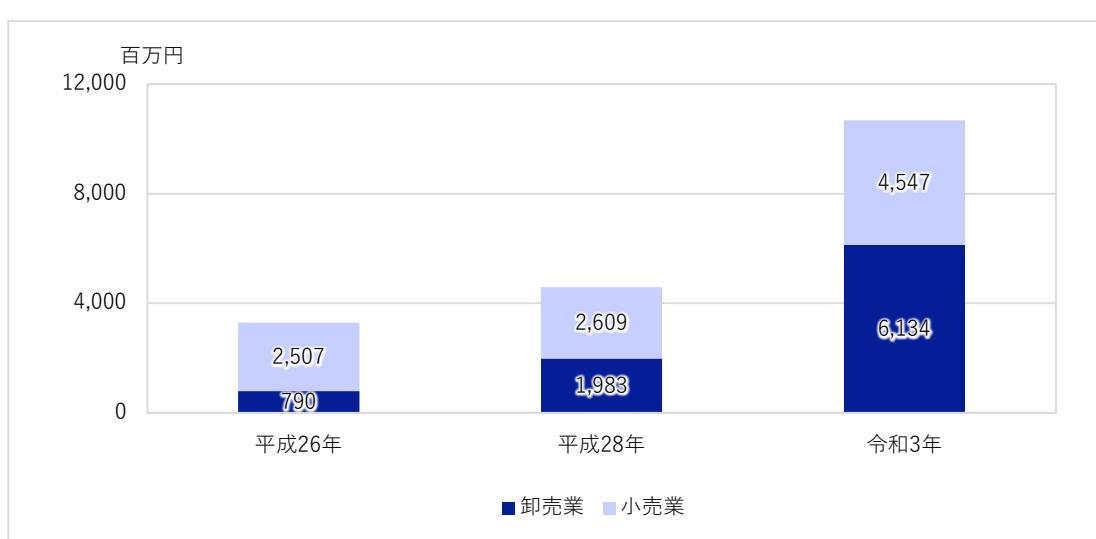


図 2-13 商業の事業所数及び従業員数の推移



資料：経済センサスー活動調査（平成 26 年：商業統計調査）

図 2-14 年間商品販売額の推移

(5) 観光

観光客数の推移は、表 2-2 に示すとおりです。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、令和 2 年及び令和 3 年は観光客数が大幅に減少しましたが、令和 4 年以降に増加し、令和 5 年は 80 万人を超えています。

表 2-2 観光客数の推移

単位：人

項目	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
関ヶ原町歴史民俗学習館	30,751	8,804	32,809	34,072	50,852
東海道自然歩道	22,690	14,640	15,552	18,350	19,853
関ヶ原鍾乳洞	32,698	30,868	25,858	30,181	35,847
古戦場史跡	72,252	50,016	62,209	54,388	70,620
胡麻の郷	86,300	31,200	10,030	32,550	40,700
sekigahara 花伊吹	237,300	79,927	33,860	64,980	105,100
伊吹山ドライブウェイ	200,433	218,387	173,002	214,490	231,618
関ヶ原ウォーランド	27,650	31,699	14,770	21,923	20,380
関ヶ原駅前観光交流館	35,497	24,417	23,246	33,957	38,598
笛尾山交流館	25,363	14,683	13,857	13,054	16,950
岐阜関ヶ原古戦場記念館	—	28,819	98,226	124,178	195,094
合計	770,934	533,460	503,419	642,123	825,612

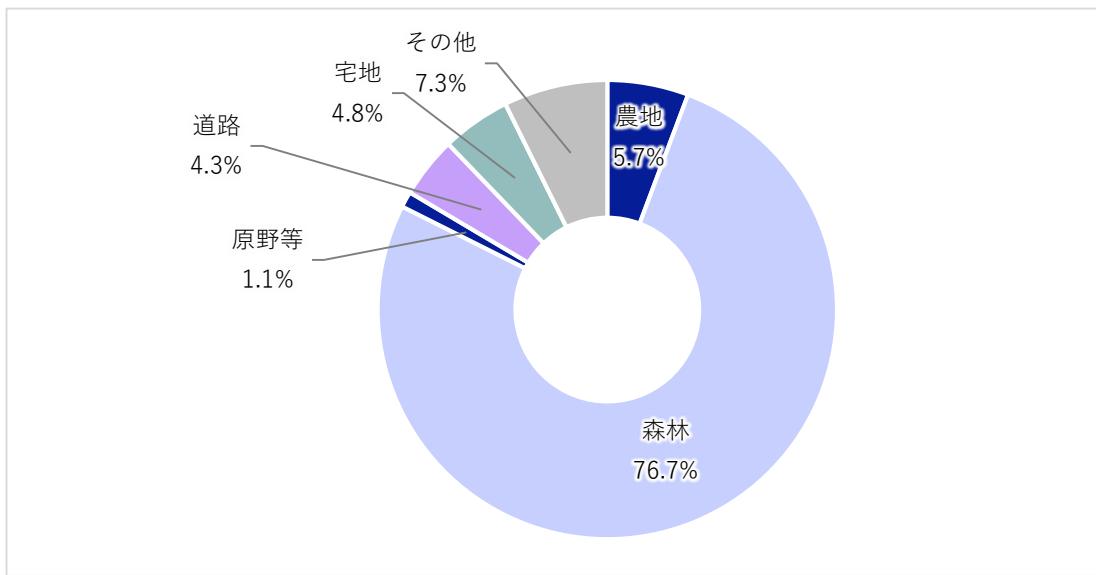
資料：岐阜県観光入込客数調査

5 土地利用

地目別土地面積の割合は、図 2-15 に示すとおりです。

本町の 8 割近くが山林で占められ、このうち北部及び南部山地を中心に揖斐関ヶ原養老国定公園に指定されるなど、良好な自然環境を形成しています。

残る平坦地においては、農地や宅地などの利用がなされており、住宅、商店、工場、公共施設などが連担する関ヶ原駅周辺や国道沿線の市街地は用途地域に指定され、この周辺に農地及び農村集落が分布しています。



資料：県都市政策課

令和 4 年 1 月 1 日現在

図 2-15 地目別土地面積の割合

第3章 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理の概要

本町のごみ搬入方法として、集積場での収集と、委託業者である関ヶ原衛生有限会社が設置・管理する拠点回収施設「ecos（エコス）」への直接搬入を採用しています。

燃やせるごみは、南濃衛生施設利用事務組合（以下、「南濃衛生」といいます。）の焼却施設「養老ドリームパーク」で焼却処理後、スラグは資源再生業者に、焼却残渣は組合の最終処分場で埋立処分されます。

燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみは、西南濃粗大廃棄物処理組合（以下、「西南濃粗大」といいます。）の処理施設「西南濃粗大廃棄物処理センター」で破碎・選別処理が行われ、可燃物、磁性物、不燃物に分けられ、それぞれ中間処理、資源化、最終処分が行われます。

資源物のうち、発泡スチロール及びプラスチック類は、南濃衛生のリサイクルセンターで中間処理後に資源再生業者に引き渡され、他の資源物は収集後直接資源再生業者に引き渡されます。

また、資源物ストックヤードに一時保管されるものは紙・布類、発泡スチロール及び小型家電です。



拠点回収施設「ecos（エコス）」



関ヶ原町資源物ストックヤード

2 分別区分と処理フロー

(1) 分別区分

本町が収集・回収するごみの分別区分は、表 3-1 に示すとおりです。

表 3-1 本町の分別区分

種別	内容
燃やせるごみ	台所ごみ、紙オムツ、紙くず、天ぷら油等、木くず、汚れたペットボトル、おもちゃやハンガーなどのプラスチック類、ビニール類、皮製品類、草・枯葉・枝、資源に出せない布類
燃やせないごみ	ガラス類、小型家電用品類、金物類、皿、湯飲み、電球、携帯用ガスコンロ、スプレー缶、ペンキ・油類の空缶
プラスチック製容器包装	カップ類（プラスチックに限る）、袋類、ボトル類、パック・トレイ類、家電製品などの緩衝材、ペットボトルのふた・ラベル
資源物	新聞・布類
	新聞紙（チラシ同梱OK）、衣類、着物・帯、タオル、シーツ、カーテン
	雑誌・本・パンフレット、その他の雑誌、牛乳等飲料用紙パック、ダンボール、厚紙
	ペットボトル
	飲料用、酒類用、しょう油用
	缶類
	ドリンク類、缶詰等食品用缶、のり缶、食用油缶、菓子食品の缶
	ビン類
	無色ビン、茶色ビン、その他の色のビン
	発泡スチロール
粗大ごみ	電化製品類、家具類、金属類、フトン・毛布・カーペット、木材類
有害ごみ	蛍光灯、鏡、体温計、温度計、ガスライター
乾電池	乾電池
小型家電	カメラ、電話機、掃除機、音楽プレーヤー、ノートパソコン、ゲーム機、電子文具、カーオーディオ、ビデオカメラ、ヘアドライヤー、リチウムイオン電池、モバイルバッテリー等

(2) ごみ処理フロー

本町のごみ処理フローは、図 3-1 に示すとおりです。

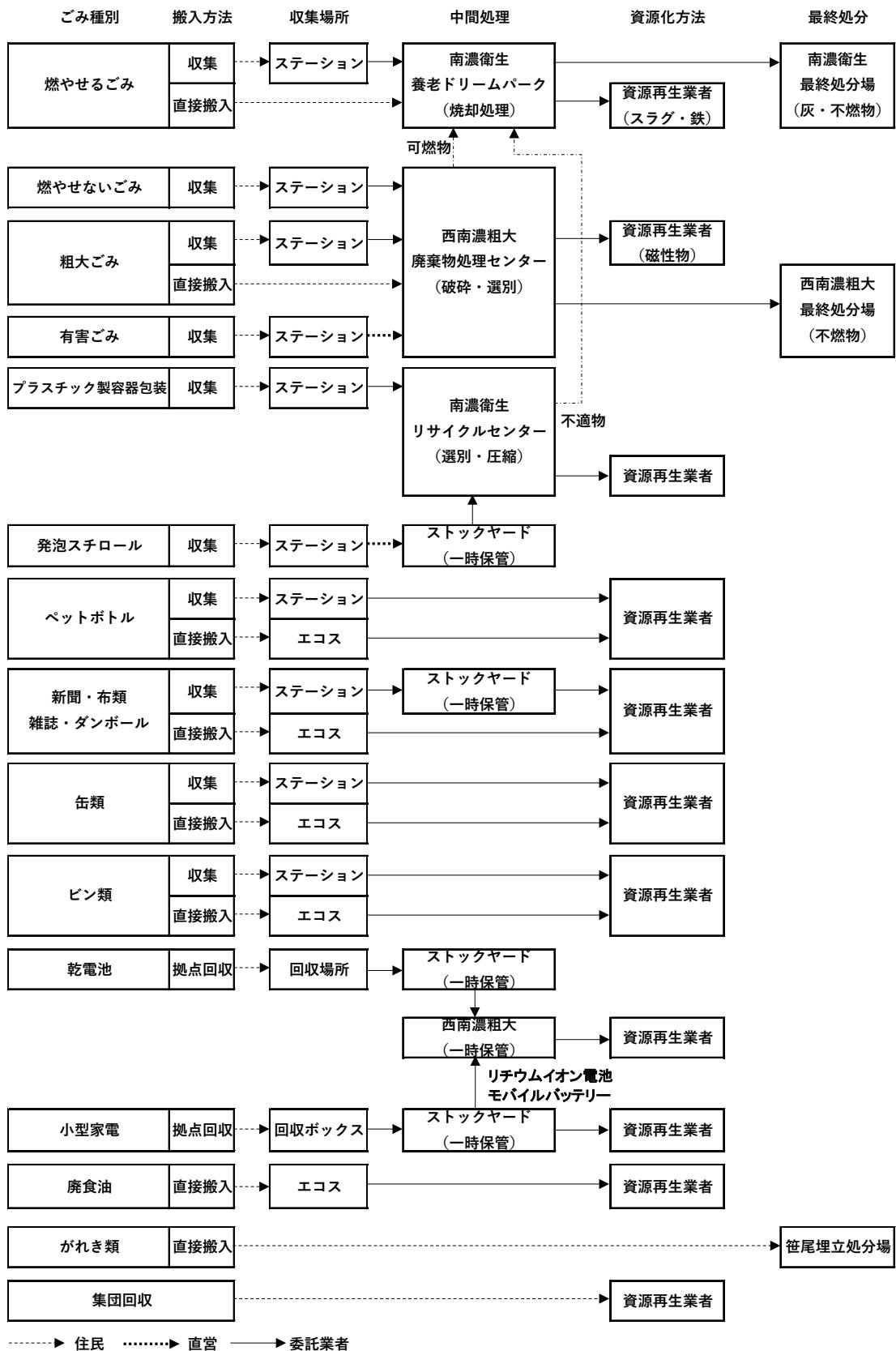


図 3-1 ごみ処理フロー

3 ごみ処理体制

(1) 収集・運搬

本町の収集・運搬体制は、表 3-2 に示すとおりです。

また、資源物ストックヤード及び拠点回収施設である ecos (エコス) の概要は、表 3-3 及び表 3-4 に示すとおりです。

表 3-2 収集・運搬体制

種別	収集形態	収集方法	収集頻度	排出方法
燃やせるごみ	委託	ステーション収集（一部拠点回収）	週 1 回	指定袋
燃やせないごみ			月 1 回	指定袋
プラスチック製容器包装			月 2 回	指定袋
新聞・布類			月 1 回	ひもで縛る
雑誌・ダンボール			月 1 回	ひもで縛る
ペットボトル			月 1 回	収集かご
缶類			月 1 回	収集かご
ビン類			月 1 回	収集かご
発泡スチロール	直営		2 ヶ月に 1 回	—
粗大ごみ	委託		年 4 回	—
有害ごみ	直営		年 4 回	—
乾電池	—	拠点回収	隨時	—
小型家電	—	拠点回収	隨時	—

表 3-3 ストックヤードの概要

項目	内容
名称	関ヶ原町資源物ストックヤード
所在地	不破郡関ヶ原町大字藤下 205
開設年月	平成 19 年 4 月
面積	3,980 m ²

表 3-4 ecos (拠点回収施設) の概要

項目	内容
名称	ecos (エコス)
所在地	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 3462-1
開設年月	平成 25 年 8 月
回収品目	ペットボトル、ペットボトルキャップ、空き缶、空き瓶、段ボール、新聞紙・チラシ、雑誌・雑紙、牛乳パック、古着類、かばん・くつ、廃食油、有害ごみ

(2) 中間処理

本町は、広域的なごみ処理体制のもと、組合において処理しており、ごみ処理施設の概要は表3-5及び表3-6に示すとおりです。

燃やせるごみは、南濃衛生施設利用事務組合の「養老ドリームパーク」のガス化溶融施設にて焼却処理が行われ、焼却残渣の一部は溶融スラグとして資源化されています。

また、資源物のうち、ペットボトル及びプラスチック類は、南濃衛生施設利用事務組合のリサイクルセンターで選別・圧縮・梱包処理されます。

燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみは、西南濃粗大廃棄物処理組合の処理施設「西南濃粗大廃棄物処理センター」で破碎・選別処理が行われ、可燃物、磁性物、不燃物に選別されます。

表3-5 養老ドリームパークの概要

項目	内容
施設名称	清掃センター（養老ドリームパーク）
所在地	岐阜県養老郡養老町有尾730番地
敷地面積	40,412m ²
建物面積	13,672m ²
竣工年月	平成21年1月

<ガス化溶融施設>

項目	内容
処理能力	80t/24h (40t/24h×2炉)
処理方式	流動床式ガス化溶融炉
受入・供給設備	ピット・アンド・クレーン方式（2段ピット方式）
焼却設備	流動床式ガス化炉+燃焼溶融炉
燃焼ガス冷却設備	熱回収+水噴射方式
排ガス処理設備	バグフィルタ+有害ガス除去装置+触媒反応塔
飛灰処理設備	セメント+キレート処理

＜リサイクルセンター＞

項目	内容
処理能力	16t/5h
古紙・布類処理ライン	圧縮梱包 (6.0t/5h)
プラスチック類処理ライン	破袋+手選別+圧縮梱包 (2.0t/5h)
発泡スチロール処理ライン	減容 (0.2t/5h)
金属類処理ライン	手選別+磁選+圧縮 (0.5t/5h)
ガラスビン処理ライン	手選別 (0.7t/5h)
陶磁器類処理ライン	粉碎 (0.05t/5h)
剪定枝処理ライン	破碎 (0.5t/5h)
建築廃材処理ライン	磁選+破碎 (6.0t/5h)
廃タイヤ処理ライン	ホイル外し+切断 (0.05t/5h)

表 3-6 西南濃粗大廃棄物処理センターの概要

項目	内容
施設名称	西南濃粗大廃棄物処理センター
所在地	岐阜県養老郡養老町有尾字下池内
面積	47,148.6 m ²
処理対象物	燃やせないごみ・粗大ごみ
処理能力	70t／5h
処理方式	破碎処理 二軸剪断式破碎機、横型回転式破碎機
建設年度	竣工 平成 10 年

(3) 最終処分

最終処分場の概要は、表 3-7 及び表 3-8 に示すとおりです。

本町が管理する笹尾埋立処分場では、がれき類の埋め立てを行っています。

また、本町の燃やせるごみの焼却残渣、燃やせないごみ・粗大ごみの破碎残渣は南濃衛生施設利用事務組合、西南濃粗大廃棄物処理組合が管理する最終処分場で埋立処分しています。

表 3-7 最終処分場の概要（本町管理）

項目	笹尾埋立処分場
名称	関ヶ原町笹尾埋立処分場
所在地	不破郡関ヶ原町大字藤下地内
処理対象物	がれき類（安定品目）
埋立面積	1,765 m ²
埋立容積	3,142 m ³
残余容量	1,836 m ³
埋立方式	その他埋立方式

表 3-8 最終処分場の概要（本町管理外）

項目	南濃衛生施設利用事務組合	西南濃粗大廃棄物処理組合
名称	一般廃棄物最終処分場	一般廃棄物最終処分場（管理型）
所在地	関ヶ原町大字関ヶ原字筑田地内	養老町有尾字下池地内
処理対象物	焼却残渣	不燃物（破碎残渣）
埋立面積	875 m ²	10,100 m ²
埋立容積	7,610 m ³	30,600 m ³
埋立方式	準好気性サンドイッチ方式	サンドイッチ方式
主要設備	・擁壁等流出防止設備 ・遮水工 ・浸出水集排水設備 ・雨水等集排水設備	・浸出水処理設備

4 ごみ処理実績

(1) ごみ排出区分の定義

本計画におけるごみ排出区分の定義は、図3-2に示すとおりです。

本計画では、住民及び事業者等によって排出される全ての一般廃棄物の量を「ごみ発生量」とします。

しかし、生ごみ堆肥化等の自家処理、民間事業者による資源の回収、事業者独自の資源回収・処理等については、実数として捉えることが困難なことから、これを除いたものを「ごみ総排出量」とします。

「ごみ総排出量」のうち、本町の家庭から排出されたものを「生活系ごみ」、事業所等から排出されたごみを「事業系ごみ」とします。

また、生活系ごみのうち、資源物と資源集団回収で集められた資源を除いた、処理・処分が必要な燃やせるごみ及び燃やせないごみ等を「家庭系ごみ」とします。

ごみ発生量	数値の把握が困難なもの (潜在ごみ)		生ごみ堆肥化等の自家処理 民間事業者による資源の回収や 事業者の独自処理
	生活系ごみ	資源集団回収	集団回収により集められる資源
		資源物	家庭から排出される収集または 拠点回収で集める資源
	家庭系ごみ	燃やせるごみ 燃やせないごみ等	家庭から排出される資源物以外の 処理・処分が必要なごみ
事業系ごみ		事業所等から排出されるごみ	

図3-2 ごみ排出区分の定義

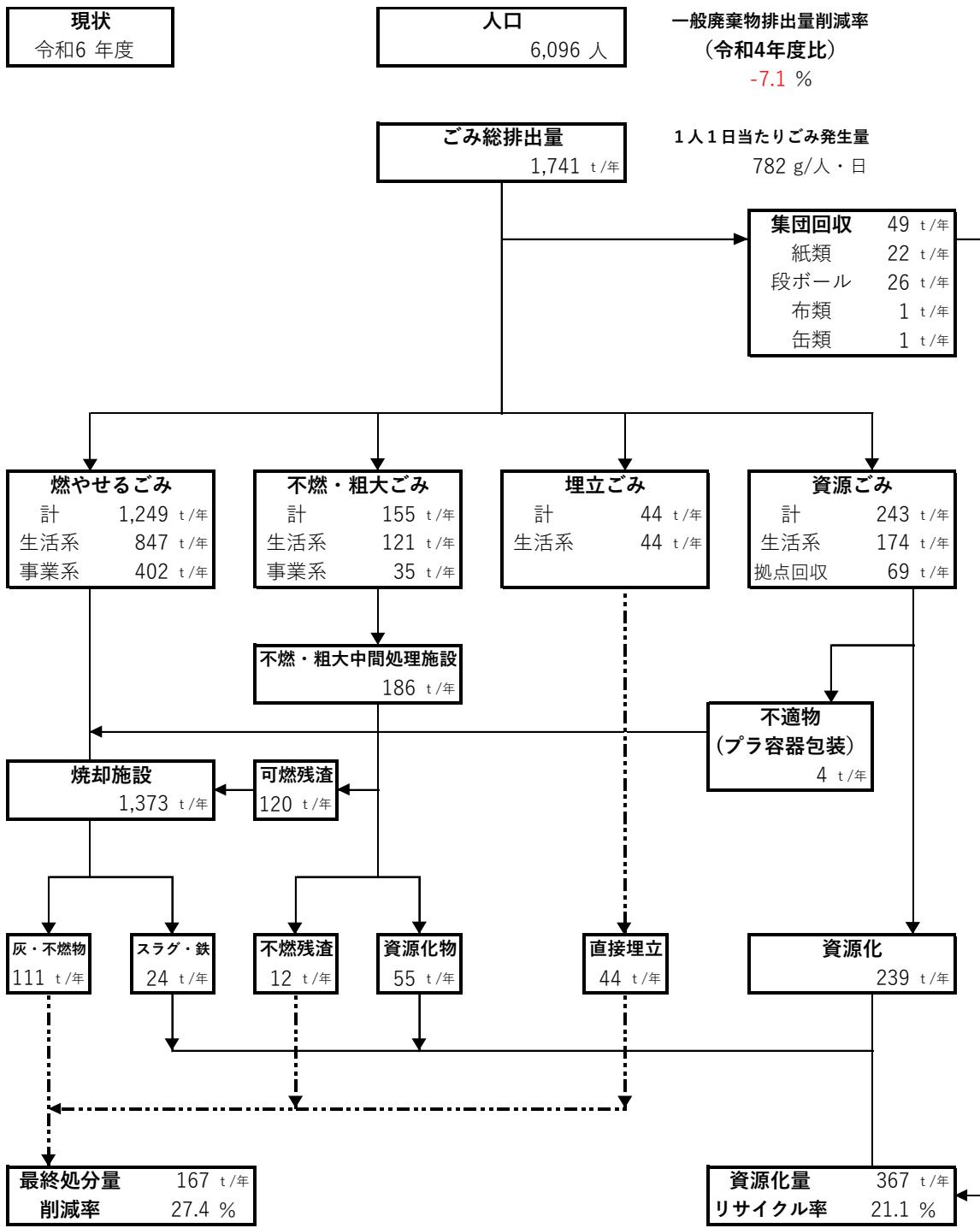
(2) ごみ排出量・処理量の推移

本町における過去5年間のごみ排出量、中間処理量、資源化量及び最終処分量の推移は、表3-9に示すとおりです。

また、令和6年度の一般廃棄物の処理状況フローは、図3-3に示すとおりです。

表3-9 ごみ排出量・処理量の推移

項目	単位	R2	R3	R4	R5	R6
年間日数	日	365	365	365	366	365
人口	人	6,771	6,577	6,384	6,244	6,096
一般廃棄物排出量削減率 (R4年度比)	%	5.2	-1.5	0.0	-5.3	-7.1
1人1日当たりごみ総排出量	g/人・日	797.4	769.1	804.2	776.5	782.4
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	g/人・日	459.0	451.9	458.2	435.8	434.8
1人1日当たりごみ焼却量	g/人・日	614.4	604.1	632.1	616.8	617.0
ごみ排出量	t/年	1970.7	1846.2	1873.8	1774.5	1741.0
生活系ごみ	t/年	1427.0	1390.9	1372.2	1261.7	1254.6
可燃ごみ	t/年	969.4	940.0	923.6	873.1	846.9
不燃・粗大ごみ	t/年	164.9	144.8	144.1	122.9	120.5
埋立ごみ	t/年	1.0	5.0	8.3	3.7	44.2
資源ごみ	t/年	220.8	218.4	212.8	186.5	174.1
拠点回収(エコス)	t/年	70.8	82.7	83.4	75.5	68.9
事業系ごみ	t/年	464.7	389.4	435.4	459.2	437.0
可燃ごみ	t/年	361.8	351.9	393.2	420.7	402.3
不燃・粗大ごみ	t/年	102.9	37.5	42.2	38.5	34.6
集団回収	t/年	79.0	65.9	66.2	53.6	49.4
焼却処理量	t/年	1518.4	1450.3	1472.9	1409.5	1372.9
生活系可燃ごみ	t/年	969.4	940.0	923.6	873.1	846.9
事業系可燃ごみ	t/年	361.8	351.9	393.2	420.7	402.3
中間処理後の可燃物	t/年	187.2	158.3	156.0	115.7	123.7
分別処理量(ビニール・プラスチック)	t/年	39.2	39.1	36.6	34.4	32.9
ペール重量	t/年	30.8	31.2	31.4	30.0	28.8
不適物量	t/年	8.4	7.9	5.2	4.4	4.1
不燃・粗大ごみ中間処理量	t/年	267.7	229.1	214.5	182.7	185.8
可燃残渣	t/年	178.8	150.4	150.9	111.3	119.5
不燃残渣	t/年	3.2	16.1	12.7	5.7	11.8
資源化物	t/年	85.8	62.6	51.0	65.7	54.5
資源化量	t/年	473.1	444.2	429.7	399.2	366.8
生活系資源ごみ - 不適物	t/年	212.4	210.5	207.7	182.1	170.0
拠点回収	t/年	70.8	82.7	83.4	75.5	68.9
集団回収	t/年	79.0	65.9	66.2	53.6	49.4
資源化量(焼却処理)	t/年	25.2	22.5	21.5	22.3	24.0
資源化物(不燃・粗大ごみ中間処理)	t/年	85.8	62.6	51.0	65.7	54.5
リサイクル率	%	24.0	24.1	22.9	22.5	21.1
最終処分量	t/年	109.3	121.0	130.8	116.1	166.6
生活系埋立ごみ	t/年	1.0	5.0	8.3	3.7	44.2
最終処分量(焼却処理)	t/年	105.1	99.9	109.9	106.7	110.7
不燃残渣(不燃・粗大ごみ中間処理)	t/年	3.2	16.1	12.7	5.7	11.8
最終処分量削減率(令和4年度比)	%	-16.4	-7.5	0.0	-11.2	27.4



※各値については、見通し表の各値の小数点以下を四捨五入したものであるため、合計値が一部異なる場合がある。

図 3-3 一般廃棄物の処理状況フロー（令和6 年度）

ア ごみ総排出量

ごみ総排出量の実績は図 3-4 に示すとおり、年々減少しています。

令和 6 年度の 1 人 1 日当たりのごみ総排出量は 782 g /人・日であり、令和 2 年度と比較して 1.9% 減少しています。

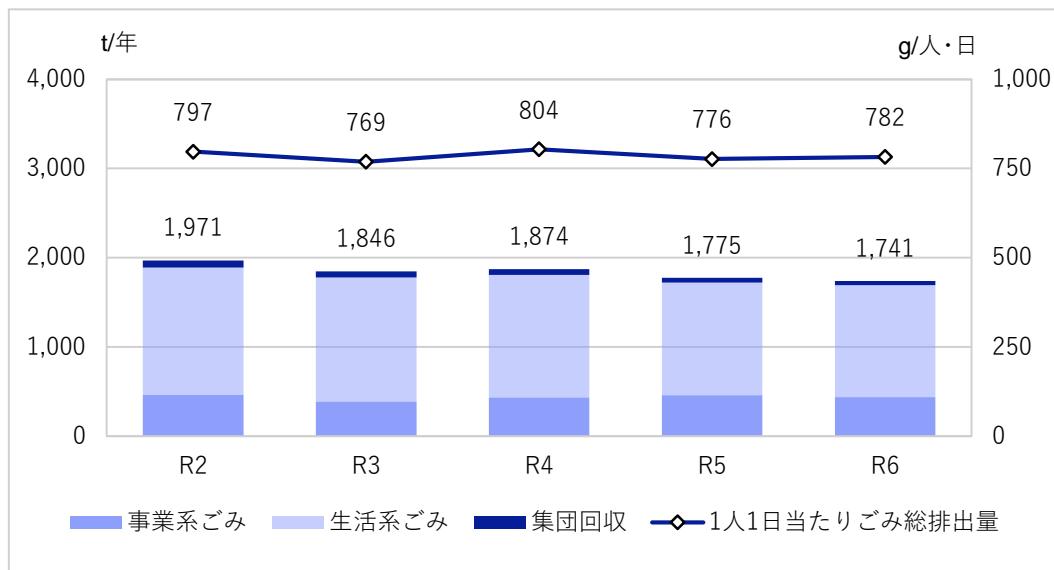


図 3-4 ごみ総排出量の実績

イ 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量の実績は図 3-5 に示すとおり、年々減少しています。

令和 6 年度の 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は 435 g /人・日であり、令和 2 年度と比較して 5.3% 減少しています。

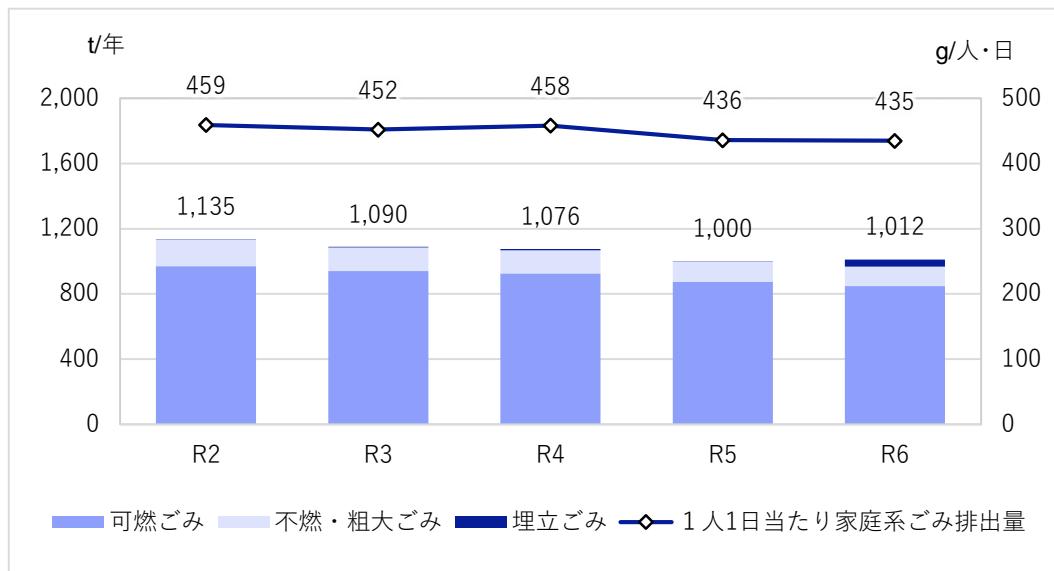


図 3-5 家庭系ごみ排出量の実績

ウ 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の実績は図3-6に示すとおりであり、令和3年度に減少しましたが、令和4年度以降は増加しています。

令和6年度の事業系ごみ排出量は437tであり、令和2年度と比較して6.0%減少しています。

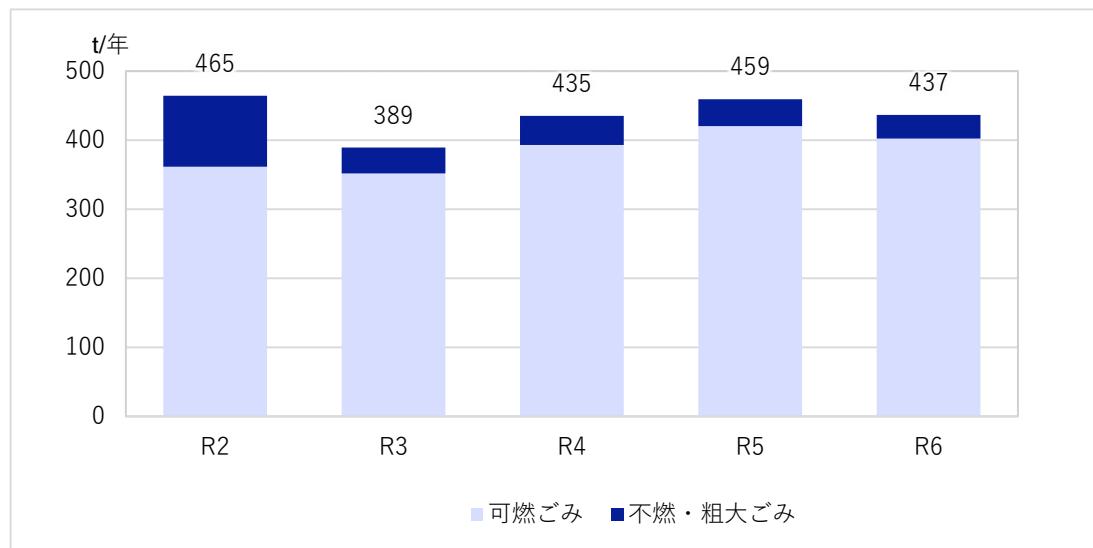


図3-6 事業系ごみ排出量の実績

エ 資源化量及びリサイクル率

資源化量の実績は図3-7に示すとおり、年々減少しています。

令和6年度のリサイクル率は21.1%であり、令和2年度と比較して12.2%減少しています。

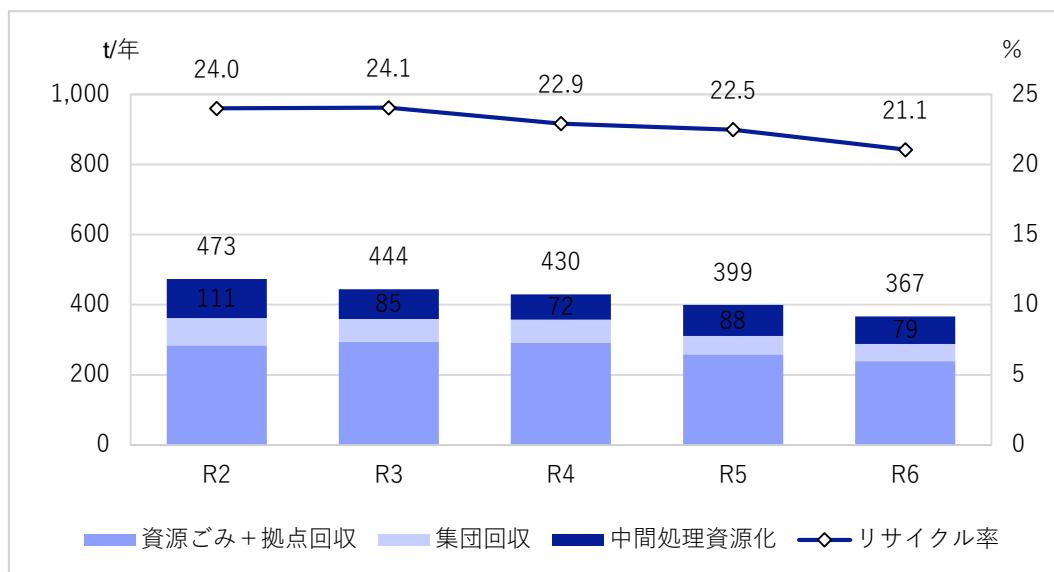


図3-7 資源化量及びリサイクル率の実績

オ 最終処分量

最終処分量の実績は図 3-8 に示すとおり、年々増加しており、直接最終処分量が大幅に増加しています。

令和 6 年度の最終処分量は 167 t であり、令和 2 年度と比較して 52.4% 増加しています。

※令和 6 年度の最終処分量 167 t のうち 44 t が火災による最終処分量となっています。

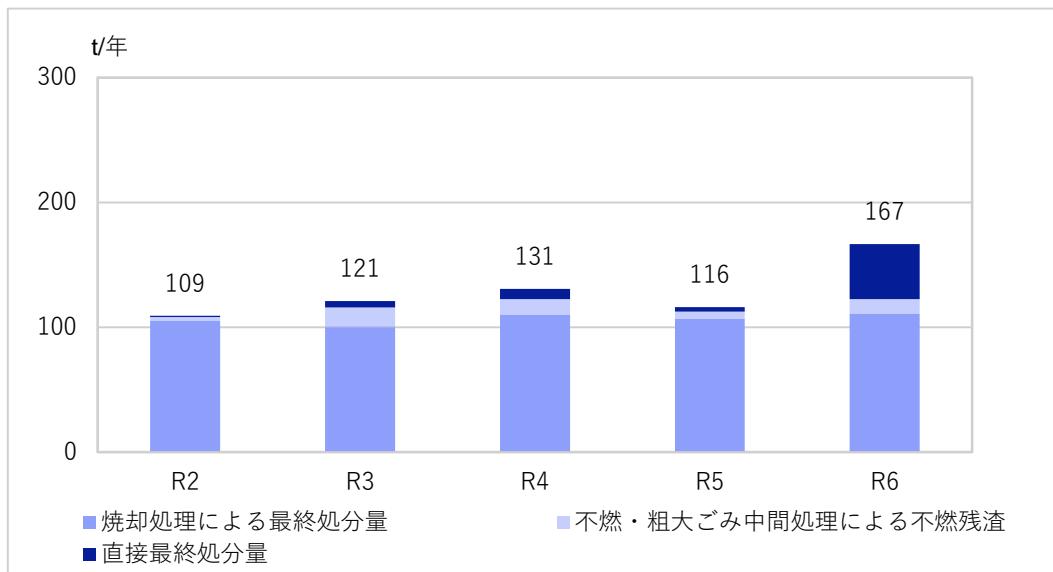


図 3-8 最終処分量の実績

(3) 燃やせるごみの性状

燃やせるごみのごみ質の経年変化（乾燥重量%）は表 3-10 に示すとおりであり、紙・布類が最も多くなっています。

排出段階の割合の推計（湿重量%）は、表 3-11 及び図 3-9 に示すとおりです。排出段階では、ちゅう芥類※（生ごみ）が 36.6% と一番多く、次いで紙・布類が 27.7%、ビニール・合成樹脂類が 20.7% と推計されます。

表 3-10 ゴミ質の経年変化（乾燥重量%）

項目	単位	R1	R2	R3	R4	R5	平均
紙・布類	%	41.1	43.1	37.8	40.4	42.9	41.1
ビニール・合成樹脂類	%	28.7	38.3	31.4	28.3	36.5	32.6
木・竹・わら類	%	16.7	4.9	11.3	9.5	4.8	9.4
ちゅう芥類（生ごみ）	%	7.0	9.5	14.6	15.4	11.8	11.6
不燃物	%	1.2	1.5	1.4	1.3	1.3	1.3
その他	%	5.3	2.8	3.6	5.2	2.9	3.9

資料： 南濃衛生施設利用事務組合

※ちゅう芥類とは、家庭の台所や飲食店などの事業所から出てくる野菜くずや食べ物の残りを示します。

表 3-11 排出段階の割合の推計（湿重量%）

項目	乾物組成% A	固有水分% (参考) B	湿重量 C=A/((100-B) ÷ 100)	湿重量% D=C/C 合計
紙・布類	41.1	7	44.1	27.7
ビニール・合成樹脂類	32.6	1	33.0	20.7
木・竹・わら類	9.4	35	14.5	9.1
ちゅう芥類（生ごみ）	11.6	80	58.2	36.6
不燃物	1.3	5	1.4	0.9
その他	3.9	50	7.9	5.0
合計	100	—	159.1	100.0

参考：生ごみ資源化の調査結果（平成 22 年度報告書 九州地方環境事務所）

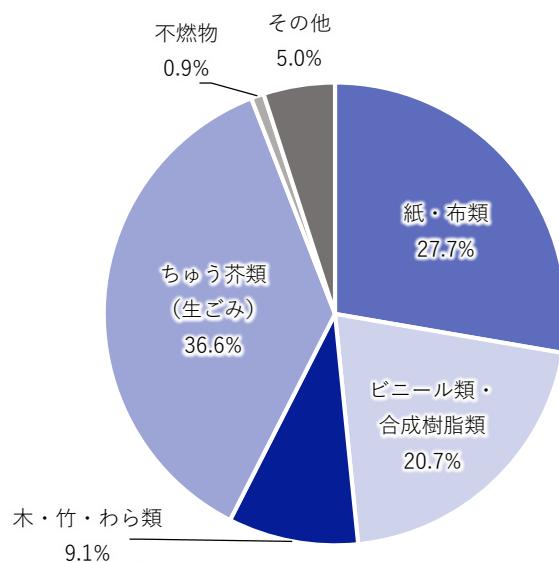


図 3-9 排出段階の割合の推計（湿重量%）

5 前計画目標値の達成状況

前計画で定めた目標値の達成状況は、表 3-12 に示すとおりです。

表 3-12 前計画目標値の達成状況

項目	実績	目標値	目標 達成状況
	令和 6 年度	令和 7 年度	
1 人 1 日当たりのごみ総排出量	782 g /人・日	800 g /人・日以下	○
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	435 g /人・日	400 g /人・日以下	×
リサイクル率	21.1%	26%を維持	×
最終処分量	167 t /年*	120 t /年を維持	×

*うち 44 t が火災による最終処分量です。

【評価】 ○：目標達成は確実 △：目標達成の可能性あり ×：目標達成は困難

(1) 1 人 1 日当たりごみ総排出量

1 人 1 日当たりごみ総排出量の推移は、図 3-10 に示すとおりです。

1 人 1 日当たりごみ総排出量は、変動があるものの横ばいに推移しており、令和 6 年度実績は 782 g /人・日となっています。

令和 7 年度は同程度に推移すると考えられるため、目標の 800 g /人・日は達成する見込みです。

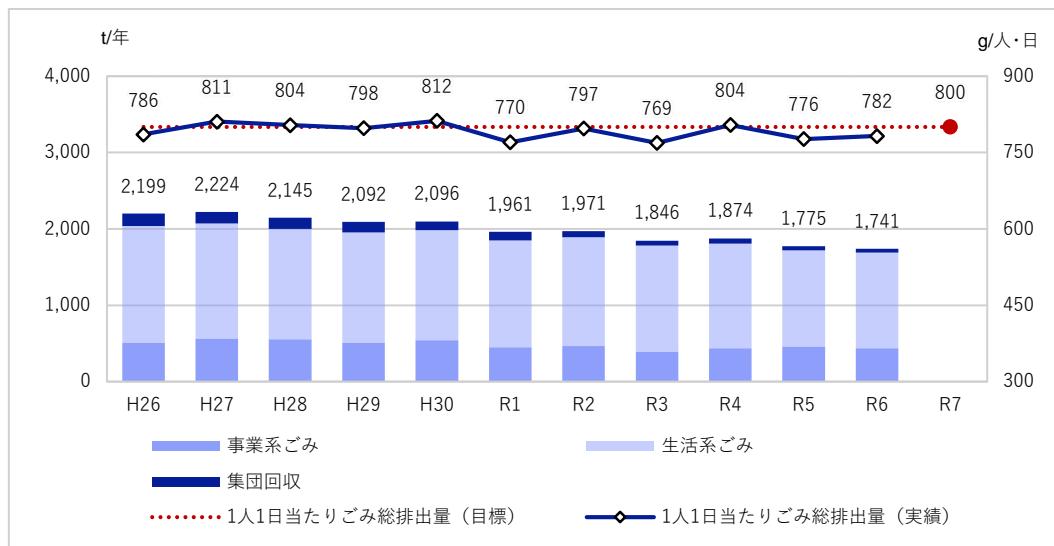


図 3-10 1 人 1 日当たりごみ総排出量の推移

(2) 1人1日当たり家庭系ごみ排出量

1人1日当たり家庭系ごみ排出量の推移は図3-11に示すとおりです。

1人1日当たり家庭系ごみ排出量は年々増加していましたが、令和2年度以降は減少しており、令和6年度実績は435 g/人・日となっています。

令和7年度は同程度に推移すると考えられるため、目標の400 g/人・日は達成することは困難な状況です。

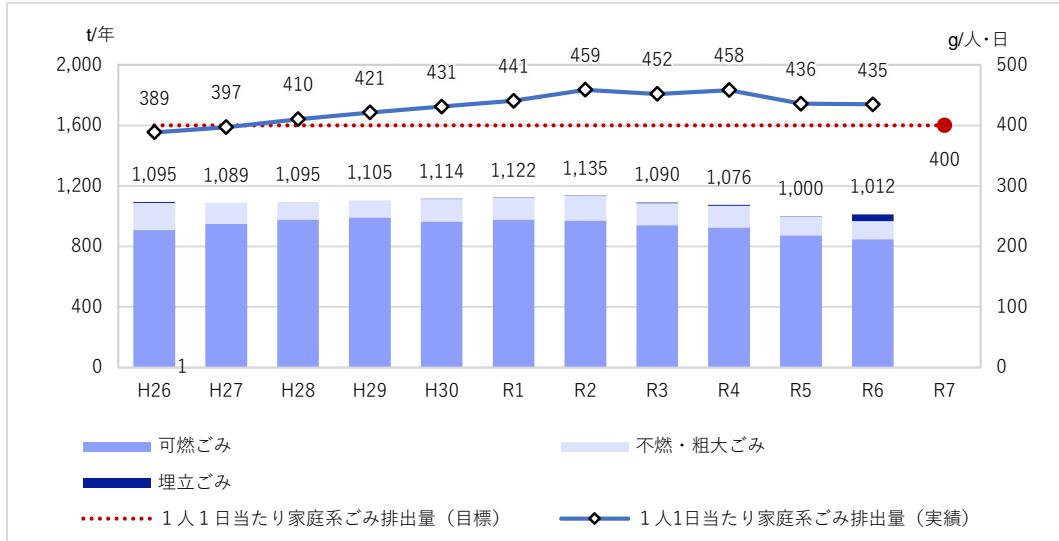


図3-11 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の推移

(3) 資源化量及びリサイクル率

資源化量及びリサイクル率の推移は、図3-12に示すとおりです。

資源ごみ量及び集団回収量が年々減少しているため、令和6年度の資源化量は367 t/年、リサイクル率は21.1%となっており、リサイクル率の目標である26%は達成することは困難な状況です。

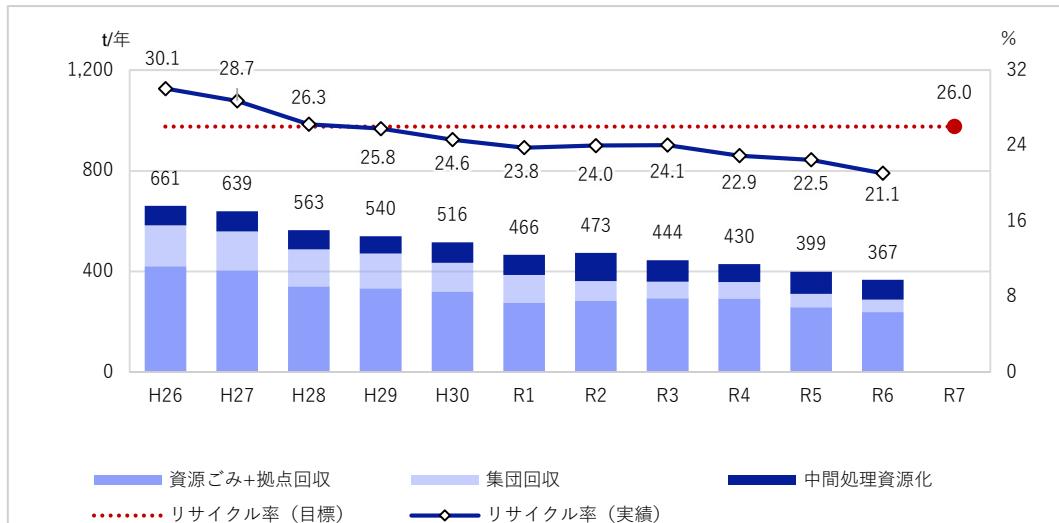


図3-12 資源化量及びリサイクル率の推移

(4) 最終処分量

最終処分量の推移は、図 3-13 に示すとおりです。

最終処分量は 110 t ~130 t 程度で横ばいに推移していましたが、令和 6 年度の直接最終処分量が大きく増加しています。これは、令和 6 年度の最終処分量 167 t のうち 44 t が火災により、最終処分量が増加したためです。

令和 7 年度においては、令和 5 年度までと同様に 110 t ~130 t 程度で推移すると考えられるため、目標の 120 t /年を達成することは確実とは言えず、状況次第では未達となる恐れもあります。

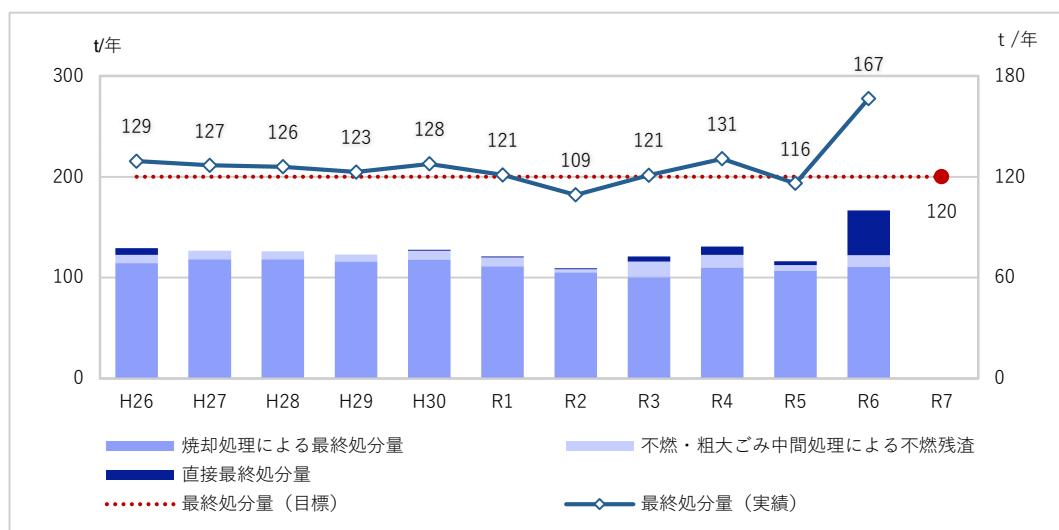


図 3-13 最終処分量の推移

6 国及び県等の計画目標値との比較

本町の実績値と、国の廃棄物処理法基本方針の目標値（以下「国の目標値」という。）及び岐阜県の第3次岐阜県廃棄物処理計画における目標値（以下「県の目標値」という。）の比較は、表3-13に示すとおりです。

1人1日当たり家庭系ごみ排出量については、国及び県の目標値を下回っていますが、一般廃棄物の排出量（令和4年度比）、1人1日当たりごみ焼却量、再生利用率及び最終処分率は、国及び県の目標値を上回っています。

表3-13 国及び岐阜県の目標値

項目	関ヶ原町	国	岐阜県
	令和6年度	令和12年度	令和12年
一般廃棄物の排出量	令和4年度比 7.1%削減	令和4年度比 約9%削減	—
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	435g/人・日	478g/人・日	595g/人・日
1人1日当たりごみ焼却量	617g/人・日	580g/人・日	600g/人・日
再生利用率	21.1%	26%	26%
最終処分量	令和4年度比 約27%増加	令和4年度比 約5%削減	令和5年度比 約18%削減

7 ごみ処理の評価（県の実績値との比較）

令和5年度の本町の実績値と県の実績値を比較・評価したごみ処理の状況は、表3-14及び図3-14に示すとおりです。

レーダーチャートは、令和5年度における県の実績値を100とし、本町の評価値の比率を表しています。100よりも大きい値であると高評価になることから、レーダーチャートの五角形の面積が大きいほど、ごみ処理が優れていることを表します。

本町の評価値は、1人1日当たりごみ総排出量、1人1日当たり家庭系ごみ排出量及びリサイクル率、最終処分率は県の実績値よりも良好な評価となっていますが、1人当たりごみ処理費用は特に低くなっています。

表3-14 本町のごみ処理の評価（県との比較）

項目	単位	関ヶ原町	岐阜県	評価値
1人1日当たりごみ総排出量	g/人・日	791	828	104.5
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	g/人・日	467	491	104.9
リサイクル率	%	17.9	17.1	104.7
最終処分率	%	6.6	7.8	115.7
1人当たりごみ処理費用	円/人・日	29,747	16,202	16.4

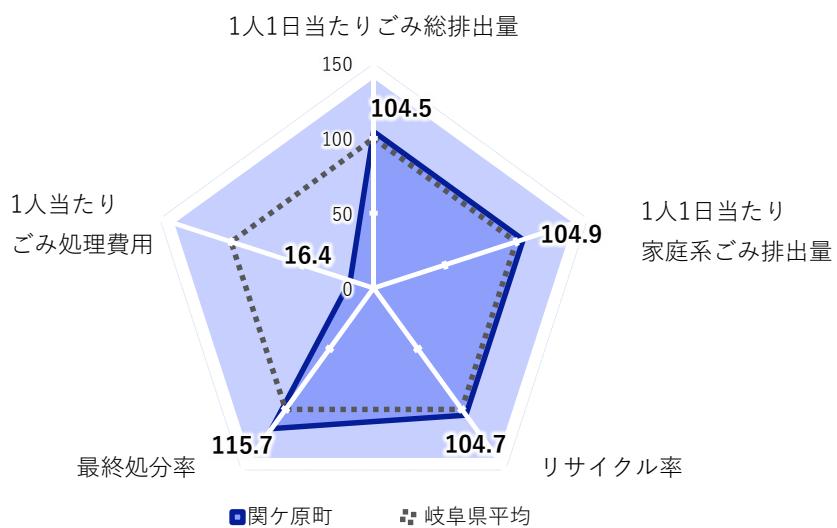


図3-14 本町のごみ処理の評価（県との比較）

8 ごみ処理費用

本町のごみ処理費用は、表 3-15 に示すとおりです。

ごみ処理費用（人件費、処理費、委託費）は、令和4年度までは横ばいに推移していましたが、令和5年度は増加しています。

人口が年々減少しているため、1人当たりごみ処理費用は年々増加しています。

表 3-15 ごみ処理費用

単位：千円

項目		R1	R2	R3	R4	R5
人件費	一般職	6,894	6,963	7,001	6,908	3,171
処理費	最終処分費	146	148	149	145	151
委託費	収集運搬費	60,913	61,456	61,267	61,268	61,432
	中間処理費	1,060	1,133	1,178	1,038	1,067
	組合分担金	94,297	90,335	94,532	96,943	113,593
合計（ごみ処理費用）		163,310	160,035	164,127	166,302	179,414
人口		6,831	6,612	6,411	6,223	6,052
1人当たりごみ処理費用		23,907	24,204	25,601	26,724	29,645

9 前計画の施策の実施状況

前計画の施策の実施状況は、表 3-16 に示すとおりです。

表 3-16 前計画の施策の実施状況

施策		実施の状況
燃やせないごみ・粗大ごみの削減	燃やせないごみの指定袋の適正化を検討	平成 31 年時点で変更しないと判断しました。 今後も検討する必要があります。
	粗大ごみ収集の見直し	現状維持の状態です。 今後も検討する必要があります。
資源化の推進	ごみ分別カレンダーの作成・全戸配布	毎年配布している。今後も継続していきます。 「さんあーる」の加盟やごみ分別辞典の作成も検討しています。
	プラスチック製容器包装の分別	継続して実施しています。 令和 11 年からは製品プラスチックも容リップと同様の袋で分別収集する予定です。
	生ごみ堆肥化の推進	現在、コンポスト 3,000 円、生ごみ処理機 15,000 円で実施しています。 今後、補助金の拡大も検討しています。
持ち去り行為への対策	条例改正による、持ち去り行為の禁止	取り締まりは困難ですが、対策は今後も検討する必要があります。
	監視パトロールの実施	継続して実施します。
	集積場収集の見直し	継続して検討します。
広報・啓発	ごみ処理費用やごみ処理の方法についての広報	広報に毎月記載しています。 今後も継続します。
	ごみに関する学習機会の提供	コロナ禍で停止しました。 今後再開する予定です。
	廃棄物減量化推進協議会の開催	コロナ禍で停止しました。 令和 7 年度より再開します。

10 住民満足度（アンケート結果）

（1）アンケート結果

令和7年8月に実施した「家庭のごみと資源のアンケート」の結果の概要は、表3-17～表3-19に示すとおりです。（送付数500通、回収247通、回収率49.4%）

本町の清潔さの満足度は78.2%、ごみ収集の満足度は72.9%と比較的高かったものの、収集回数について、夏場の臭い、おむつのごみがかさばる等を理由に、夏季だけでも燃やせるごみは週2回回収してほしいと望む声が多くあがりました。

なお、10代を除き、若年層ほど3R実践の手間を負担に感じています。また、リチウムイオン電池や食品ロスに対する認知度は若年層で高く、高齢層で低い傾向があります。

今後の町の取り組みとして、34.4%が収集回数の増加、32.0%が不法投棄防止対策の強化、23.1%が啓発や環境教育、18.6%が情報提供を望む声が多く挙げられました。

表3-17 家庭のごみと資源のアンケート結果の概要（1）

項目	アンケート結果の概要
問1 年齢、世帯人数、居住形態および住所	50代以上が75%、2人以下の世帯が47.0%、地区に偏りはない
問2 街の清潔さ	78.2%が満足、16.2%が不満、5.7%が分からぬ
問3 ごみの収集 (収集回数や分別区分など)	72.9%が満足、24.7%が不満、2.4%が分からぬ
問4 ごみの収集日や収集方法 (収集所、分別ルールなど)	89.5%が理解、10.1%が分かりにくい、0.4%が理解していない
問5 ごみの収集所 (ごみ置き場)	61.1%は特に問題ないが、11.3%はカラスや猫による被害がある、8.1%は集積所がせまい
問6 町のごみの処理に関する情報公開や提供	75.7%が満足、9.3%が不満、15.0%が分からぬ
問7 町の3Rの取り組み	64.3%が満足、9.7%が不満、25.9%が分からぬ
問8 ecos(エコス)への資源物の持ち込み	38.1%が利用、22.7%が知らない、26.3%が持ち込むほど量がでない、10.9%は場所が分かりにくい
問9 リデュース(ごみの発生抑制)の取り組み	72.1%がマイバッグやマイボトルを利用、59.5%が詰め替え製品を選択、50.6%が生ごみの水切りを実施、38.1%が必要なものだけ購入、レジ袋を断る
問10 リユース(再利用)の取り組み	38.1%がリターナブル容器を選択、36.8%がフリーマーケット等を利用
問11 リサイクル(再資源化)の取り組み	86.6%が町のルールに従って分別、55.5%が家電の買い替え時に引き取り依頼、43.7%が店頭や無料回収所を使用、42.5%が集団回収に協力

表 3-18 家庭のごみと資源のアンケート結果の概要（2）

項目	アンケート結果の概要
問 12 3Rに取り組む上で困難な理由	36.4%が特に困難な理由はない、20.6%が手間や時間がかかる、19.4%が具体的な方法が分からず。 ① 10代を除き若年層ほど「手間や時間がかかる」と回答
問 13 資源ごみの分別	② 分別率 ・ペットボトル・缶・びん: 96.8% ・紙類（雑誌・ダンボール）: 93.5% ・有害ごみ: 93.1% ・新聞紙・布類: 92.3% ・プラスチック製容器包装: 88.7% ・発泡スチロール: 86.6% ・小型家電: 84.6% ③ 分別をしない理由（課題） ・プラスチック製容器包装: 汚れを落とすのがめんどう ・新聞紙・布類: ひもで縛ったり等が手間 ・小型家電: 収集場所まで持っていくのが手間 ・発泡スチロール: 分別するほど量が出ないから
問 14 リチウムイオン電池の危険性	85.9%が分別実施、11.4%が危険性を認知していない。 50代以上になると「知らないし分別もしていない」方が現れてくる
問 15 食品ロス	96.9%が知っている、6.1%が知らない 10代から30代の方は「食品ロス」を認知しているが、40代以上の世代では認知していない方が現れる
問 16 食品を捨てる理由	61.9%が痛んでしまった、46.6%が消費期限切れ 28.3%が賞味期限切れ、19.4%が食べ残し
問 17 食品ロス対策	69.6%が賞味期限や消費期限を意識して使う、65.2%が必要な分だけ購入、50.6%が買い物前に冷蔵庫の中身を確認
問 18 脱炭素の取り組み	85.4%がマイバック等の利用、47.8%が食品ロスの削減、36.8%が省エネ、ごみの削減やリサイクル
問 19 脱炭素の取り組みを進める必要な情報	67.6%が家庭で出来る取り組みの一覧、41.3%が具体的な省エネ行動の紹介、25.9%が効果のイメージ、21.9%が脱炭素に貢献できるエコ商品
問 20 町が力をいれるべきこと	34.4%が収集回数の増加、32.0%が不法投棄防止対策の強化、23.1%が啓発や環境教育、18.6%が情報提供
問 21 ブルーリバーワークの認知度	20.6%が知っている、27.5%があまり知らない、51.8%が全く知らない
問 22 家庭の生活排水対策	76.5%が食用油を流さない、70.0%は調理くずなどが流れないようにする、42.5%はふき取ってから洗う、40.5%は洗剤等を適量使う

表 3-19 自由回答の意見

項目	自由回答の概要
収集回数	<ul style="list-style-type: none"> ・夏場の臭い、おむつのごみがかさばる等を理由に、夏季だけでも燃えるごみの週 2 回回収してほしいと望む声が多い。 ・ペットボトル、缶が収集所にあふれかえる、粗大ごみが年 4 回ではなく、回収回数を増やしてほしい。
分別方法と情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・分別に迷うことが多いので、最新の「分別辞典」を発行してほしい。 ・特に「プラスチックごみ」の分別で、どこまで洗えばよいか悩む。 ・リチウムイオン電池、塗料缶、ライターなど処理が難しいごみの捨て方を明確にしてほしい。
不法投棄・マナー違反	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみを無断で持ち去る業者への対策が必要。 ・国道沿いや駐車場でのポイ捨てが目立つ。
粗大ごみの戸別回収	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者などのために戸別回収を求める声がある。
ごみ収集所・回収場所	<ul style="list-style-type: none"> ・カラス対策としてネットより柵を望む意見がある。 ・小型家電や使用済み電池の回収場所を増やしてほしい。

(2) 住民満足度指標

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省・平成 25 年 4 月）」に示されているアンケート調査項目について、回答の総合得点により住民満足度評価の結果は、表 3-20 に示すとおりです。

4 問の平均得点による総合評価は 3.9 点となり、平均 3 点を大幅に上回り良好な結果でした。

しかしながら、取り組みにおける「わからない」の有効回答数に対する割合が 3.5 割程度と、認知度が低い状態となっています。

住民にとって、より一層わかりやすい取り組みの実施を検討する必要があると考えます。

表 3-20 住民満足度評価

項目	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない	総回答数	有効回答数	得点	平均点
取り組み	51	108	16	8	64	247	183	727	4.0
収集	80	100	37	24	6	247	241	898	3.7
清潔さ	74	119	36	4	14	247	233	922	4.0
情報公開	71	116	19	4	37	247	210	861	4.1
総合評価								3.9	

11 ごみ処理の課題の抽出

ごみ処理の現状や国の方針性から抽出した課題は表 3-21 に示すとおりです。

国や県の動向により、プラスチックごみ削減及び食品廃棄物削減の推進等が求められており、国及び県等の計画目標値との比較から、一般廃棄物の排出量（令和 4 年度比）の削減、1 人 1 日当たりごみ焼却量の削減、再生利用率の向上及び最終処分率の削減に対する対策等が必要であると考えます。

また、住民アンケート結果より、今後の町の取り組みとして、収集回数の増加や不法投棄防止対策、分別徹底の啓発等が求められています。

表 3-21 ごみ処理の現状や国の方針性から抽出した課題

項目	内容
国の動向	○プラスチックの資源循環
	○金属リサイクル処理量の倍増
	○廃棄物等バイオマスの利活用
	○サステナブルファッショの推進
	○食品ロス削減等による資源の活用
	○使用済製品等のリユース
	○紙おむつの再生利用等の普及促進
県の動向	○プラスチックごみ削減の推進
	○食品廃棄物削減の推進
	○各主体との連携強化
ごみ実績	○家庭系ごみ、事業系ごみの削減
	○資源化率の向上
	○直接最終処分量の削減
	○燃やせるごみのちゅう芥類（生ごみの削減）
国等の目標との比較 ごみ処理の評価 ごみ処理経費	○一般廃棄物の排出量（令和 4 年度比）、1 人 1 日当たりごみ焼却量、再生利用率及び最終処分率は、現在、国及び県の目標値を上回っている
	○県と比較し、1 人当たりごみ処理費用が特に高い
	○人口減少のため、1 人当たりごみ処理費用が年々増加
住民アンケート結果	○燃やせるごみの収集回数（週 1 回）の不足
	○粗大ごみ等の不法な持ち去り対策
	○ごみ収集所の管理と環境の改善
	○不法投棄防止対策の強化
	○高齢者等のための粗大ごみの戸別回収
	○最新の「ごみ分別辞典」の発行
	○資源回収施設「ecos」の認知度不足
	○リチウムイオン電池や食品ロスに対する認知度は若年層で高く、高齢層で低い傾向がある
	○10 代を除き、若年層ほど 3R 実践の手間を負担に感じている
	○食品ロスの原因の約 6 割が痛み、約 5 割が消費期限切れ

第4章 ごみ処理基本計画

1 基本理念

私たちは現在、気候変動、生物多様性の損失、資源制約・汚染という「環境の3つの危機」に直面しており、経済社会システムの変革を通じた「脱炭素社会・循環共生型社会」の実現が急務です。

現在、ごみ減量は、ごみの発生を前提として、分別の徹底による再商品化（資源化）を基本としたリサイクリングエコノミーとして取り組まれていますが、本来、原材料から製品を販売するまでのシステムの中で行われるべきです。

これまでの、リニアエコノミー（線形経済）やリサイクリングエコノミーを再設計し、製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物（食品ロス）の発生を最小化した経済を指すサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を目指すことが重要です。

そして、廃棄物（食品ロス）の減量化を通じて、処理に伴い発生する温室効果ガスの削減、並びにSDGsの目標達成につなげていく必要があります。

そこで、本町では、「関ヶ原町総合計画」において掲げられた「安全・安心に暮らせるまちづくり」をこの計画の基本理念とし、「脱炭素社会・循環共生型社会」の実現に向けて、廃棄物（食品ロス）等の発生を抑制し、有益な廃棄物（食品ロス）は資源化して活用することで環境への負荷をできる限り減らす社会の形成を目指します。

また、住民や事業者への啓発活動を推進しながら、不法投棄の防止等、ごみ処理・リサイクル体制の充実に取り組んでいきます。

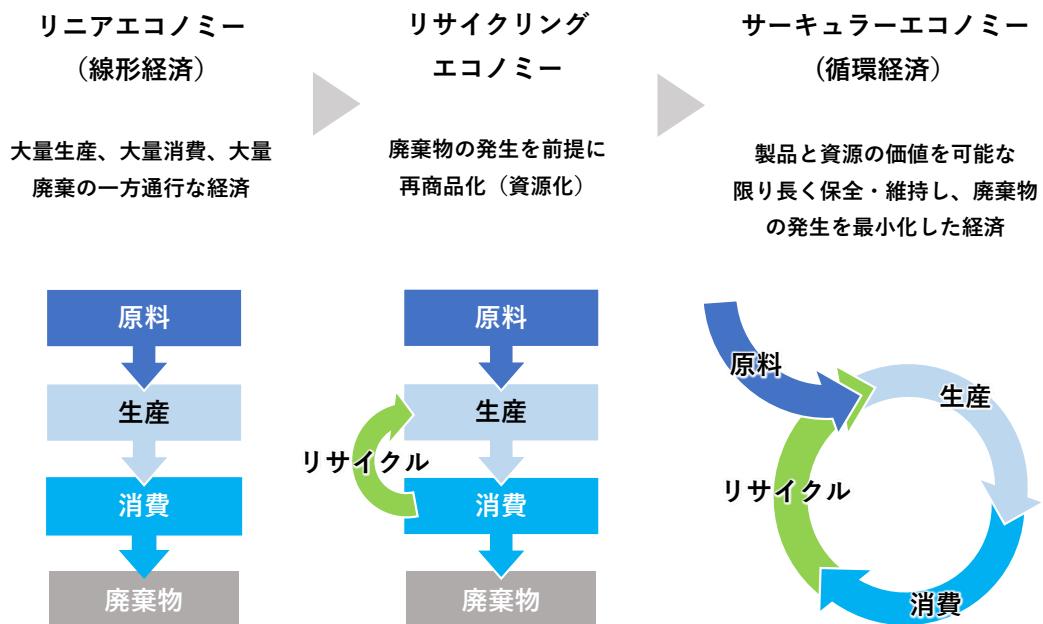


図4-1 サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行

2 基本方針及びごみ減量化・資源化（食品ロス削減）の施策

現代の子どもたちが主役となる次世代を見据え、未来に良好な生活環境を引き継ぎ、「脱炭素社会・循環共生型社会」を実現するために、住民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、地域の実情を踏まえた施策の推進が求められています。

基本理念の実現のため、「3Rの実践」、「住民・事業者・行政の協働」、「廃棄物の適正処理」の3つの基本方針のもと、それぞれの施策を実行します。

（1）3Rの実践

製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化するために、住民、事業者、行政におけるリデュース（減らす）、リユース（再使用する）、リサイクル（再生する）の3Rの実践を推進します。

家庭や事業所のそれぞれのニーズや実情に合わせて、「食品ロス削減」、「廃プラスチック削減」、「紙・布・木・竹等の削減」に向けて取り組む3Rの実践は、表4-1～表4-3に示すとおりです。

また、3Rの実践を通じて、循環型社会の形成に努め、環境負荷の低減を図り、廃棄物（食品ロス）の処理に伴い発生する温室効果ガスの削減につなげます。

表4-1 食品ロスの削減に向けた3Rの実践

項目	具体的な内容
リデュース (減らす)	<ul style="list-style-type: none">・「ぎふ食べきり運動」（岐阜県）に協力します。・飲食店などで、食べきれないような過剰なサービスを断ります。・外食時には、食べきれる量だけを注文します。・不要な試供品や景品はもらわないようにします。・買い物に行く前に冷蔵庫の中身を確認し、必要な分だけを購入します。・期限が近いものから消費するなど、賞味期限・消費期限を意識します。・生ごみの水切りの徹底や、生ごみ乾燥機を使用して、ごみを減量します。
リユース (再利用する)	<ul style="list-style-type: none">・廃食用油を再生利用します。
リサイクル (再生する)	<ul style="list-style-type: none">・生ごみをたい肥化して、家庭菜園用の土や肥料として利用します。

【参考】水分量を減らして、ごみ減量に第一歩

食べ残しなど生ごみ（ちゅう芥類）の約80%は水分です。

生ごみの水切りの徹底や、生ごみ乾燥機を使用して水分量を減らすことで、ごみを減量することができます。

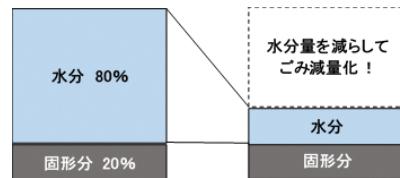


表4-2 廃プラスチックの削減に向けた3Rの実践

項目	具体的な内容
リデュース (減らす)	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックによる過剰包装を断ります。 ・スプーン、ストロー、試供品や景品などの不要なプラスチックはもらわないようにします。 ・マイバッグを活用して、レジ袋を断ります。 ・マイボトルを活用し、ペットボトルや缶入り飲料の利用を減らします。 ・詰め替えできる商品を選び、プラスチック容器の消費を減らします。
リユース (再利用する)	<ul style="list-style-type: none"> ・何度も洗って使えるリターナブル容器に入った商品を選びます。 ・空になったプラスチック製の容器を、保存容器や小物入れとして再利用します。 ・すぐに捨てるのではなく、修理して長く使い続けます。 ・不要なものは人に譲ったり、インターネットやリユースショップを活用します。
リサイクル (再生する)	<ul style="list-style-type: none"> ・ルールに従って正しい分別を徹底し、資源回収や拠点回収等へ出します。 ・リサイクル商品など、環境に優しい品物を選びます。

表4-3 紙、布、木・竹等の削減に向けた3Rの実践

項目	具体的な内容
リデュース (減らす)	<ul style="list-style-type: none"> ・紙、布等の過剰包装を断ります。 ・不必要的チラシ、不要な試供品や景品などは受け取らないようにします。 ・本当に必要な紙製品・布製品だけを購入します。 ・修理しながら長く使うことを前提に選びます。 ・使い捨てとなる割りばしや紙コップは使用を控え、「マイはし」や「マイカップ」を利用します。 ・印刷を極力減らし、両面印刷や裏紙の利用を徹底します。 ・ペーパーレス化を進め、データの電子化を心がけます。 ・オンラインで完結できる場合は、紙の書類や明細書を断ります。
リユース (再利用する)	<ul style="list-style-type: none"> ・不要になったコピー用紙をメモ帳として使います。 ・不要になった新聞紙、段ボール、布類などを梱包材等に再利用します。 ・着なくなった服を雑巾等として再利用します。 ・修理するなど手を加え、長く大切に使います。 ・不要になったものは誰かに譲るなどして、ごみになるのを防ぎます。 ・インターネットやリサイクルショップ等を活用します。
リサイクル (再生する)	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞、雑誌、段ボール、古布などを正しく分別し、資源ごみとして出したり、回収ルートに乗せます。 ・リサイクルに積極的な店舗を利用します。 ・木製品などを、建材や紙の原料等に再生します。

【参考】ぎふ食べきり運動（岐阜県）

食品の製造や調理過程で生じる残さ、食品の流通過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残し、各家庭から排出される調理くずや食べ残しなどの「食品廃棄物」のうち、まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品のことを「食品ロス」といいます。

令和5年度の食品ロス発生量は464万tと推計され、国民一人当たり1日でお茶わん約1杯分(約102g)、1年で37kgの食品が捨てられていることになります。また、食品ロスによる経済損失は約4兆円、温室効果ガス排出量として約1,050万t-CO₂に相当します。

岐阜県では、この食品ロスを削減するため「ぎふ食べきり運動」を推進しています。

○ 家庭でできる食品ロス対策

在庫管理	冷蔵庫などにある食品の在庫を適切に管理して、食品を使いきる。
買い物	食品を買うときは食べられる分だけ買うなど、計画的な買い物をする。
調理後	生ごみを捨てるときは水気を切ってごみの量を減らしたり、堆肥化して活用する。
保存	消費期限や賞味期限を正しく理解する。

○ 外食するときにできる食品ロス対策

注文時	小盛りメニューを上手に活用して、自分で食べきれる量を注文する。
食べ放題の時	食べ放題のお店では、食べきれる量を皿に盛って食べ残しをしないようする。
食べきれない時	食べ残したものを持ち帰ることができる場合、持ち帰りは自己責任の範囲で行う。食中毒に十分注意して、できるだけ速やかに再加熱するなど安全な状態のものを食べる。

○ 「30・10運動」 奨励する取り組み

乾杯後30分間	席を立たずに料理を楽しみ、食べましょう。
お開き前10分間	自分の席に戻り、残った料理をしっかり食べきりましょう。

【参考】フードドライブ（岐阜県）

フードドライブとは、ご家庭で使いきれない未利用食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のことです。

最近では、公共施設だけではなく、学校、企業、イベント会場、スーパー等、私たちの生活の身近な場所でも実施されています。

フードドライブの取り組みは、食料支援が必要な方への支援だけではなく、ご家庭から出る食品ロス（本来なら食べられるのに廃棄される食品）の削減にも繋がる取り組みです。

岐阜県では、県内のフードドライブの活性化のため、普及促進に取組んでいます。

○ 岐阜県フードドライブ実施マニュアルの配布

○ 必要備品（のぼり、啓発用パネルなど）の貸出し

○ 県内のフードドライブの情報を「ぎふ食べきり運動【岐阜県公式】」インスタグラムで投稿

(2) 住民・事業者・行政の協働

住民、事業者と本町の協働により、減量化・資源化を推進するための仕組みの構築等を進め、ごみの減量化、分別の徹底及び資源化の促進を図ります。

また、減量化・資源化に対する認知度や意識の違い等を考慮し、住民や事業者のニーズにマッチするように、情報提供の多様化やその充実を図ります。

人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つように、積極的な協力を促進します。

住民・事業者・行政の協働による具体的な施策は、表4-4に示すとおりです。

表4-4 住民・事業者・行政の協働による具体的な施策

項目	具体的な内容
ごみ収集・資源回収拠点・施設等の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none">ごみ収集所や回収拠点の管理と環境の改善を図ります。資源回収施設「ecos」や資源回収拠点の住民や事業者による利便性の向上を図り、広く情報提供する方法等について検討します。
高齢者等のための粗大ごみの戸別回収	<ul style="list-style-type: none">高齢者等のための粗大ごみの戸別回収について検討します。
製品プラスチックの分別・再生利用の推進	<ul style="list-style-type: none">製品プラスチックの分別を令和11年度より実施し、プラスチック類の再生利用を推進します。
事業者のごみ減量・資源化、適正処理の指導	<ul style="list-style-type: none">事業者に対して、継続的にごみ減量化、資源化や適正処理の指導を実施します。
ごみに関する情報提供	<ul style="list-style-type: none">リチウムイオン電池、塗料缶、ライターなど処理が難しいごみの捨て方を明確にし、情報提供方法としてごみ分別アプリ「さんあーる」の加盟を検討します。食品ロス削減やプラスチック類削減等の3Rの実践について、広く啓発する方法等を検討します。
環境教育、体制の充実	<ul style="list-style-type: none">子供から大人まで幅広い世代を対象にごみに関する学習機会を提供します。廃棄物減量化推進協議会を開催します。

【お願い】リチウムイオン電池は、小型家電として適切に分別してください！

ごみ処理施設には、毎日たくさんのごみが収集され持ち込まれます。その中には、施設では燃やせないものやリサイクルできないものも多くあり、分別等に大変苦慮しています。

近年、特に問題になっているものに「リチウムイオン電池又はリチウムイオン電池使用製品」があります。リチウムイオン電池を「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「プラスチック製容器包装」のごみ袋に入れると、収集・運搬時や施設での処理中に火災の原因になります。

リチウムイオン電池の危険性について理解いただき、ごみ袋に危険なものを混ぜないよう、事故防止に協力をお願いします。

〈家庭のごみと資源のアンケート結果より：リチウムイオン電池の危険性について〉

- 85.9%が分別を実施しているが、11.4%が危険性を認知していない。
- 50代以上になると「知らないし、分別もしていない」方が現れてくる。

(3) 廃棄物の適正処理

大規模災害への備え、人口減少など、著しい社会経済情勢の変化にも対応できるよう、地球環境保全及び生活環境保全の推進や、環境衛生の向上、コスト削減等に留意した収集、処理体制の維持に努めます。

粗大ごみ等の持ち去り行為への対策や不法投棄の防止等を強化します。

また、安定した処理ができるよう、適切な施設整備及び施設管理を推進します。

廃棄物の適正処理の具体的な施策は、表4-5に示すとおりです。

表4-5 廃棄物の適正処理の具体的な施策

項目	具体的な内容
不法投棄の監視・指導	<ul style="list-style-type: none">ごみの適正処理について、住民及び事業者に啓発を行います。ごみステーションでの粗大ごみや資源物等を持ち去る行為について、警察機関や地域住民と連携を図って対応します。不法投棄を抑制するため、継続的に職員によるパトロールを実施します。
収集回数の見直し・収集運搬体制の効率化	<ul style="list-style-type: none">ごみの排出量、減量化・資源化の状況を踏まえて、燃やせるごみや資源ごみ等の適正な収集回数を検討します。住民のニーズや今後の社会状勢の変化に合わせ、環境・衛生面、経済面に留意した収集運搬体制の効率化に向けて検討します。
組合による計画的・効率的な処理施設の整備・維持管理の推進	<ul style="list-style-type: none">組合による計画的かつ効果的な修繕や更新、維持管理を推進し、処理施設の長寿命化を図ります。
町の最終処分場の延命化	<ul style="list-style-type: none">埋立処分量の減量に努め、本町保有の最終処分場の延命化を図ります。
災害廃棄物処理の体制整備	<ul style="list-style-type: none">災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の収集運搬体制や処理体制の整備に努めます。

(4) 施策のスケジュール

施策のスケジュールは、表 4-6 に示すとおりです。

表 4-6 施策のスケジュール

基本方針	施策	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17
3Rの実践	食品ロスの削減に向けた3Rの実践											
	廃プラスチックの削減に向けた3Rの実践											
	紙、布、木・竹等の削減に向けた3Rの実践											
住民・事業者・行政の協働	ごみ収集・資源回収拠点・施設等の利便性の向上											
	高齢者等のための粗大ごみの戸別回収											
	製品プラスチックの分別・再生利用の推進			検討								
	事業者のごみ減量・資源化、適正処理の指導											
	ごみに関する情報提供											
	環境教育、体制の充実											
廃棄物の適正処理	不法投棄の監視・指導											
	収集回数の見直し・収集運搬体制の効率化											
	組合による計画的・効率的な整備・維持管理の推進											
	町の最終処分場の延命化											
	災害廃棄物処理の体制整備											

3 ごみ排出量・処理量の見込み

生活系可燃ごみ及び事業系可燃ごみの減量化・資源化の施策による削減効果は、表4-7に示すとおりです。

また、ごみ排出量・処理量の将来予測は表4-8に、令和17年度の施策後の一般廃棄物の処理状況フローは、図4-2に示すとおりです。

一般廃棄物排出削減率（令和4年度比）について、令和17年度において施策前は23.3%削減と予測されますが、施策後はごみ減量化・資源化の施策によってさらに減少し、34.0%削減と予測されます。

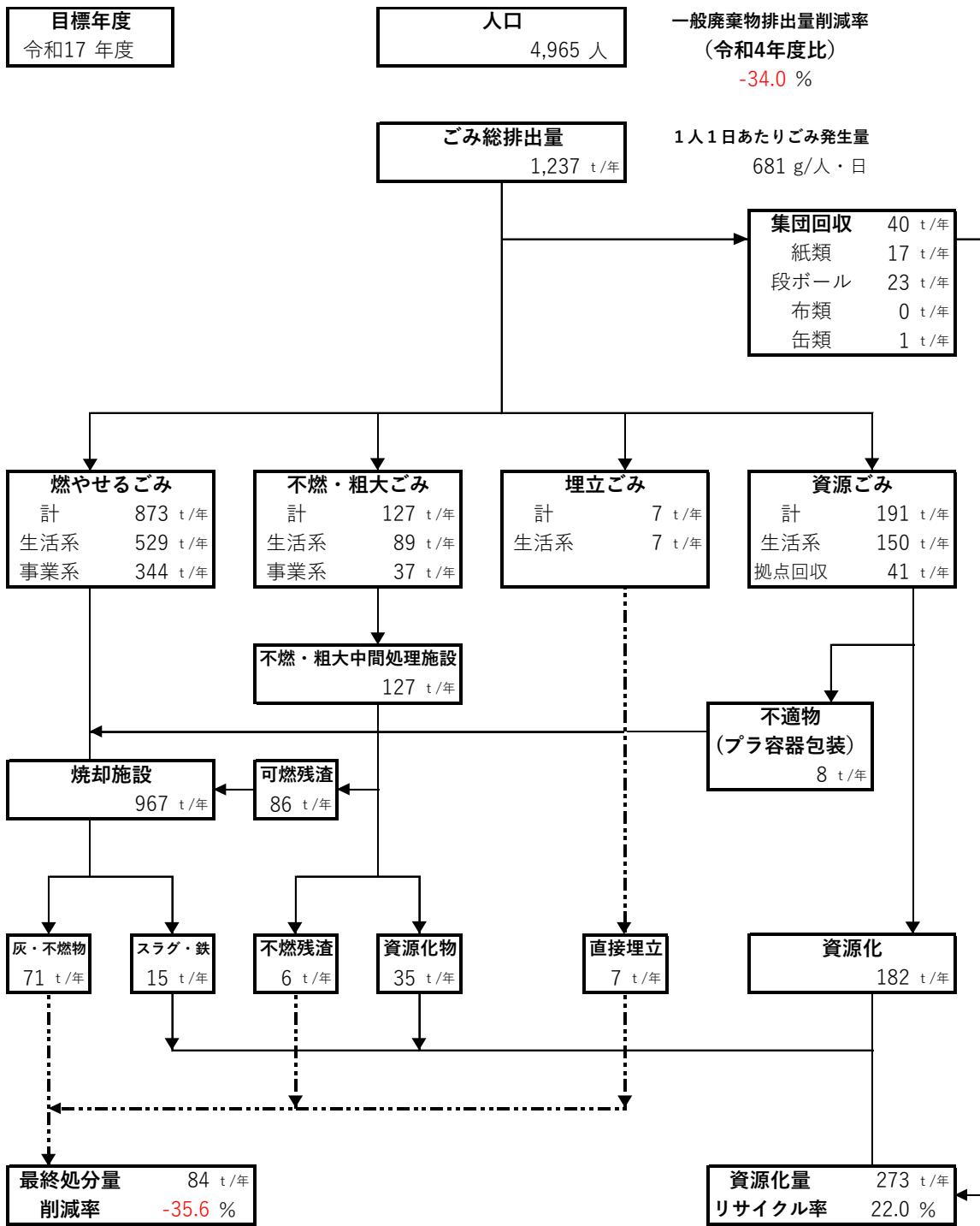
また、リサイクル率について、令和17年度において施策前は17.5%と予測されますが、施策後はごみ減量化・資源化の施策によって年々増加し、22.0%と予測されます。

表4-7 可燃ごみのごみ減量化・資源化の施策による削減効果

項目	施策	令和12年度	令和17年度
生活系 可燃ごみ	食品ロスの削減に向けた3Rの実践等	7.4%削減	14.6%削減
	プラスチックに向けた3Rの実践、 製品プラスチックの分別等	2.8%削減	5.5%削減
	紙・布に向けた3Rの実践等	2.1%削減	4.1%削減
	合計	12.3%削減	24.2%削減
事業系 可燃ごみ	事業系ごみ削減に向けた3Rの実践、 減量化・資源化、適正処理の指導等	7.5%削減	15.0%削減

表4-8 ごみ排出量・処理量の将来予測

項目	単位	現状	施策前		施策後	
		R6	R12	R17	R12	R17
人口	人	6,096	5,438	4,965	5,438	4,965
一般廃棄物排出量削減率 (R4年度比)	%	-7.1	-17.9	-23.3	-23.7	-34.0
1人1日当たりごみ総排出量	g/人・日	782	775	791	720	681
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	g/人・日	435	434	433	387	340
1人1日当たりごみ焼却量	g/人・日	617	635	656	574	532
ごみ排出量	t/年	1,740.96	1,537.76	1,438.09	1,430.00	1,237.21
生活系ごみ	t/年	1,254.57	1,051.66	955.76	974.18	815.61
可燃ごみ	t/年	846.87	759.58	697.27	666.15	528.53
不燃・粗大ごみ	t/年	120.51	101.17	89.47	101.17	89.47
埋立ごみ	t/年	44.20	7.37	6.93	7.37	6.93
資源ごみ	t/年	174.10	136.55	121.21	152.50	149.80
拠点回収 (エコス)	t/年	68.89	46.99	40.88	46.99	40.88
事業系ごみ	t/年	436.95	440.79	442.24	410.51	381.51
可燃ごみ	t/年	402.33	403.77	404.89	373.49	344.16
不燃・粗大ごみ	t/年	34.62	37.02	37.35	37.02	37.35
集団回収	t/年	49.44	45.31	40.09	45.31	40.09
焼却処理量	t/年	1,372.85	1,261.34	1,192.08	1,140.22	967.26
生活系可燃ごみ	t/年	846.87	759.58	697.27	666.15	528.53
事業系可燃ごみ	t/年	402.33	403.77	404.89	373.49	344.16
中間処理後の可燃物	t/年	123.65	97.99	89.92	100.58	94.57
分別処理量(ビニール・プラスチック)	t/年	32.91	25.57	23.41	41.52	52.00
ペール重量	t/年	28.77	21.41	19.60	34.77	43.54
不適物量	t/年	4.14	4.16	3.81	6.75	8.46
不燃・粗大ごみ中間処理量	t/年	185.81	138.19	126.82	138.19	126.82
可燃残渣	t/年	119.51	93.83	86.11	93.83	86.11
不燃残渣	t/年	11.78	6.52	5.99	6.52	5.99
資源化物	t/年	54.52	37.84	34.72	37.84	34.72
資源化量	t/年	366.84	282.71	252.17	294.13	272.51
生活系資源ごみ - 不適物	t/年	169.96	132.39	117.40	145.75	141.34
拠点回収	t/年	68.89	46.99	40.88	46.99	40.88
集団回収	t/年	49.44	45.31	40.09	45.31	40.09
資源化量(焼却処理)	t/年	24.03	20.18	19.08	18.24	15.48
資源化物(不燃・粗大ごみ中間処理)	t/年	54.52	37.84	34.72	37.84	34.72
リサイクル率	%	21.1	18.4	17.5	20.6	22.0
最終処分量	t/年	166.63	106.97	100.89	98.04	84.31
生活系埋立ごみ	t/年	44.20	7.37	6.93	7.37	6.93
最終処分量(焼却処理)	t/年	110.65	93.08	87.97	84.15	71.39
不燃残渣(不燃・粗大ごみ中間処理)	t/年	11.78	6.52	5.99	6.52	5.99
最終処分量削減率(令和4年度比)	%	27.4	-18.2	-22.9	-25.1	-35.6



※各値については、見通し表の各値の小数点以下を四捨五入したものであるため、合計値が一部異なる場合がある。

図4-2 施策後の一般廃棄物の処理状況フロー（令和17年度）

ア 一般廃棄物排出量削減率（令和4年度比）の将来予測

一般廃棄物排出量削減率（令和4年度比）の将来予測は、図4-3に示すとおりであり、人口減少に伴って減少すると予測されます。

令和17年度において、施策前は23.3%削減と予測されますが、施策後はごみ減量化・資源化の施策によってさらに減少し、34.0%削減と予測されます。

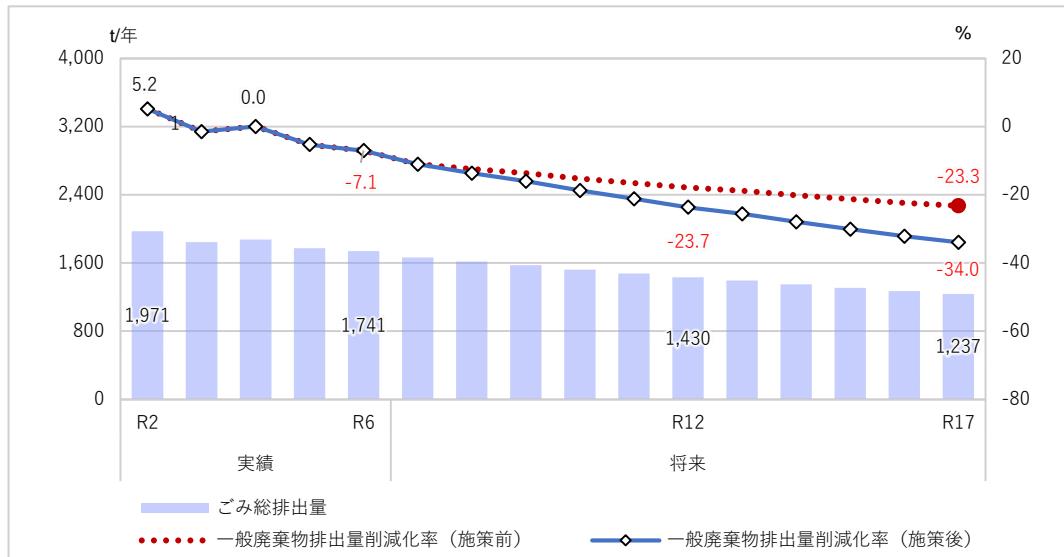


図4-3 一般廃棄物排出量削減率の将来予測

イ 1人1日当たりごみ総排出量の将来予測

一般廃棄物排出量削減率の将来予測は、図4-4に示すとおりであり、人口減少に伴ってごみ総排出量は減少すると予測されます。

施策前の1人1日当たりごみ総排出量は、ほぼ横ばいに推移すると予測されますが、施策後は、ごみ減量化・資源化の施策によって減少し、令和17年度は681g/人・日と予測されます。

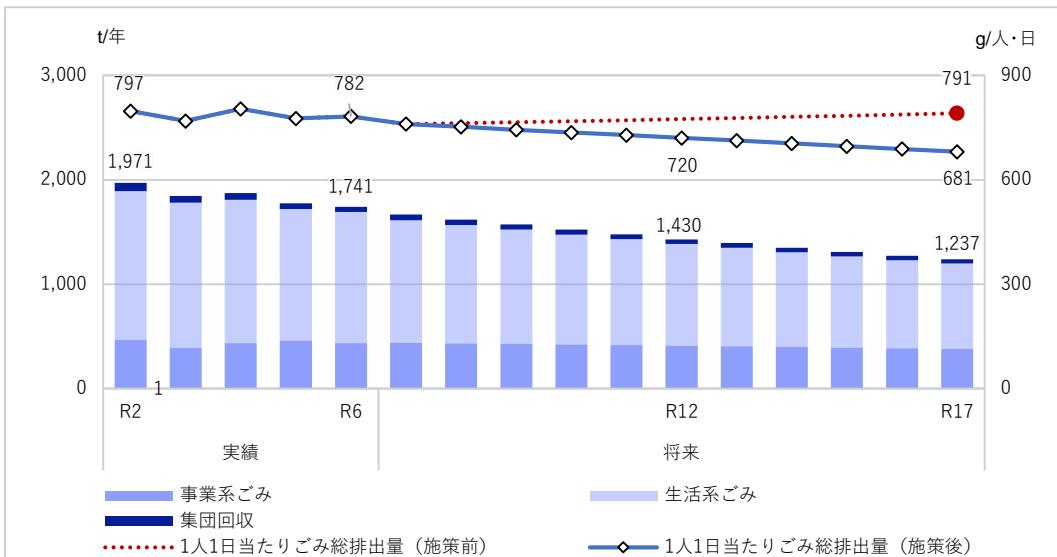


図4-4 1人1日当たりごみ総排出量の将来予測

ウ 1人1日当たりごみ焼却量の将来予測

1人1日当たりごみ焼却量の将来予測は、図4-5に示すとおりであり、人口減少に伴って生活系可燃ごみ量は減少すると予測されます。

施策前の1人1日当たりごみ焼却量は年々増加すると予測されますが、施策後は、ごみ減量化・資源化の施策によって減少し、令和17年度は532g/人・日と予測されます。

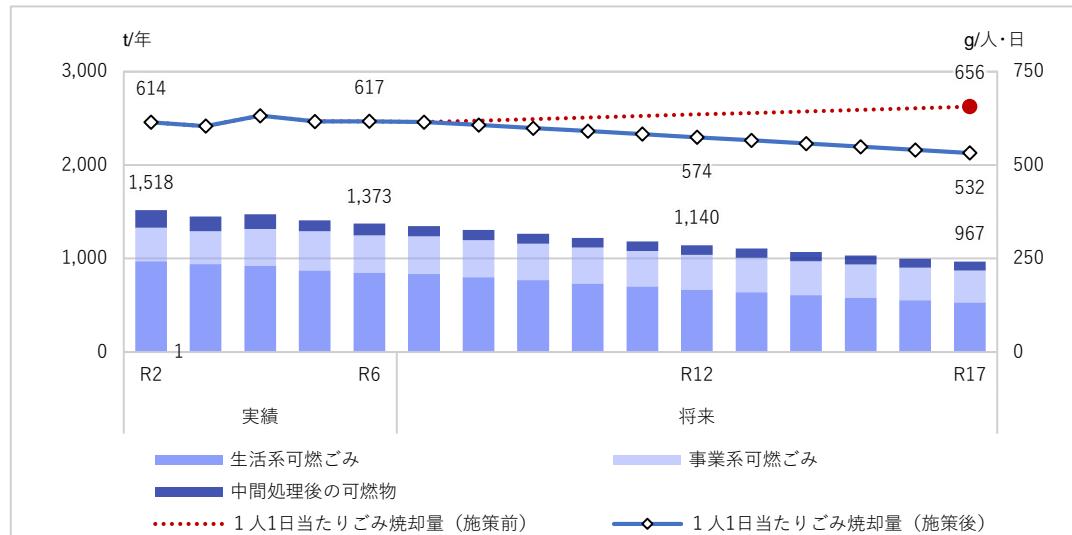


図4-5 1人1日当たりごみ焼却量の将来予測

エ リサイクル率の将来予測

資源化量及びリサイクル率の将来予測は、図4-6に示すとおりです。

施策前のリサイクル率は年々減少すると予測されますが、施策後はごみ減量化・資源化の施策によって年々増加し、令和17年度は22.0%と予測されます。

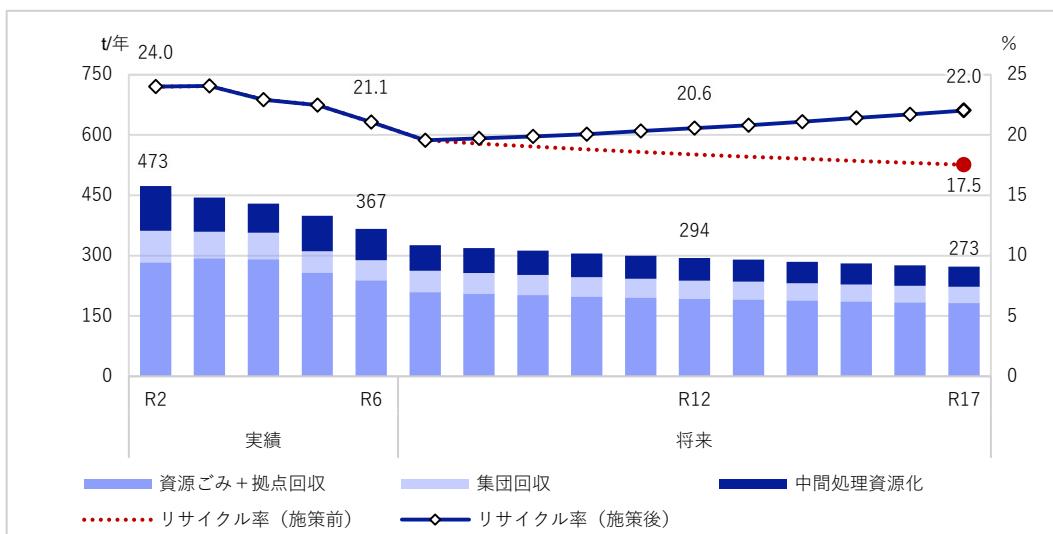


図4-6 資源化量及びリサイクル率の将来予測

オ 最終処分量削減率（令和4年度比）の将来予測

最終処分量削減率（令和4年度比）の将来予測は、図4-7に示すとおりであり、年々減少すると予測されます。

令和17年度において、施策前は22.9%削減と予測されますが、施策後はごみ減量化・資源化の施策によってさらに減少し、35.6%削減と予測されます。

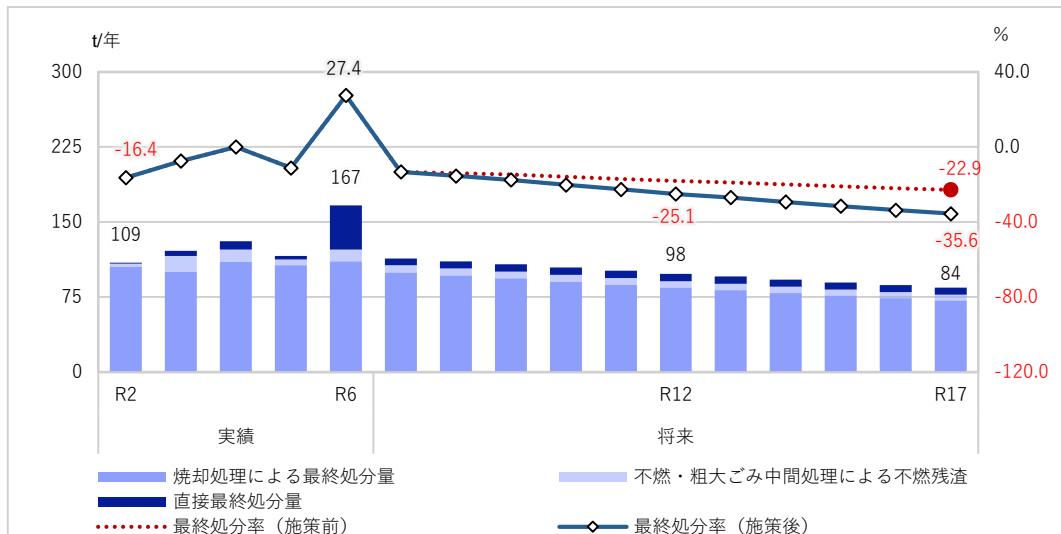


図4-7 最終処分量削減率（令和4年度比）の将来予測

4 ごみ処理の目標値

(1) 本町の現状と国の目標値

本町の現状と廃棄物処理法基本方針に掲げられた国の目標値の比較は、表4-9に示すとおりです。

本町の1人1日当たり家庭系ごみ排出量は国の目標値を達成していますが、その他の項目は国の目標値は未達です。

表 4-9 国の目標値

項目	町の現状	国の目標値
	令和 6 年度	令和 12 年度
一般廃棄物の排出量	令和 4 年度比 7.1%削減	令和 4 年度比 約 9%削減
1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量	435 g	約 478 g
1 人 1 日当たりごみ焼却量	617 g	約 580g
再生利用率（リサイクル率）	21.1%	約 26%
最終処分量	令和 4 年度比 27.4%増加	令和 4 年度比 約 5 %削減

(2) 本計画の目標値の設定

本計画の目標値は表 4-10 に示すとおりです。

前計画の目標値である「1 人 1 日当たりごみ総排出量」に加えて、現状において国の目標値が未達である「一般廃棄物排出量削減率（令和 4 年度比）」、「1 人 1 日当たりごみ焼却量」、「リサイクル率」及び「最終処分量削減率（令和 4 年度比）」の 4 項目を加えた 5 項目とします。

表 4-10 本計画の目標値

項目	現状	中間目標年度	最終目標年度
	令和 6 年度	令和 12 年度	令和 17 年度
一般廃棄物排出量削減率（令和 4 年度比）	7.1%削減	23.7 %削減	34.0%削減
1 人 1 日当たりごみ総排出量	782g/人・日	720g/人・日	681g/人・日
1 人 1 日当たりごみ焼却量	617g/人・日	574g/人・日	532g/人・日
リサイクル率	21.1 %	20.6%以上	22.0 %以上
最終処分量削減率（令和 4 年度比）	27.4%増加	25.1%削減	35.6%削減

ア 一般廃棄物排出量削減率（令和4年度比）

施策前の一般廃棄物排出量削減率（令和4年度比）の将来予測は、令和12年に17.9%削減、令和17年に23.3%削減と予測され、国の目標値である「令和12年度に令和4年度比約9%削減」は十分に達成できると予測されます。

本計画ではごみ減量化・資源化等の施策によってさらなる削減を目指し、令和12年度に23.7%削減、令和17年度に34.0%削減を目標値と定めます。

一般廃棄物排出量削減率（令和4年度比）は、

令和12年度 **23.7%削減**、令和17年度 **34.0%削減**とします。

イ 1人1日当たりごみ総排出量

施策前の1人1日当たりごみ総排出量の将来予測は、ほぼ横ばいに推移すると予測されます。

本計画ではごみ減量化・資源化等の施策によってさらなる削減を目指し、令和12年度に720 g /人・日、令和17年に681 g /人・日を目標値と定めます。

1人1日当たりごみ総排出量は、

令和12年度 **720 g**、令和17年度 **681 g**とします。

ウ 1人1日当たりごみ焼却量

施策前の1人1日当たりごみ焼却量の将来予測は、令和12年に635 g /人・日、令和17年に656 g /人・日と予測され、国の目標値である「令和12年度に580 g」の達成は困難であると予測されます。

本計画ではごみ減量化・資源化等の施策によって削減し、令和12年度に574 g /人・日、令和17年に532 g /人・日を目標値と定めます。

1人1日当たりごみ焼却量は、

令和12年度 **574 g**、令和17年度 **532 g**とします。

エ リサイクル率

施策前のリサイクル率の将来予測は、令和12年度に18.4%、令和17年度に17.5%と予測され、国の目標値である「令和12年度に26%」の達成は困難であると予測されます。

本計画ではごみ減量化・資源化等の施策によって実現可能な範囲で目標を立てることとし、令和12年度に20.6%、令和17年に22.0%を目標値と定めます。

リサイクル率は、

令和12年度 **20.6%**、令和17年度 **22.0%**とします。

オ 最終処分量削減率（令和4年度比）

施策前の最終処分量削減率（令和4年度比）の将来予測は、令和12年度に18.2%削減、令和17年度に22.9%削減と予測され、国の目標値である「令和4年度比約1%増加に抑制」は十分に達成できると予測されます。

本計画ではごみ減量化・資源化等の施策によってさらなる削減を目指し、令和12年度に25.1%削減、令和17年に35.6%削減を目標値と定めます。

最終処分量削減率は、

令和12年度 **25.1%削減**、令和17年度 **35.6%削減**とします。

5 収集・運搬計画

住民のニーズや今後の社会情勢の変化に合わせ、環境・衛生面、経済面に留意した収集運搬体制の効率化に努めます。

また、現在の体制を継続しつつ、ごみの排出量、減量化・資源化の状況を踏まえて隨時見直しを行い、令和 11 年度から製品プラスチックをプラスチック容器包装と一括回収し、選別・圧縮梱包をします。

(1) 分別区分

令和 17 年度における本町の分別区分は、表 4-11 に示すとおりです。

表 4-11 本町の分別区分（令和 17 年度）

種別	内容	
燃やせるごみ	台所ごみ、紙オムツ、紙くず、天ぷら油等、木くず、汚れたペットボトル、ビニール類、皮製品類、草・枯葉・枝、資源に出せない布類	
燃やせないごみ	ガラス類、小型家電用品類、金物類、皿、湯飲み、電球、携帶用ガスコンロ、スプレー缶、ペンキ・油類の空缶	
プラスチック製容器包装	 カップ類（プラスチックに限る）、袋類、ボトル類、パック・トレイ類、家電製品などの緩衝材、ペットボトルのラベル	
【新】製品プラスチック (令和 11 年度より)	ペットボトル・その他容器のキャップ、硬質プラスチック類、CD・DVD、CD・DVD のケース、ポリ袋、ビニール袋等	
資源物	新聞・布類	新聞紙（チラシ同梱 OK）、布類、着物・帯、タオル、シーツ、カーテン
	雑誌・ダンボール	雑誌・本・パンフレット、その他の雑誌、牛乳等飲料用紙パック、ダンボール、厚紙
	ペットボトル 	飲料用、酒類用、しょう油用
	缶類	ドリンク類、缶詰等食品用缶、のり缶、食用油缶、菓子食品の缶
	ビン類	無色ビン、茶色ビン、その他の色のビン
	発泡スチロール	発泡スチロール
粗大ごみ	電化製品類、家具類、金属類、フトン・毛布・カーペット、木材類	
有害ごみ	蛍光灯、鏡、体温計、温度計、ガスライター	
乾電池	乾電池	
小型家電	カメラ、電話機、掃除機、音楽プレーヤー、ノートパソコン、ゲーム機、電子文具、カーオーディオ、ビデオカメラ、ヘアドライヤー、リチウムイオン電池・モバイルバッテリー等	

(2) ごみ処理フロー

令和 17 年度における本町のごみ処理フローは、図 4-8 に示すとおりです。

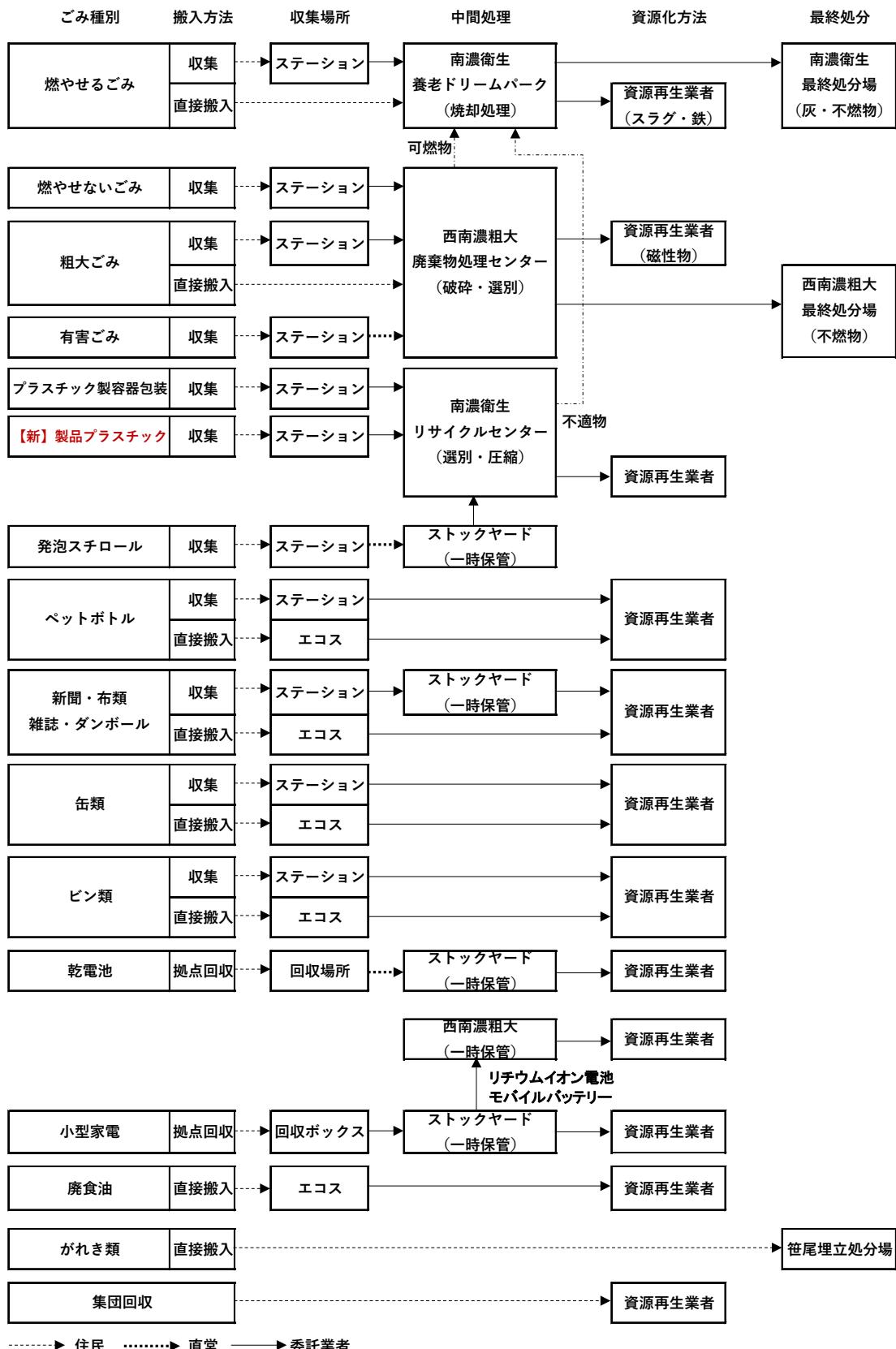


図 4-8 ごみ処理フロー (令和 17 年度)

(3) 収集・運搬体制

令和 17 年度における本町の収集・運搬体制は表 4-12 に示すとおりです。

また、資源物ストックヤード及び拠点回収施設である ecos (エコス) の概要は、表 4-13 及び表 4-14 に示すとおりです。

表 4-12 収集・運搬体制

種別	収集形態	収集方法	収集頻度	排出方法
燃やせるごみ	委託	ステーション収集（一部拠点回収）	週 1 回	指定袋
燃やせないごみ			月 1 回	指定袋
プラスチック製容器包装			月 2 回	指定袋
【新】製品プラスチック			月 2 回	指定袋
新聞・布類			月 1 回	ひもで縛る
雑誌・ダンボール			月 1 回	ひもで縛る
ペットボトル			月 1 回	収集かご
缶類			月 1 回	収集かご
ビン類			月 1 回	収集かご
発泡スチロール	直営		2 ヶ月に 1 回	—
粗大ごみ	委託		年 4 回	—
有害ごみ	直営		年 4 回	—
乾電池	—	拠点回収	隨時	—
小型家電	—	拠点回収	隨時	—

表 4-13 ストックヤードの概要

項目	内容
名称	関ヶ原町資源物ストックヤード
所在地	不破郡関ヶ原町大字藤下 205
開設年月	平成 19 年 4 月
面積	3,980 m ²

表 4-14 ecos (拠点回収施設) の概要

項目	内容
名称	ecos (エコス)
所在地	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 3462-1
開設年月	平成 25 年 8 月
回収品目	ペットボトル、ペットボトルキャップ、空き缶、空き瓶、段ボール、新聞紙・チラシ、雑誌・雑紙、牛乳パック、古着類、かばん・くつ、廃食油、有害ごみ

6 中間処理計画

現在の広域的なごみ処理体制体制を継続し、組合による計画的かつ効果的な修繕や更新、維持管理を推進し、処理施設の長寿命化を図ります。

燃やせるごみは、南濃衛生施設利用事務組合の「養老ドリームパーク」のガス化溶融施設にて焼却処理を行い、焼却残渣の一部は溶融スラグとして資源化します。

また、資源物のうち、ペットボトル、プラスチック類、製品プラスチック（令和11年度より）は、南濃衛生施設利用事務組合のリサイクルセンターで選別・圧縮・梱包処理します。

燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみは、西南濃粗大廃棄物処理組合の処理施設「西南濃粗大廃棄物処理センター」で破碎・選別処理を行い、可燃物、磁性物、不燃物に選別します。

7 最終処分計画

がれき類（安定品目）は埋立処分量の減量に努め、本町保有の最終処分場の延命化を図ります。

また、燃やせるごみの焼却残渣、燃やせないごみ・粗大ごみの破碎残渣は南濃衛生施設利用事務組合、西南濃粗大廃棄物処理組合によって管理される最終処分場で埋立処分します。現在の広域的なごみ処理体制を継続し、組合による計画的かつ効果的な修繕や更新、維持管理を推進します。

なお、令和11年度より、南濃衛生の（仮称）一般廃棄物最終処分場の埋立を開始します。

8 その他ごみの処理に関し必要な事項

「脱炭素社会・循環共生型社会」の実現に向けて、次の施策を実施します。

(1) 廃棄物減量等推進審議会

本町における廃棄物の減量化対策を実効あるものとするため、廃棄物減量等推進審議会による情報・意見交換を行います。

(2) 事業者の協力

事業用大規模建築物の所有者等及び多量排出事業者に対して、事業場における廃棄物の減量化・資源化、処理に関する計画作成の指導等を実施します。

事業系ごみの処理については、生活系ごみの分別区分に準じ処理するとともに、さらなる適正処理の推進を図ります。

また、簡易包装の実施や再利用可能な商品の採用、再資源化の容易な商品の開発といった消費者の排出抑制に資する事業活動へ協力を呼びかけていきます。

(3) 不適正排出及び不法投棄対策

ごみの分別及び収集日のお知らせは、「ごみ分別促進アプリ」や「ごみ収集表」及び「ごみ分別辞典」で行い、再資源化や美化運動及び食品ロスの削減等については、広報及びホームページ等により啓発活動を推進し、住民、事業者及び行政が連携して関係法令等を遵守していきます。

不法投棄防止巡回パトロールの実施や、ごみの適正処理について、住民及び事業者に啓発を行うとともに、警察機関や地域住民と連携を図って不法投棄の監視体制を強化していきます。

(4) 災害対策

災害時の廃棄物処理については、岐阜県災害廃棄物処理計画に基づき、周辺の廃棄物処理施設等との連携体制を構築し、緊急事態に備えます。

また、平成 29 年度に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、災害時に発生する廃棄物を迅速かつ的確に処理できる体制を整備していきます。

第5章 生活排水処理の現状と課題

1 生活排水の処理体系

下水道施設及び生活排水処理施設は、生活環境の向上、河川等の公共用水域の水質保全をはじめ、良好な水環境の維持・回復、循環型社会形成への貢献など、多面的な機能を持ち、人々の生活に大きな役割を果たしています。

本町では、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽整備事業により町全域の施設整備に努めおり、令和元年度に玉農業集落排水事業が公共下水道事業に統合されました。また、本町のし尿処理は、広域的な連携のもと、大垣衛生施設組合で処理し、施設の適切な維持管理を行っています。本町の生活排水処理の流れは図5-1に、下水道計画図は図5-2に示すとおりです。

本町の令和6年度末の生活排水処理形態別人口の割合は、公共下水道が67.5%、今須農業集落排水が9.3%、合併処理浄化槽が7.3%、単独浄化槽が7.3%、くみ取りが8.7%となっています。単独浄化槽及びくみ取りは、生活雑排水が未処理のまま河川に排出されているため、依然として河川の水質汚濁の原因となっています。

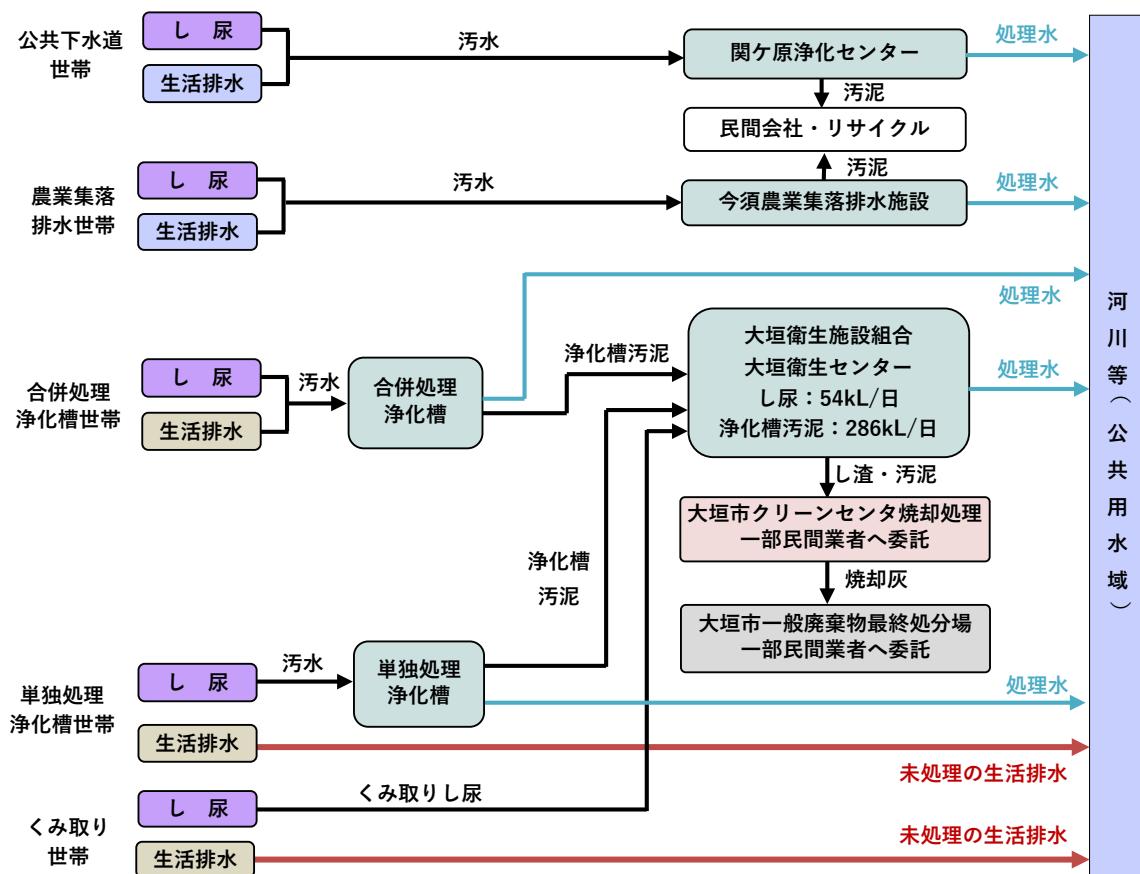


図5-1 生活排水処理の流れ

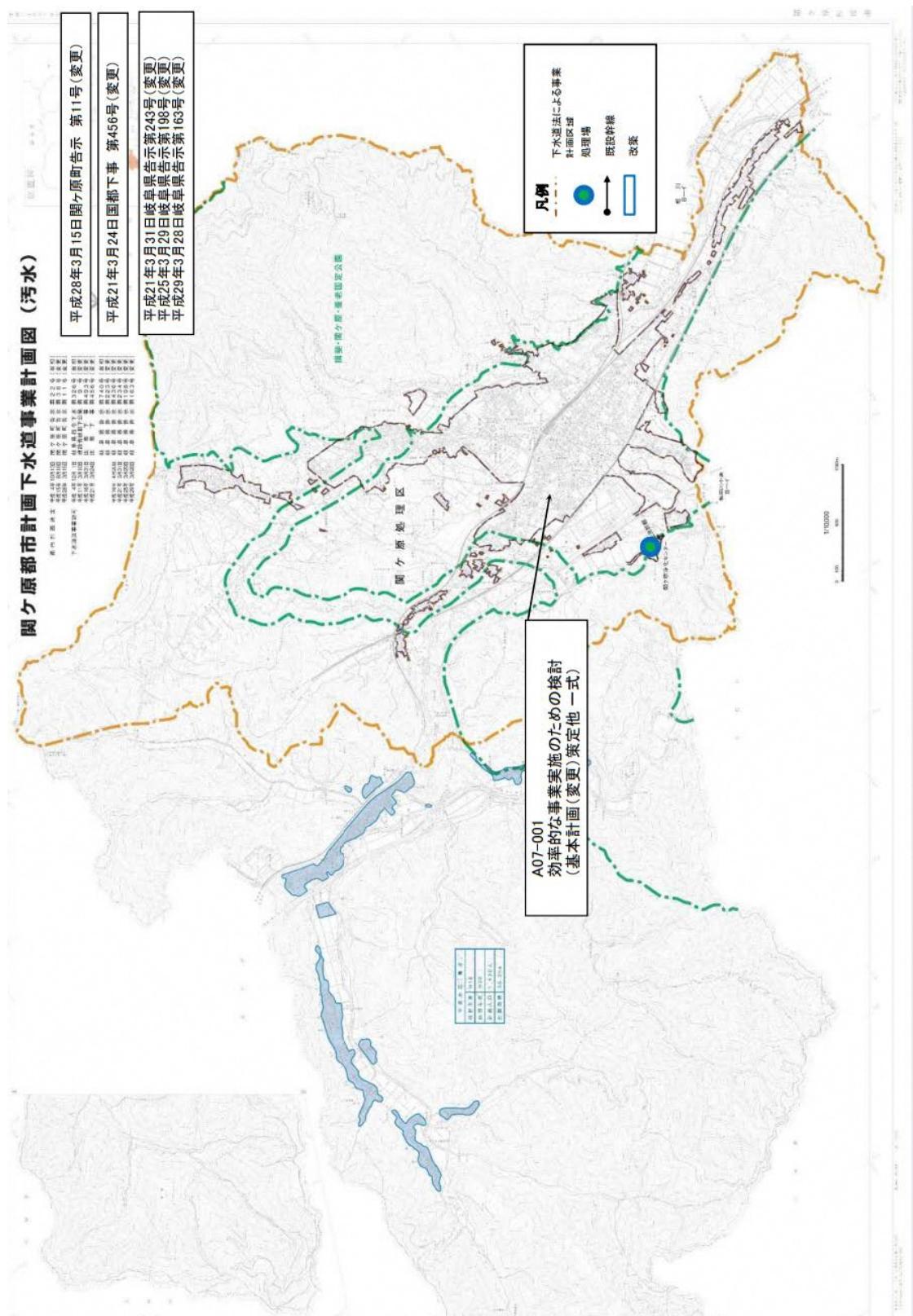


図 5-2 下水道事業計画図

2 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体は、表 5-1 に示すとおりです。

表 5-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水	処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水	本町
農業集落排水施設	し尿、生活雑排水	本町
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	大垣衛生施設組合

3 生活排水処理体制

(1) 収集・運搬

し尿の収集運搬は、法第 7 条に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が、計画収集区域内において、許可業者ごとに区域を定めて行っています。

浄化槽汚泥の収集運搬は、浄化槽法第 35 条に基づく浄化槽清掃業の許可を受け、かつ法第 7 条に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が、一体の業務として行っています。収集区域は、し尿の収集運搬区域に準じています。

令和 6 年度における本町のし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制は、表 5-2 及び表 5-3 に示すとおりです。

表 5-2 収集回数、方法

項目	収集回数	収集方法
し尿	月 1 回程度	バキューム式収集運搬車による個別方式
浄化槽汚泥	随時	バキューム式収集運搬車及び 汚泥濃縮車による個別方式

出典：令和 6 年度関ヶ原町一般廃棄物処理実施計画

表 5-3 搬入業者・保有車両台数

搬入業者	保有車両台数
関ヶ原衛生（有）	糞尿車 5 台、濃縮車 1 台
トバナ産業（株）	糞尿車 12 台
（株）光商会	糞尿車 7 台、濃縮車 1 台
（有）岐北	糞尿車 3 台、濃縮車 1 台

出典：令和 6 年度関ヶ原町一般廃棄物処理実施計画

(2) 生活排水処理施設

本町における生活排水処理施設の概要は、表 5-4～表 5-6 に示すとおりです。

関ヶ原浄化センターから発生した汚泥は脱水された後、民間業者によりバイオマス燃料化され、今須農業集落排水処理施設から発生した汚泥はコンポスト化され、大垣衛生センターから発生した汚泥は脱水処理後、焼却処分されます。

表 5-4 関ヶ原浄化センター（公共下水道）の概要

項目	内容
施設所管	関ヶ原町
所在地	関ヶ原町大字松尾字大谷口
処理方式	オキシデーションディッチ法+凝集剤添加
計画処理面積	318ha
計画処理人口	5,400 人
計画処理能力	3,400m ³ /日
放流先	1 級河川 藤古川
供用開始	平成 10 年度

出典：関ヶ原町

表 5-5 今須農業集落排水処理施設の概要

項目	内容
施設所管	関ヶ原町
所在地	関ヶ原町今須 2120-1
処理方式	鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式
計画処理面積	36ha
計画処理人口	1,430 人
計画処理能力	387m ³ /日
放流先	1 級河川 今須川
供用開始	平成 22 年度

出典：関ヶ原町

表 5-6 大垣衛生センター（し尿処理施設）の概要

項目	内容
施設所管	大垣衛生施設組合
所在地	大垣市荒川町 852 番地
処理対象物	し尿・浄化槽汚泥
処理方式	高負荷脱窒素処理+高度処理（砂ろ過+活性炭吸着）方式
計画処理能力	340kL/日（し尿 54 kL/日、浄化槽汚泥 286kL/日）
放流水量	510m ³ /日
放流先	1 級河川 大谷川
竣工	平成 13 年 3 月 12 日

出典：大垣衛生施設組合

4 生活排水処理の実績

(1) 生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口の推移は、表 5-7 及び図 5-3 に示すとおりです。

計画処理区域内人口の減少に伴って非水洗化人口以外は年々減少し、令和 6 年度の生活排水処理率は 84.1% です。

表 5-7 生活排水処理形態別人口の推移

区分	単位	R2	R3	R4	R5	R6
計画処理区域内人口	人	6,771	6,577	6,384	6,244	6,096
水洗化・生活雑排水処理人口	人	5,741	5,591	5,362	5,251	5,125
公共下水道人口	人	4,565	4,450	4,301	4,214	4,115
農業集落排水人口	人	599	584	595	584	568
合併処理浄化槽人口	人	577	557	466	453	442
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	579	565	558	449	442
単独処理浄化槽人口	人	579	565	558	449	442
非水洗化人口	人	451	421	464	544	529
し尿人口（くみ取り）	人	451	421	464	544	529
自家処理人口	人	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	84.8	85.0	84.0	84.1	84.1

※ 生活排水処理率 = 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口

端数処理により割合・合計が合わないことがある。

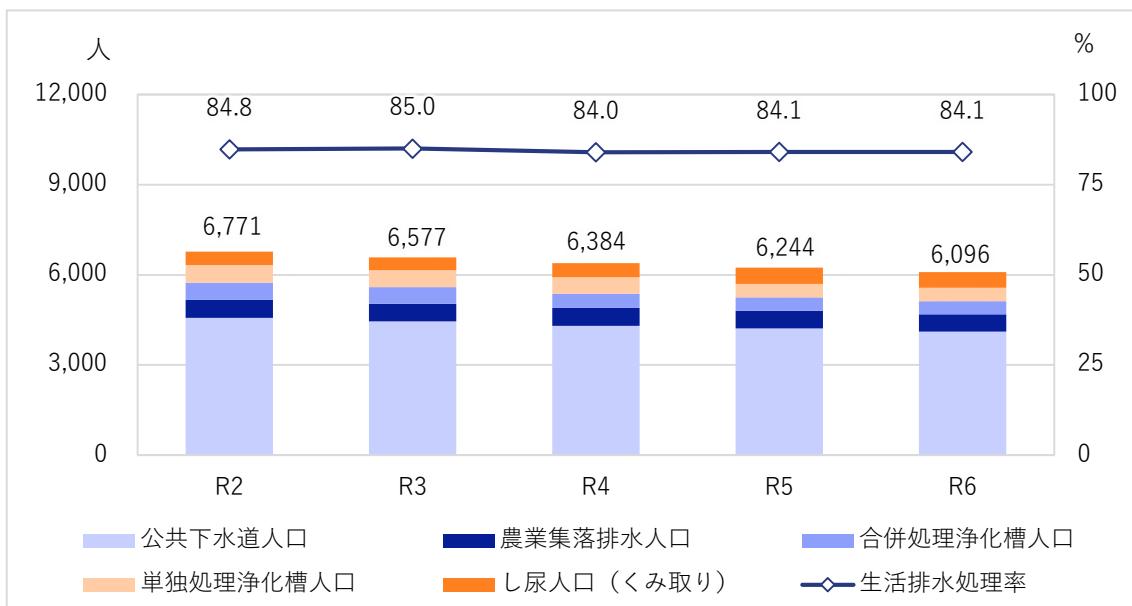


図 5-3 生活排水処理形態別人口の推移

(2) し尿・浄化槽汚泥発生量

し尿・浄化槽汚泥発生量の推移は、表 5-8 及び図 5-4 に示すとおりです。

表 5-8 し尿・浄化槽汚泥発生量の推移

項目	単位	R2	R3	R4	R5	R6
し尿	k L/年	494	533	618	609	654
浄化槽汚泥	k L/年	1,336	1,311	1,376	1,318	1,258
合計	k L/年	1,830	1,844	1,994	1,927	1,912
1 日平均搬入量	L/人・日	5.0	5.1	5.5	5.3	5.2

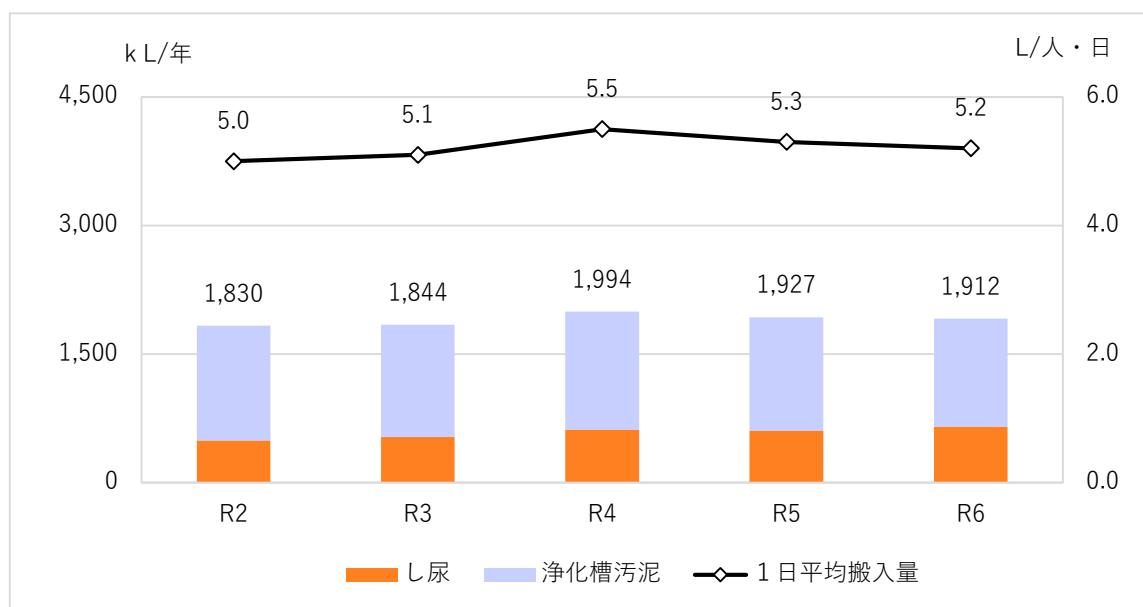


図 5-4 し尿・浄化槽汚泥発生量の推移

5 生活排水処理の課題

本町における生活排水処理の現状を考慮し、生活排水処理事業の課題を整理すると、次のとおりです。

(1) 生活排水処理率の改善

本町の生活排水処理率は 84.1% であり、単独浄化槽人口及びくみ取りを合わせた生活雑排水未処理率 15.9% の生活雑排水が未処理のまま河川に排出されているため、依然として河川の水質汚濁の原因となっています。

公共下水道等への接続や合併処理浄化槽の設置推進により汚水処理人口普及率を改善し、生活排水による河川などへの汚濁負荷が軽減され、快適で衛生的な生活環境が保たれるよう取り組む必要があります。

(2) 公共下水道施設・農業集落排水施設等の維持管理費の抑制

下水道事業を取り巻く環境は、建設の時代から効率的な維持管理の時代に変化しています。

平成 28 年度には、効率的な事業推進のため、玉地区の農業集落排水区域の公共下水道区域への統合、下水道の利用予定がない区域の除外する下水道計画の見直しを行っています。

今後は、公共下水道施設・農業集落排水施設等の老朽化に伴う更新に多額の費用を要するため、維持管理費の抑制に努める必要があります。

(3) し尿処理施設の延命化等

人口は減少傾向にあるため、本町のし尿・浄化槽汚泥の発生量は年々減少しており、大垣衛生施設組合の構成市町を含む施設全体の搬入量も年々減少しています。

人口減少や下水道整備の進捗等は、大垣衛生センターの稼働率低下等に伴う事業経営の非効率化への影響が懸念されるため、延命化等に向けた将来計画の検討が必要です。

(4) 合併処理浄化槽の適正管理

浄化槽は微生物の働きにより水をきれいにするため、性能を発揮するには、浄化槽の中の水の流れを妨げるようなものや、微生物が働きにくくなるようなものを流さないことが大切です。

また、浄化槽を使用するには、「保守点検」、「清掃」、「法定検査」の 3 つを行う義務があり、整備された浄化槽の適正管理を促していく必要があります。

第6章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の基本理念

本町を流れる一級河川「相川、藤古川、今須川、大栗毛川」は、美しい景観の構成要素であるとともに、水害を防止する点で重要な役割を果たしており、多様な観点から保全に努める必要があります。

しかし、人々の暮らしが豊かになったことで家庭からの排水等による生活環境の悪化や公共水域の汚濁が懸念されるようになり、現在は地球規模で生活排水対策の推進が図られるなど、健全な水環境を取り戻すために、早急な対策が求められています。

本町では、快適な生活環境の中で暮らせるまちを維持するため、引き続き、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽整備事業により町全域の施設整備の推進を図ります。

また、水質改善のために生活排水の適正処理を推進し、衛生的で快適な生活環境を確保するとともに、蛍や淡水魚などをはじめとする多様な水生生物の生息が可能な川であり続けることを目指します。

2 生活排水処理の基本方針及び施策

生活排水処理の基本方針及び施策は、表6-1に示すとおりです。

表6-1 生活排水処理の基本方針及び施策

基本方針	内容
下水道事業の推進	<p>①「下水道事業経営戦略」に基づき、財源確保や整備手法を検討しながら、公共下水道事業及び今須農業集落排水事業を計画的・効率的に推進します。</p> <p>②公共下水道は、「ストックマネジメント計画」に基づき、施設の老朽化対策を推進していきます。</p> <p>③今須農業集落排水施設は、適切な維持管理を進めます。</p> <p>④広報・啓発活動等を推進し、未接続世帯の接続を促進します。</p>
合併処理浄化槽の整備促進と適正管理の促進	<p>①集合処理に適さない区域において、合併処理浄化槽の整備に対して支援します。</p> <p>②設置後の浄化槽の清掃・点検など適正な維持管理を促進します。</p>

3 生活排水処理の見込み

(1) 生活排水処理形態別人口の将来予測結果

生活排水処理形態別人口の将来予測結果は、表 6-2 及び図 6-1 に示すとおりであり、令和 17 年度の生活排水処理率は 98.0% となります。

表 6-2 生活排水処理形態別人口の将来予測結果

区分	単位	現状	中間目標年度	最終目標年度
		R6	R12	R17
計画処理区域内人口	人	6,096	5,438	4,965
水洗化・生活雑排水処理人口	人	5,125	4,992	4,866
公共下水道人口	人	4,115	4,095	4,042
農業集落排水人口	人	568	506	462
合併処理浄化槽人口	人	442	391	362
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	442	201	45
単独処理浄化槽人口	人	442	201	45
非水洗化人口	人	529	245	54
し尿人口（くみ取り）	人	529	245	54
自家処理人口	人	0	0	0
生活排水処理率	%	84.1	91.8	98.0

※ 生活排水処理率 = 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口

端数処理により割合・合計が合わないことがある。

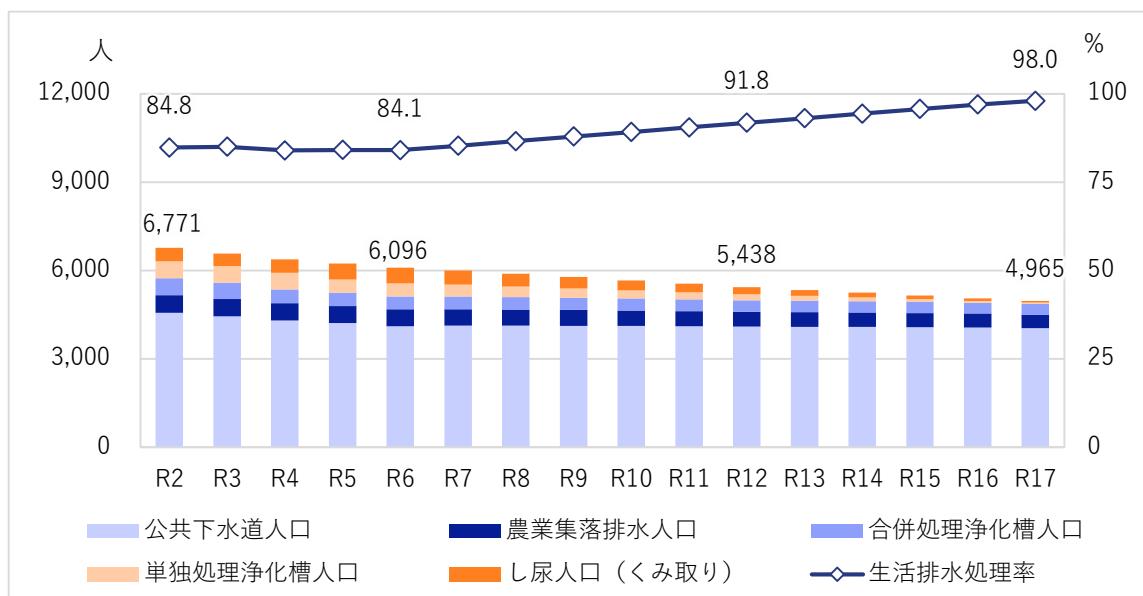


図 6-1 生活排水処理形態別人口の将来予測結果

(2) し尿・浄化槽汚泥発生量の将来予測結果

し尿・浄化槽汚泥量の将来予測結果は、表 6-3 及び図 6-2 に示すとおりです。

表 6-3 し尿・浄化槽汚泥量の将来予測結果

項目	単位	現状	中間目標年度	最終目標年度
		R 6	R 12	R 17
し尿	k L/年	654	301	67
浄化槽汚泥	k L/年	1,258	834	575
合計	k L/年	1,912	1,135	642
1 日平均搬入量	L/人・日	5.2	3.1	1.8

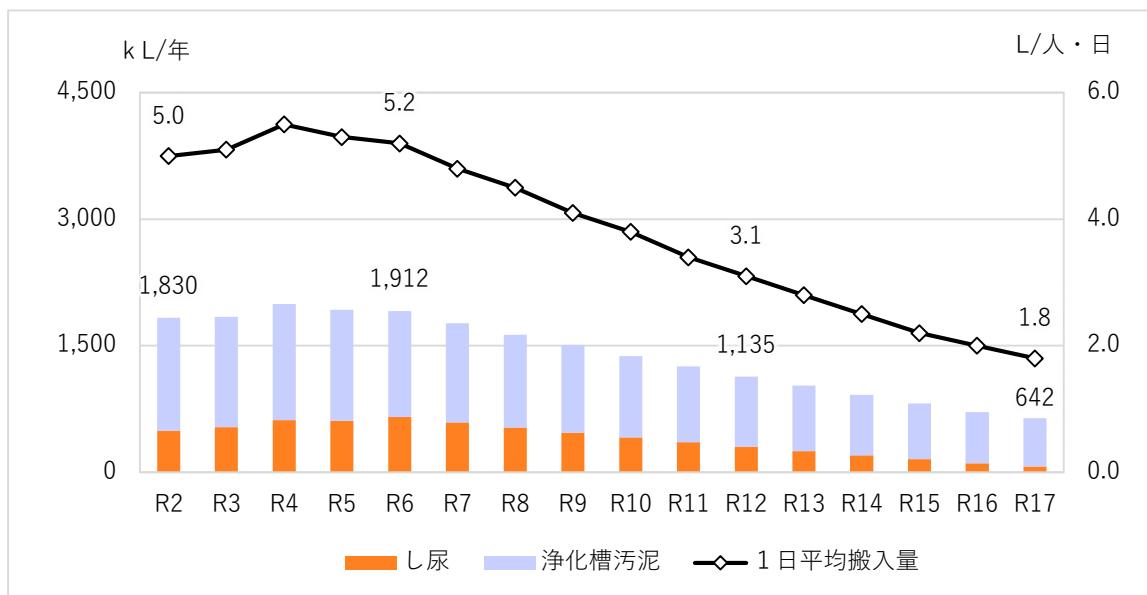


図 6-2 し尿・浄化槽汚泥量の将来予測結果

4 生活排水処理の目標値

本町の生活排水処理率は 84.1% であり、単独浄化槽人口及びくみ取りを合わせた生活雑排水未処理率 15.9% は生活雑排水が未処理のまま河川に排出されているため、依然として河川の水質汚濁の原因となっています。

そこで、本計画では、公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置等を推進し、水洗化率の向上を図り、生活排水処理率の目標値を、令和 12 年度に 91.8%、令和 17 年に 98.0% と定めます。

生活排水処理率を、

令和 12 年度 **91.8%**、令和 17 年度 **98.0%** とします。

5 生活排水処理に関する基本事項

現在の体制を継続しつつ、今後の社会状勢の変化に合わせ、環境・衛生面、経済面に留意し、生活排水処理体制の効率化に努めます。

また、し尿・浄化槽汚泥発生量の状況を踏まえて、収集・運搬体制の見直しを行います。

(1) 生活排水処理フロー

令和 17 年度における本町の生活排水処理の流れは図 6-3 に示すとおりであり、現状の体制を維持します。

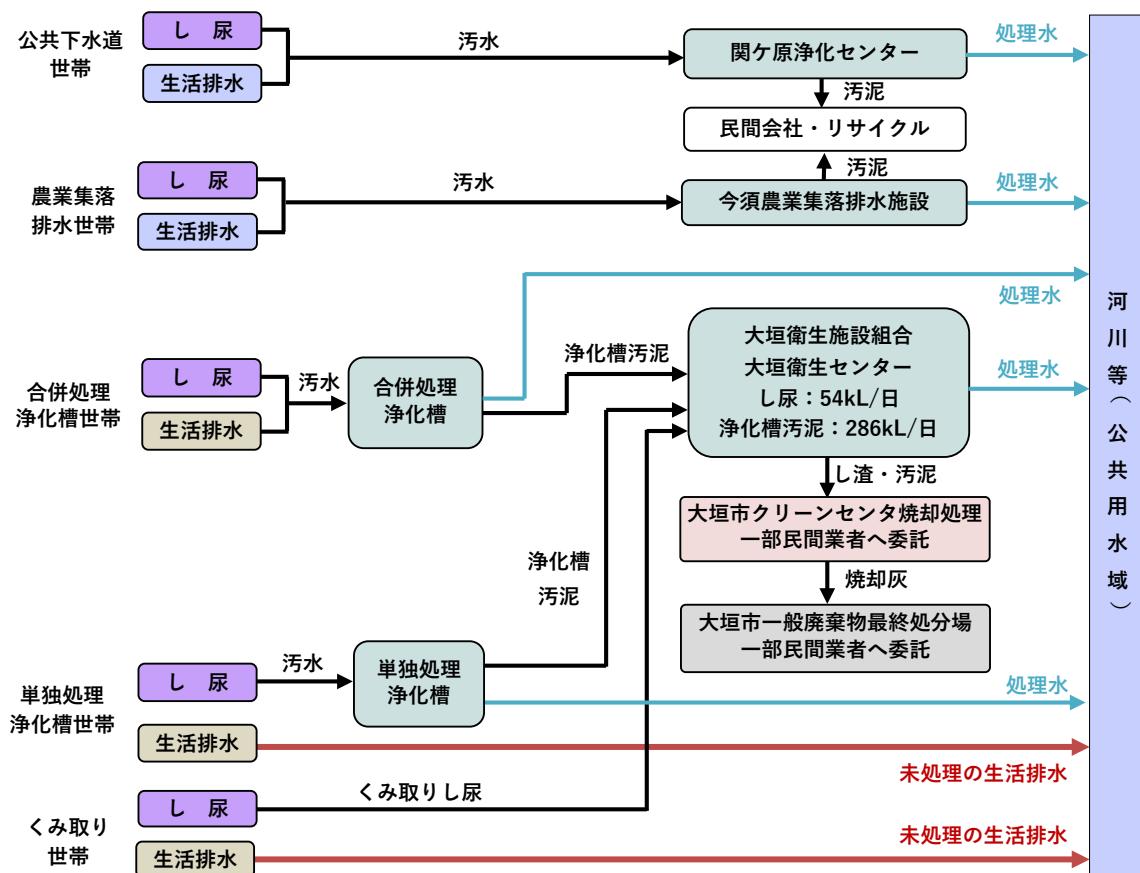


図 6-3 生活排水処理の流れ（令和 17 年度）

(2) 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体は表 6-4 に示すとおりであり、現状の体制を継続します。

表 6-4 生活排水の処理主体（令和 17 年度）

処理施設の種類	対象となる生活排水	処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水	本町
農業集落排水施設	し尿、生活雑排水	本町
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	大垣衛生施設組合

(3) 収集・運搬

現状の体制を継続し、し尿・浄化槽汚泥発生量の状況を踏まえて、収集・運搬体制の見直しを行います。

令和 17 年度における本町のし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制は、表 6-5 に示すとおりです。

し尿の収集運搬は、法第 7 条に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が、計画収集区域内において、許可業者ごとに区域を定めて行うこととします。

また、浄化槽汚泥の収集運搬は、浄化槽法第 35 条に基づく浄化槽清掃業の許可を受け、かつ法第 7 条に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が、一体の業務として行い、収集区域は、し尿の収集運搬区域に準ずることとします。

表 6-5 収集回数、方法（令和 17 年度）

項目	収集回数	収集方法
し尿	月 1 回程度	バキューム式収集運搬車による個別方式
浄化槽汚泥	随時	バキューム式収集運搬車及び 汚泥濃縮車による個別方式

(4) 生活排水処理施設

本町における生活排水処理施設は、表 6-6～表 6-8 に示すとおりであり、現状の体制を維持します。

公共下水道及び農業集落排水は本町保有の施設で処理し、施設の老朽化対策を推進します。また、関ヶ原浄化センターから発生した汚泥は脱水された後、民間業者によりバイオマス燃料化され、今須農業集落排水処理施設から発生した汚泥はコンポスト化をします。

し尿・浄化槽汚泥の処理は、広域的な連携のもと、大垣衛生施設組合で施設の適切な維持管理を図ります。また、大垣衛生センターから発生した汚泥は脱水処理後、焼却処分します。

表 6-6 関ヶ原浄化センター（公共下水道）の概要

項目	内容
施設所管	関ヶ原町
所在地	関ヶ原町大字松尾字大谷口
処理方式	オキシデーションディッチ法+凝集剤添加
計画処理面積	318ha
計画処理人口	5,400 人
計画処理能力	3,400m ³ /日
放流先	1 級河川 藤古川
供用開始	平成 10 年度

表 6-7 今須農業集落排水処理施設の概要

項目	内容
施設所管	関ヶ原町
所在地	関ヶ原町今須 2120-1
処理方式	鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式
計画処理面積	36ha
計画処理人口	1,430 人
計画処理能力	387m ³ /日
放流先	1 級河川 今須川
供用開始	平成 22 年度

表 6-8 大垣衛生センター（し尿処理施設）の概要

項目	内容
施設所管	大垣衛生施設組合
所在地	大垣市荒川町 852 番地
処理対象物	し尿・浄化槽汚泥
処理方式	高負荷脱窒素処理+高度処理（砂ろ過+活性炭吸着）方式
計画処理能力	340kL/日（し尿 54 kL/日、浄化槽汚泥 286kL/日）
放流水量	510m ³ /日
放流先	1 級河川 大谷川
竣工	平成 13 年 3 月 12 日

(5) 住民に対する広報・啓発活動

個々の家庭から排出される生活雑排水の未処理放流が、生活環境の悪化や公共用水域の水質汚濁の要因となることを広く周知し、生活環境や水環境の保全のための生活排水の適正処理の必要性について、岐阜県が推進する「ブルーリバー作戦」等により、家庭で実践できる排水対策の啓発活動を進めていきます。

公共下水道、農業集落排水への未接続世帯に対して接続を促進し、集合処理に適さない区域において、合併処理浄化槽の整備に対して支援します。

また、合併処理浄化槽の設置後、浄化槽の清掃・点検など適正な維持管理を促進します。

ブルーリバー作戦

あなたもできる「^よ四い心がけ」

- 流さない 水切りネットや ごみかごで
- 流さない 廃油回収 再利用
- 流さない 洗剤・シャンプー 適量に
- 流さない ペットボトルも 空きかんも

第7章 計画の推進

1 脱炭素社会・循環共生型社会の実現とSDGsの目標達成

本計画では、住民、事業者、関係団体、行政等がそれぞれの役割と責任を果たし、連携して一体となって「脱炭素社会・循環共生型社会」の実現を目指し、図7-1に示すSDGsの目標達成につなげていきます。

廃棄物（食品ロス）の減量化・資源化等を通じて、環境負荷の少ない生活様式を定着させ、不法投棄対策や生活排水対策等の推進を通じて、森・里・川・海の自然なつながりを支え、環境学習を実施して環境保全意識の向上に努めます。

また、南濃衛生施設利用事務組合、西南濃粗大廃棄物処理組合、大垣衛生施設組合及び民間業者等と協力し、廃棄物の収集・運搬、処理に伴う化石燃料使用量の抑制などを行い、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

ゴール	ターゲット	
 4 質の高い教育をみんなに	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
 6 清潔な水とトイレをみんなに	6.3	2030年までに、汚染を減らす、ゴミが捨てられないようにする、有害な化学物質が流れ込むことを最低限にする、処理しないまま流す排水を半分に減らす、世界中で水の安全な再利用を大きくやすなどの取り組みによって、水質を改善する。
	6. b	水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する
 7 安全で、みんなにアクセスしやすいエネルギー	7.2	2030年までに、世界のエネルギー・ミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
 8 働き方改革と経済成長	8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
 11 環境にやさしい都市をみんなに	11.6	2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
 12 つくる責任、つかう責任	12.3	2030年までに、お店や消費者のところで捨てられる食料（一人当たりの量）を半分に減らす。また、生産者からお店への流れのなかで、食料が捨てられたり、失われたりすることを減らす。
	12.5	2030年までに、ごみが出ることを防いだり、減らしたり、リサイクル・リユースをして、ごみの発生する量を大きく減らす。
 13 気候変動に具体的な対応を	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
 14 海洋を守る	14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
 15 陸地を守る	15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
 17 パートナーシップで目標を達成	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

図7-1 本計画に関連するSDGsのゴール及びターゲット

2 計画の推進と公表

本計画の推進には、住民・事業者・行政の協働が必要です。

また、住民や事業者の意見・要望を反映させ本計画を効率的に推進していくために、廃棄物減量等推進審議会によって進捗状況の管理と長期的展望に立ったシステムの選択を行い、図 7-2 に示す「計画」(Plan)・「実行」(Do)・「評価」(Check)・「見直し」(Action) のいわゆる PDCA サイクルで継続的に本計画の点検・見直し・評価を実施します。

また、本計画を広く周知するため、ホームページ等で公開するとともに、広報等により情報提供を行います。

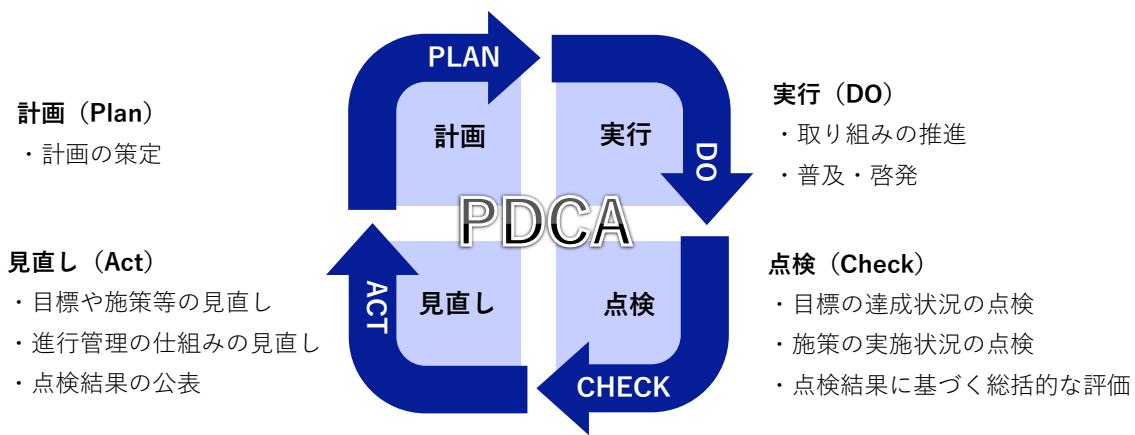


図 7-2 PDCA サイクル



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

この計画書の本文は古紙パルプ配合率70%・白色度75%の
グリーン購入法適合商品を使用しています。